



# 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書

(復興特別所得税の還付の請求はできません。)

税務署長 ____年____月____日提出	納税地 住所・居所・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。) (〒 _____ )	職業
	上記以外の住所・事業所等 納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 _____ )	
	フリガナ氏名	電話番号
	個人番号	

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付について次のとおり請求します。

<b>還付請求金額</b> (下の還付請求金額の計算書の⑳の金額)	円
--------------------------------------	---

純損失の金額の生じた年分	年分	還付の請求が、事業の廃止、相当期間の休止、事業の全部又は重要部分の譲渡、相続によるものである場合は右の欄に記入してください。	請求の事由 (該当する文字を○で囲んでください。) 事業の { 廃止 休止 譲渡 相続 }	左の事実の生じた年月日 ．．． 休 止 期 間 ．．．	この純損失の金額について、既に繰戻しによる還付を受けた事実の有無 有・無
純損失の金額を繰り戻す年分 (純損失の金額の生じた年の前年分を書きます。)	年分				

## 還付請求金額の計算書 ( )

○申告書と一緒に提出してください。  
(電話番号) 署 税 理 士 名

金 額			金 額			
円			円			
純損失の金額 年分の金額	A 純損失の金額	総所得	①	B Aの繰り戻す前年金額	総所得	④
		変動所得	②		変動所得	⑤
		その他	③		その他	⑥
純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算	C 課税される金額	総所得	⑦	繰戻し後の税額	E 繰戻される後の課税金額	⑮
		山林所得	⑧		山林所得	⑯
		退職所得	⑨		退職所得	⑰
	D Cに対する税額	⑦に対する税額	⑩	F Eに対する税額	⑮に対する税額	⑱
		⑧に対する税額	⑪		⑯に対する税額	⑲
		⑨に対する税額	⑫		⑰に対する税額	⑳
	計 (100円未満の端数は切り捨ててください。)	⑬		計 (100円未満の端数は切り捨ててください。)	㉑	
	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額	⑭		純損失の金額の繰戻しによる還付金額 (⑬-㉑)と⑭のいずれか少ない方の金額	㉒	

千円未満の端数は切り捨ててください。

還付される税金の受取場所	(銀行等の預金口座に振込みを希望する場合)	(ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合)
	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所 _____ 預金 口座番号 _____	貯金口座の _____ 記号番号 _____ (郵便局等の窓口受取りを希望する場合)

税務署整理欄	通信日付印の年月日	確 認	整 理 番 号		一 連 番 号
	年 月 日		0		
	番号確認	身元確認	確 認 書 類		
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード/通知カード/運転免許証 その他 ( )			

## 書 き 方

- 1 この請求書は、本年において生じた純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付の請求をする場合に提出するものです。

(注) 復興特別所得税の還付の請求はできません。

- 2 この請求書は、繰戻しを行う純損失の金額が生じた年分の確定申告書とともに確定申告期限までに提出してください。

※ 請求書を提出する際には、①個人番号(マイナンバー)の記入及び②請求をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

なお、請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記入しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

- 3 この請求書の各欄は、次のように書いてください。

- (1) 「年分の純損失の金額」①～⑥欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「年分の純損失の金額」欄

空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。

ロ 「A 純損失の金額」①～③欄の各欄

純損失の金額の内訳を書きます。

この場合、事業の廃止などの特別な事由により、その前年分に生じた純損失の金額を前々年分に繰戻しをしようとする方で、既にその一部を繰り戻した金額があるとき、又は廃止などした年分の所得金額から控除した金額があるときは、これらの金額を差し引いた残りの純損失の金額を書きます。

ハ 「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」④～⑥欄の各欄

「A 純損失の金額」①～③欄の純損失の金額のうち前年分に繰り戻す金額をそれぞれ書きます。

なお、純損失の金額は、その全部を繰り戻さないで、一部を繰り戻し、残りを翌年以降3年間に繰り越して翌年以後の所得金額から差し引くこともできます。

- (2) 「前年分の税額」⑦～⑭欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「C 課税される所得金額」⑦～⑨欄及び「D Cに対する税額」⑩～⑬欄の各欄

純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額(分離課税の上場株式等の配当所得等、分離課税の土地建物等の譲渡所得、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等を除きます。また、既に純損失の一部について繰戻しをしている場合は、その繰り戻した金額を差し引いた金額)及びそれに対する算出税額の内訳を前

年分の確定申告書の控えなどから転記します。

ロ 「源泉徴収税額を差し引く前の所得税額」⑭欄

純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を差し引く前の所得税額(※)を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。

※ 分離課税の上場株式等の配当所得等、分離課税の土地建物等の譲渡所得、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等に対する税額を除きます。

また、既に純損失の金額の一部について繰戻しによる所得税額の還付を受けている場合には、その還付金額を差し引いた金額になります。

なお、税額控除額のうち、外国税額控除額又は分配時調整外国税相当額控除額が含まれている場合は、外国税額控除額又は分配時調整外国税相当額控除額及び源泉徴収税額を差し引く前の所得税額から所得税に係る外国税額控除額又は分配時調整外国税相当額控除額(復興特別所得税の額から控除される金額は含みません。)を差し引いた金額になります。

- (3) 「繰戻し額控除後の税額」⑮～⑳欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「E 繰戻し後の課税される所得金額」⑮～⑰欄の各欄

「C 課税される所得金額」⑦～⑨から「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」④～⑥を差し引いた金額を書きます。

なお、その差し引き方については、一定の順序がありますから、詳しくは税務署にお尋ねください。

ロ 「F Eに対する税額」⑱～㉑欄の各欄

「⑮」～「⑰」までの各欄の金額について、それぞれ純損失の生じた年の前年分の税額表などを適用して求めた算出税額を書きます。

なお、前年分の所得税について変動所得及び臨時所得の平均課税を受けている方は、税額の計算が複雑ですから、税務署にお尋ねください。

- (4) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、

② ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、書いてください。

なお、還付される税金の受取りには預貯金口座(ご本人名義の口座に限ります。)への振込みをご利用ください。

(注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。

1	0	7	0
1	0	8	0



## 所得税・消費税の納税管理人の選任・解任届出書

\_\_\_\_\_ 税務署長

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 提出

納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 - )  (TEL - - )		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - )  (TEL - - )		
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
個人番号			
職業		フリガナ 屋号	

所得税・資産の譲渡等に係る消費税の納税管理人として、次の者を選任・解任したので届けます。

1 届出の区分（該当する区分を○で囲んでください。） 選任 ・ 解任

2 選任・解任した納税管理人

〒

生年月日

住所

(居所) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日生

フリガナ

氏名 \_\_\_\_\_

本人との続柄（関係） \_\_\_\_\_

職業 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

3 法の施行地外における住所又は居所となるべき場所（選任の場合）又は選任したときの納税地（解任の場合）

\_\_\_\_\_

4 納税管理人を選任・解任した理由

5 その他参考事項（(1)及び(2)は選任の場合のみ記載してください。）

(1) 出国（予定）年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 帰国予定年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

(2) 国内で生じる所得内容（該当する所得を○で囲むか、又はその内容を記載します。）

事業所得 不動産所得 給与所得 譲渡所得

上記以外の所得がある場合又は所得の種類が不明な場合（ \_\_\_\_\_ ）

(3) その他

関与税理士  
  
(TEL - - )

税務署整理欄	整理番号	関係部門連	A	B	C	番号確認	身元確認
	0						<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
	3						確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（ _____ ）

## 書 き 方

- 1 この届出書は、個人である納税者が納税管理人を選任又は解任した場合に提出するものです。
- 2 選任された納税管理人は、不服申立てに関する事項を除き、次の事項を行うこととなります。

- (1) 国税に関する法令に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の作成及び提出
- (2) 税務署長等（その所属の職員を含む。）が発する書類の受領
- (3) 国税の納付及び還付金等の受領

- 3 この届出書は、納税者の納税地の所轄税務署長に提出してください。

また、納税管理人を解任する際、納税管理人を選任したときの納税地と現在の納税地が異なるときは、それぞれの納税地の所轄税務署長にこの届出書を提出してください。

- 4 届け出る税目に応じて、標題の中の「所得税・消費税の……」の「所得税・」若しくは「・消費税」の不要の文言及び本文の中の「所得税・資産の譲渡等に係る消費税の……」の「所得税・」若しくは「・資産の譲渡等に係る消費税」の不要の文言を抹消してください。
- 5 納税管理人を選任する場合には、標題の中の「・解任」を抹消し、納税管理人を解任する場合には、標題の中の「選任・」を抹消してください。

※ 納税管理人を変更する場合には、既に届け出ている納税管理人を「納税管理人の解任届出書」を提出することにより解任した上で、「納税管理人の選任届出書」を提出することにより新たな納税管理人を選任してください。

- 6 「2 選任・解任した納税管理人」欄には、納税管理人が法人の場合は、「住所（居所）」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には、法人名及び代表者等氏名を、「職業」欄には、事業内容を、それぞれ記載します。
- 7 「3 法の施行地外における住所又は居所となるべき場所（選任の場合）又は選任したときの納税地（解任の場合）」欄には、選任した場合は、国内に住所及び居所を有しないこととなる場合の国外における住所又は居所を記載し、解任した場合は、納税管理人を選任したときの納税地と現在の納税地が異なるときに、選任したときの納税地を記載します。

※ 届出書を提出する際には、①個人番号（12桁）の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

なお、届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る65万円の青色申告特別控除・過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書

優良

\_\_\_\_\_ 税務署長  
\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日提出

納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 _____ ) (TEL _____ )		
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 _____ ) (TEL _____ )		
フリガナ	_____	生年月日	_____年_____月_____日
氏名	_____		
整理番号	_____	職 業	_____
		フリガナ	_____
		屋 号	_____

- 1 届出の区分（適用を受けたい内容に応じて、以下の□のいずれかにチェックを入れる。）
- 所得税の国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る**65万円の青色申告特別控除（※）**の適用を受けたいので、規則第5条第1項の規定により届け出ます。  
（※）65万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、**仕訳帳及び総勘定元帳**について、規則第5条第5項に規定する要件に従って保存する必要があります。
- 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る**65万円の青色申告特別控除及び過少申告加算税の特例（※）**の適用を受けたいので、規則第5条第1項の規定により届け出ます。  
（※）65万円の青色申告特別控除及び過少申告加算税の特例の適用を受けるためには、所得税又は消費税に係る**特例国税関係帳簿**について、規則第5条第5項に規定する要件に従って保存する必要があります。

2 特例の適用を受けようとする特例国税関係帳簿の種類並びに備付け及び保存に代える日（次に表示されている帳簿のほか、作成している場合にはその他の補助帳簿について記載する。）

帳簿の種類		備付け及び保存に代える日	帳簿の種類		備付け及び保存に代える日
根拠税法	名称等		根拠税法	名称等	
<input type="checkbox"/> 所得税法 <input type="checkbox"/> 消費税法	総勘定元帳	_____年_____月_____日	<input type="checkbox"/> 所得税法 <input type="checkbox"/> 消費税法		_____年_____月_____日
<input type="checkbox"/> 所得税法	仕訳帳	_____年_____月_____日	<input type="checkbox"/> 所得税法 <input type="checkbox"/> 消費税法		_____年_____月_____日
<input type="checkbox"/> 所得税法 <input type="checkbox"/> 消費税法		_____年_____月_____日	<input type="checkbox"/> 所得税法 <input type="checkbox"/> 消費税法		_____年_____月_____日
<input type="checkbox"/> 所得税法 <input type="checkbox"/> 消費税法		_____年_____月_____日	<input type="checkbox"/> 所得税法 <input type="checkbox"/> 消費税法		_____年_____月_____日

- 3 その他参考となるべき事項
- (1) 特例の適用を受けようとする国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラム（ソフトウェア）の概要
- 市販のソフトウェアのうちJ I I M Aの認証を受けているもの  
(メーカー名： \_\_\_\_\_ 商品名： \_\_\_\_\_ )
- 市販のソフトウェア（メーカー名： \_\_\_\_\_ 商品名： \_\_\_\_\_ )
- 自己開発（委託開発の場合は、委託先： \_\_\_\_\_ )
- (2) その他参考となる事項

税 理 士 署 名 \_\_\_\_\_

※ 処理欄	通信日付印	確認	入力年月日	入力担当者	番号確認	(摘要)
	_____年_____月_____日		_____年_____月_____日			

## 書 き 方

- 1 この届出書は、①所得税の国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る 65 万円の青色申告特別控除の適用を受けようとする場合、又は、②所得税の国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る 65 万円の青色申告特別控除の適用及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 8 条第 4 項（過少申告加算税の軽減措置）の規定の適用を受けようとする場合に使用してください。
- 2 上記 1 ①又は②の適用を受けようとする場合には、あらかじめ、この届出書を所轄税務署長に提出してください。  
 なお、本規定の適用を受けようとする年分に係る法定申告期限（翌年の 3 月 15 日）までに、この届出書を提出した場合には、あらかじめ、届出書を提出したものと取り扱います。

### 3 各欄の記載要領

項目	欄	記載要領
1	届出の区分	上記 1 の①及び②について、適用を受けたい内容に応じて、□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。
2	根拠税法	上記 1 の①又は②の適用を受けようとする特例国税関係帳簿（※）の保存義務等を規定している税法の文言の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。なお、本規定の適用を受けようとする特例国税関係帳簿が、所得税法及び消費税法の両方により保存義務等が規定されているときは、両方の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。
	名称等	名称等の空白欄には、「総勘定元帳」及び「仕訳帳」以外の特例国税関係帳簿を作成している場合に、その作成している補助帳簿等について記載してください（上記 1 の①の適用を受ける場合は記載する必要はございません）。 なお、特例国税関係帳簿の名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している税法の条項を記載してください。 ※ 適用を受けようとする税目に係る全ての特例国税関係帳簿について記載してください。
	備付け及び保存に代える日	上記 1 ①又は②の適用を受けようとする特例国税関係帳簿の電磁的記録等の備付け及び保存をもってその特例国税関係帳簿の備付け及び保存に代える日を記載してください。 原則として課税期間の初日（1 月 1 日）となります。 なお、課税期間の定めのある帳簿について、課税期間の初日以外の日を備付け及び保存に代える日とする場合には、その日を備付け及び保存に代える日とする理由を「3(2) その他参考となる事項」欄に次のように記載してください。 <b>【記載例】</b> ○年○月○日に開業する予定のため。
3	(1) 特例の適用を受けようとする国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラム（ソフトウェア）の概要	届出者が特例国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラムについて、該当する□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。 なお、（ ）内は、メーカー名及び商品名又は委託先を記載してください。
	(2) その他参考となる事項	令和 4 年 1 月 1 日前において現に令和 3 年度の税制改正前の承認を受けている国税関係帳簿（以下「承認済国税関係帳簿」といいます。）について、令和 4 年 1 月 1 日以後に令和 3 年度の税制改正後の要件で保存等を行うこととする場合には、取りやめようとする承認済国税関係帳簿の種類等を記載してください（※この場合には、改めて承認済国税関係帳簿の承認取りやめの届出書を提出する必要はありません）。 <b>【記載例】</b> ○年○月○日に承認を受けた次の国税関係帳簿について、○年○月○日以後保存する国税関係帳簿についてはその承認を取りやめ、令和 3 年度の税制改正後の要件で保存等を行うこととしましたので、届け出ます。 ・総勘定元帳、仕訳帳、売掛金元帳、買掛金元帳、…（承認済国税関係帳簿の種類）

※ 特例国税関係帳簿・・・電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（この届出書において「規則」といいます。）第 5 条第 1 項（軽減された過少申告加算税の対象となる国税関係帳簿）に規定する特例国税関係帳簿（所得税法施行規則第 58 条第 1 項（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（財務大臣の定める取引に関する事項（注）の記載に係るものに限ります。）又は消費税法第 30 条第 7 項（仕入れに係る消費税額の控除）、第 38 条第 2 項（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）、第 38 条の 2 第 2 項（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除）及び第 58 条（帳簿の備付け等）に規定する帳簿）をいい

ます。

(注) 令和6年1月1日前に法定申告期限が到来する所得税については、所得税法施行規則第58条第1項に規定する全ての帳簿が特例国税関係帳簿になります。

(注) 上記の「財務大臣の定める取引に関する事項」とは、下表のとおり、所得税に係る帳簿の種類に応じて、それぞれ以下の事項となります。

所得税に係る帳簿の種類	財務大臣の定める取引に関する事項
不動産所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 手形（融通手形を除きます。以下、本表において同じです。）上の債権債務に関する事項 ② 上記①以外の債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。） ③ 所得税法第2条第1項第19号に規定する減価償却資産及び同項第20号に規定する繰延資産（以下、本表において「減価償却資産等」といいます。）に関する事項 ④ 収入に関する事項 ⑤ 費用に関する事項
事業所得（農業から生ずる所得を除きます。）を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 手形上の債権債務に関する事項 ② 売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含みます。）に関する事項 ③ 買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含みます。）に関する事項 ④ 上記①～③以外の債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。） ⑤ 減価償却資産等に関する事項 ⑥ 売上げ（加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するもの及び家事消費その他これに類するものを含みます。）その他収入に関する事項 ⑦ 仕入れその他費用に関する事項
事業所得（農業から生ずる所得に限ります。）を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。） ② 減価償却資産等に関する事項 ③ 収入に関する事項 ④ 費用に関する事項
山林所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。） ② 減価償却資産等に関する事項 ③ 山林の伐採・譲渡・家事消費その他これに類するものの収入に関する事項 ④ 費用に関する事項

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る65万円の青色申告特別控除・過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書 **取りやめ**

\_\_\_\_\_ 税務署長  
\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日提出

納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 _____ ) (TEL _____ - _____ - _____ )		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 _____ ) (TEL _____ - _____ - _____ )		
フリガナ 氏名	_____	生年月日	_____年 _____月 _____日
整理番号	職 業	フリガナ 屋 号	_____

- 1 届出の区分（適用を取りやめたい内容に応じて、以下の□の**いずれか**にチェックを入れる。）
- \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日以後保存等を行う所得税の国税関係帳簿について、所得税の国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る**65万円の青色申告特別控除**の適用を取りやめます（※）ので、規則第5条第2項の規定により届け出ます。  
・ 特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日：\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日  
（※）この届出書を提出した日の属する年分以後の年分については、既に提出された上記の特例の適用を受ける旨の届出書は、その効力を失い、上記の特例の適用を受けることはできません。
- \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日以後保存等を行う特例国税関係帳簿について、国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る**65万円の青色申告特別控除及び過少申告加算税の特例**の適用を取りやめます（※）ので、規則第5条第2項の規定により届け出ます。  
・ 特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日：\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日  
（※）この届出書を提出した日の属する課税期間以後の課税期間については、既に提出された上記の特例の適用を受ける旨の届出書は、その効力を失い、上記の特例の適用を受けることはできません。

2 その他参考となるべき事項

税 理 士 署 名	_____				
-----------	-------	--	--	--	--

※ 税務署 処理欄	通信日付印	確認	入力年月日	入力担当者	番号確認	(摘要)
	年 月 日		年 月 日			



## 書 き 方

- 1 この届出書は、①所得税の国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る 65 万円の青色申告特別控除の適用をやめようとして、税務署長にその旨を届け出る場合、又は、②所得税の国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る 65 万円の青色申告特別控除の適用及び特例国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに記録された事項に関し修正申告等があった場合において電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 8 条第 4 項（過少申告加算税の軽減措置）の規定の適用をやめようとして、税務署長にその旨を届け出る場合に使用してください。

※ 特例国税関係帳簿・・・電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（この届出書において「規則」といいます。）第 5 条第 1 項（軽減された過少申告加算税の対象となる国税関係帳簿）に規定する特例国税関係帳簿（所得税法施行規則第 58 条第 1 項（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（財務大臣の定める取引に関する事項（注）の記載に係るものに限ります。）又は消費税法第 30 条第 7 項（仕入れに係る消費税額の控除）、第 38 条第 2 項（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）、第 38 条の 2 第 2 項（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除）及び第 58 条（帳簿の備付け等）に規定する帳簿）をいいます。

（注）上記の「財務大臣の定める取引に関する事項」とは、下表のとおり、所得税に係る帳簿の種類に応じて、それぞれ以下の事項となります。

所得税に係る帳簿の種類	財務大臣の定める取引に関する事項
不動産所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 手形（融通手形を除きます。以下、本表において同じです。）上の債権債務に関する事項 ② 上記①以外の債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。） ③ 所得税法第 2 条第 1 項第 19 号に規定する減価償却資産及び同項第 20 号に規定する繰延資産（以下、本表において「減価償却資産等」といいます。）に関する事項 ④ 収入に関する事項 ⑤ 費用に関する事項
事業所得（農業から生ずる所得を除きます。）を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 手形上の債権債務に関する事項 ② 売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含みます。）に関する事項 ③ 買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含みます。）に関する事項 ④ 上記①～③以外の債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。） ⑤ 減価償却資産等に関する事項 ⑥ 売上げ（加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するもの及び家事消費その他これに類するものを含みます。）その他収入に関する事項 ⑦ 仕入れその他費用に関する事項
事業所得（農業から生ずる所得に限ります。）を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。） ② 減価償却資産等に関する事項 ③ 収入に関する事項 ④ 費用に関する事項
山林所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。） ② 減価償却資産等に関する事項 ③ 山林の伐採・譲渡・家事消費その他これに類するものの収入に関する事項 ④ 費用に関する事項

※ 所得税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 11 号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律により電磁的記録による保存等の承認を受けている国税関係帳簿又は国税関係書類について、電磁的記録等による保存等をやめようとする場合には、この届出書ではなく、「国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書」を提出してください。

※ この届出書により上記②の適用を取りやめる旨を届け出た場合には、「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書」を提出する必要はありません。

- 2 上記 1 ①又は②の適用を取りやめようとする場合には、この届出書を所轄税務署長に提出してください。  
なお、この届出書を提出した日の属する課税期間以後の課税期間については、既に提出された上記 1 ①又は②の適用を受ける旨の届出書は、その効力を失います。 9

### 3 各欄の記載要領

項目	欄	記載要領
1	届出の区分	<p>上記1の①及び②について、適用を取りやめたい内容に応じて、□（チェック欄）にレ印を付して表示し、取りやめようとする年月日を記載してください。</p> <p>また、特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載してください。</p>
2	その他参考となるべき事項	<p>その他参考となる事項を記載します。</p>

住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書に関する経過措置に係る届出書

税務署受付印

※整理番号	
-------	--

令和 年 月 日  税務署長殿	(フリガナ) 住所又は居所 <small>(法人の場合) 本店又はたる事務所の所在地</small>	.....  (電話番号 - - )
	(フリガナ) 名称 (屋号)	.....
	法人番号	
	(フリガナ) 氏名 <small>(法人の場合) 代表者氏名</small>	.....

租税特別措置法第41条の2の3第2項の年末残高等調書について、次の事項を届け出ます。

1 届出の区分 (該当する□にチェックを入れる。)

- 年末残高等調書の提出が困難である事情が解消した旨の届出
- 年末残高等調書に個人番号を記載することが困難な事情が解消した旨の届出

※ 上記の届出は、令和\_\_年分の年末残高等調書から適用します。

2 その他参考となるべき事項

国税庁ホームページにおいて、上記の届出を提出している者であることにつき、名称 (屋号) 等及び適用される年末残高等調書の年分を公表することに同意します。

税理士署名

※税務署 処理欄	通信日付印	確認	入力年月日	入力担当者	番号確認	(摘要)
	年 月 日		年 月 日			

## 書 き 方

1 この届出書は、租税特別措置法第41条の2の3（住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書）第2項の年末残高等調書について、令和4年改正法附則第34条（住宅借入金等を有する場合の特別税額控除に関する経過措置）第3項に規定する年末残高等調書を提出することが困難である事情が解消した場合又は令和4年改正租税特別措置法規則附則第5条（住宅借入金等を有する場合の特別税額控除に関する経過措置）第5項に規定する個人番号を記載することが困難である事情が解消した場合に、税務署長にその旨を届け出るときに使用してください。

### 2 各欄の記載要領

項目	欄	記載要領
1	届出の区分	届出の内容に応じて、 <input type="checkbox"/> （チェック欄）にレ印を付して表示し、適用しようとする年分を記載してください。
2	その他参考となるべき事項	その他参考となる事項を記載します。

3 この届出書をご提出いただくことにより、年末残高等調書を提出することとなった者の名称（又は氏名）等及び適用される年末残高等調書の年分を国税庁ホームページにおいて公表することに同意いただける場合は、（チェック欄）にレ印を付して表示してください。

# 年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

## 1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

- ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者の氏名、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額 (自己負担額)(注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
円	円	円

(注) 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

## 2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
<b>2 の 合 計</b>			②	①

<b>医療費の合計</b>	A	(②+②) 円	B	(①+①) 円
---------------	---	---------	---	---------

## 3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 円	A	←
保険金などで補てんされる金額		B	←
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円)	C	←
所得金額の合計額		D	←
④ × 0.05	(赤字のときは0円)	E	←
⑤と10万円のいずれか少ない方の金額		F	←
医療費控除額 (C - F)	(最高200万円、赤字のときは0円)	G	←

申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。

(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。  
 ・ 退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額  
 ・ ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額(特別控除前の金額)  
 なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4繰越損失を差し引く計算」欄の③の金額を転記します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

# 医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、所得税法第73条（医療費控除）の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご注意ください。

## 1 医療費通知に記載された事項

医療費通知を添付する場合、(1)～(3)を記入します。

※1 医療費通知とは、医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

- ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者の氏名 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
- ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

※2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限ります。

※3 医療費通知に保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

### (1)「医療費通知に記載された医療費の額（自己負担額）」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

※ 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

### (2)「(1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

### (3)「(2)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。

※ 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きません。

保険金などで補てんされる金額が確定申告書を提出する時までには確定していない場合には、その保険金などの見込額を記載します。後日、保険金などを受け取った際に、その額が見込額と異なるときは、申告内容を訂正してください。

## 記入例

(1) 医療費通知に記載された医療費の額（自己負担額）(注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額
176,584 円	153,300 円	円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し合計額を記入します。

(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合はその金額を記入します。

## 2 医療費(上記①以外)の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。なお、「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(「1 医療費通知に記載された事項」に記入したものについては、記入しないでください。)

### (1)「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

### (2)「病院・薬局などの支払先の名称」欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

### (3)「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

### (4)「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象となる金額を記入します。

### (5)「(4)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額」欄

上記①(3)と同様です。

例) 国税太郎さんが○△病院に通院した場合

2月18日 診療：6,500円 通院費(JR、○○バス) 往復780円

5月28日 診療：5,500円 通院費(JR、○○バス) 往復780円

○△病院計：12,000円 通院費計：1,560円

※ 「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療器具の購入(いずれも通常必要なものに限ります。)などがある場合にチェックします。

※ 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。

※ 控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくはパンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

## 記入例

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額
国税 太郎	○△病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	12,000 円	円
//	JR、○○バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	1,560	

## 添付又は提示が必要な書類

### ● この「医療費控除の明細書」（添付）

### ● 医療費通知（原本※）「1 医療費通知に記載された事項」に記入したものに限り添付。（添付）

※ 令和3年分以後の確定申告書を提出する場合は、原本に代えて電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面（電子証明書等に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付された出力書面をいいます。）を添付することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

### ● 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類を取得する必要があります。

これらの書類に記載された①証明年月日、②証明書の名称及び③証明者の名称（医療機関名等）を明細書の適宜の欄又は欄外余白などに記載することで、添付又は提示を省略しても差し支えありません。この場合、添付等を省略した証明書などは、確定申告期限等から5年間ご自宅等で保管する必要があります。

#### ◎ 寝たきりの人のおむつ代

※ おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法的主要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

医師が発行した「おむつ使用証明書」

#### ◎ 温泉利用型健康増進施設の利用料金

温泉療養証明書

#### ◎ 指定運動療法施設の利用料金

運動療法実施証明書

#### ◎ ストマ用装具の購入費用

ストマ用装具使用証明書

#### ◎ B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用

医師の診断書（その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの）

#### ◎ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用

処方箋（医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの）

#### ◎ 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用

在宅介護費用証明書

医療費控除に関する詳しいことは、パンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

医療費通知などの書類を添付する場合は、こちらに貼ってください。

# 年分 セルフメディケーション税制の明細書

※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。

住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

## 1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 取組内容	<input type="checkbox"/> 健康診査	<input type="checkbox"/> 予防接種	<input type="checkbox"/> 定期健康診断
	<input type="checkbox"/> 特定健康診査	<input type="checkbox"/> がん検診	<input type="checkbox"/> ( )
(2) 発行者名 <small>(保険者、勤務先、市区町村、医療機関名など)</small>			

※取組に要した費用は、控除対象となりません。

## 2 特定一般用医薬品等購入費の明細 「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額 <span style="float: right;">円</span>	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額 <span style="float: right;">円</span>
合	計	A	B

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

## 3 控除額の計算

支払った金額	(合計) 円	A	←	
保険金などで補てんされる金額		B		
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円)	C		
医療費控除額 (C - 12,000円)	(最高8万8千円、赤字のときは0円)	D		

{ 申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記し、「区分」の□に「1」と記入します。 }

## 重要なお知らせ

令和3年分の確定申告から「健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行ったことを明らかにする書類」の添付又は提示は必要なくなり、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付のみが必要となりました。  
ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から当該書類の提示又は提出を求める場合がありますので、当該書類はご自宅等で保管してください。

## セルフメディケーション税制の明細書の記載要領

この明細書は、租税特別措置法第41条の17（セルフメディケーション税制による医療費控除の特例）の適用を受ける場合に使用します。  
**この控除を受ける方は、通常の医療費控除を受けることができませんので、ご注意ください。**

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(※)を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

※ 特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費及び令和4年以降に購入された医薬品でスイッチOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する一定の医薬品の購入費をいいます。

### 1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

- (1) 「取組内容」欄  
取組を行ったことを明らかにする書類(※)を確認し、該当する取組内容をいずれか一つチェックします。  
※ 下記の「5年間保管が必要な書類」をご確認ください。
- (2) 「発行者名」欄  
取組を行ったことを明らかにする書類の発行者の名称を記入します。

### 2 特定一般用医薬品等購入費の明細

- (1) 「薬局などの支払先の名称」欄  
医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。  
領収書が複数ある場合は、購入先ごとにまとめて記入することができます。
- (2) 「医薬品の名称」欄  
購入した医薬品の名称を記入します。  
複数の医薬品を購入した場合は、名称を並べて記入します。
- (3) 「支払った金額」欄  
医薬品の購入金額を記入します。  
複数の医薬品を購入した場合は、購入金額の合計を記入します。
- (4) 「(3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄  
生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金がある場合に、その金額を記入します。



領収書に控除の対象であることが記載されています。

同一の薬局で複数の医薬品を購入した場合は、医薬品名を並べて記入するとともに購入金額の合計を記入します。

#### 記入例

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
国 税 薬 局	ゼイムEX、カクテイ胃腸薬MN	2,164 円	円
□□ドラッグストア	○○○○、○○○、○○○○○、○○○	13,753	
//	○○○、○○○、○○○○、○○○○		

医薬品の名称が枠内に記入しきれない場合は、このように記入します。

## 5年間保管が必要な書類

### ● 適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類

①氏名 ②取組を行った年 ③事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限り、例えば次の書類です。

- インフルエンザの予防接種又は定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症等)の領収書又は予防接種済証
- 市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表
- 職場で受けた定期健康診断の結果通知表(「定期健康診断」という名称又は「勤務先(会社等)名称」が記載されている必要があります。)
- 特定健康診査の領収書又は結果通知表(「特定健康診査」という名称又は「保険者名(ご加入の健保組合等の名称)」が記載されている必要があります。)
- 人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診(検診)の領収書又は結果通知表(「勤務先(会社等)名称」又は「保険者名(ご加入の健保組合等の名称)」が記載されている必要があります。)

※ 上記の書類に必要な事項が記載されていない場合は、勤務先や保険者などに一定の取組を行ったことの証明を依頼し、証明書の交付を受ける必要があります。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

### ● 特定一般用医薬品等の領収書



# 特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書

(この計算書は、確定申告をする配当所得(申告分離課税を選択)したものを除きます。以下同じです。)のうちに、特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある方が使用します。

(平成 年分)

氏 名

## 1 配当所得の区分

課 税 総 所 得 金 額		①	円
配 当 所 得 の 金 額		②	
②の の 対 象 と な る 配 当 の 控 除 の	剰 余 金 の 配 当 等 に 係 る 配 当 所 得 の 金 額	③	
	特定証券投資信託 の収益の分配に係る	④	
	外貨建等証券投資信託 以外に係る金額	⑤	

← 課税総所得金額、課税短期譲渡所得金額、課税長期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等に係る課税配当所得等の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額を書いてください。

← 配当所得の金額を書いてください。申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得については、配当控除は適用できません。

← 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配等及び特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を書いてください。

← 外貨建等証券投資信託以外の特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を書いてください。

← 特定証券投資信託のうち、外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を書いてください。

## 2 配当控除額の計算

③ に 係 る 控 除 額 の 計 算	(①-④-⑤-1千万円)	⑥	(赤字のときは0) 円
	( ③ - ⑥ )	⑦	(赤字のときは0)
	( ⑦ × 10% )	⑧	
	((③-⑦) × 5%)	⑨	
④ に 係 る 控 除 額 の 計 算	(①-⑤-1千万円)	⑩	(赤字のときは0)
	( ④ - ⑩ )	⑪	(赤字のときは0)
	( ⑪ × 5% )	⑫	
	((④-⑪) × 2.5%)	⑬	
⑤ に 係 る 控 除 額 の 計 算	( ① - 1千万円)	⑭	(赤字のときは0)
	( ⑤ - ⑭ )	⑮	(赤字のときは0)
	( ⑮ × 2.5% )	⑯	
	((⑤-⑮) × 1.25%)	⑰	
配 当 控 除 額 (⑧+⑨+⑫+⑬+⑯+⑰)		⑱	

← ③欄に金額がある場合のみ書いてください。

← ④欄に金額がある場合のみ書いてください。

← ⑤欄に金額がある場合のみ書いてください。

← 申告書第一表の「税金の計算」欄の配当控除に転記してください。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

## 特定証券投資信託に係る配当控除を受けられる方へ

居住者が、確定申告をする配当所得（申告分離課税を選択したものを除きます。以下同じです。）のうちに特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得を有する場合には、その者のその年分の所得税額から、次の2により計算した金額を控除することができます。

なお、申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得については、配当控除は適用できません。

### 1 (1) 特定証券投資信託

特定証券投資信託とは、公社債投資信託以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除きます。）のうち、**特定外貨建等証券投資信託**以外のものをいいます。

### (2) 特定外貨建等証券投資信託

特定外貨建等証券投資信託とは、外貨建等証券投資信託（注1）のうち、外貨建資産割合（注2）及び非株式割合（注3）のいずれもが100分の75以下に定められている以外のものをいい、この収益の分配に係る配当所得については**配当控除を受けることはできません。**

なお、外貨建資産割合又は非株式割合が「制限なし」や「約款規定なし」等の場合は特定外貨建等証券投資信託に該当するため、配当控除を受けることはできません。

(注) 1 外貨建等証券投資信託とは、証券投資信託のうち、投資信託約款においてその証券投資信託の信託財産の全部又は一部を外国通貨で表示される株式、証券、その他の資産（以下「外貨建資産」といいます。）又は株式（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口を除きます。以下同じです。）以外の資産に運用する証券投資信託で、外貨建資産割合及び非株式割合のいずれもが100分の50以下に定められている以外のものをいいます。

2 外貨建資産割合とは、証券投資信託の外貨建資産の額がその信託財産の総額のうち占める割合をいいます。

3 非株式割合とは、証券投資信託の株式以外の資産の額がその信託財産の総額のうち占める割合をいいます。

		非株式割合		
		50%以下	50%超 ~75%以下	75%超【注】
外 貨 建 資 産 割 合	50%以下	裏面の④	裏面の⑤	特定証券投資信託 (④+⑤)
	50%超~ 75%以下			
	75%超【注】	特定外貨建等証券投資信託(配当控除なし)		

【注】「制限なし」や「約款規定なし」等と記載されている場合も該当  
※ 外貨建等証券投資信託・・・④以外の部分

## 2 配当控除額の計算

特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合の配当控除額は、次の(1)～(4)に掲げる場合に応じて計算します。

なお、配当所得の金額とは、他の所得の赤字と損益通算する前の配当所得の金額です。

### (1) 課税総所得金額（注1）が1千万円以下の場合・・・次のイとロの合計額

- イ 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配及び特定株式投資信託の収益の分配（以下「剰余金の配当等」といいます。）に係る配当所得の金額 × 10%
- ロ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額 × 5%

### (2) 課税総所得金額が1千万円を超え、かつ、課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得を控除した金額が1千万円以下の場合・・・次のイからハの合計額

- イ 剰余金の配当等に係る配当所得の金額 × 10%
- ロ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、課税総所得金額から1千万円を控除した金額に相当する部分の金額 (A) × 2.5%
- ハ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち (A) 以外の部分の金額 × 5%

### (3) 課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を差し引いた金額が1千万円を超える場合（(4)に該当する場合を除きます。）・・・次のイからハの合計額

- イ 剰余金の配当等に係る配当所得の金額のうち、課税総所得金額から1千万円と特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を控除した金額に相当する部分の金額 (A) × 5%
- ロ 剰余金の配当等に係る配当所得のうち、(A) 以外の部分の金額 × 10%
- ハ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額 × 2.5%

### (4) 課税総所得金額から剰余金の配当等に係る配当所得の金額と特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を差し引いた金額が1千万円を超える場合・・・次のイとロの合計額

- イ 剰余金の配当等に係る配当所得の金額 × 5%
- ロ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額 × 2.5%

(注) 1 課税総所得金額とは、課税総所得金額、課税短期譲渡所得金額、課税長期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等に係る課税配当所得等の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額をいいます。

2 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る金額に対する配当控除率は、課税総所得金額1千万円以下の部分については5%、課税総所得金額1千万円超の部分については2.5%が、それぞれ2.5%又は1.25%となります。

具体的な控除額の計算は、裏面の『特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書』により行ってください。

## 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書

( 年分)                      所得用                      氏名                     

本年外消費税額等に生じた必要経費に係る控除の対象	課税仕入れ等の税額等	①	円	← { 二面の①の金額を転記します。	
	控除対象仕入税額等	②			← { 二面の②の金額を転記します。
	控除対象外消費税額等 (① - ②)	③	(赤字のときは0)		
	③のうち資産に係るものの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等)	④			
	③のうち資産に係るもの以外のものの金額	⑤			← { 本年分の必要経費に算入します。
	消費税の課税売上割合	⑥	—	円 円	
	繰延等の消費税の計算	④のうち棚卸資産に係るものの合計額	⑦	円	← { これらの金額は、本年分の必要経費に算入します。
		④のうち特定課税仕入れに係るものの合計額	⑧		
		④のうち一の資産に係るものの金額が20万円未満のもの合計額	⑨		
		繰延消費税額等 (④ - ⑦ - ⑧ - ⑨)	⑩		
	⑩のうち本年分の必要経費算入額 (⑩ × $\frac{1}{60}$ × $\frac{1}{2}$ )	⑪			← { これらの金額は、本年分の必要経費に算入します。
	翌年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑩ - ⑪)	⑫			
前年の必要経費算入額等の明細	前年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額)	⑬		← { 「 $\frac{1}{60}$ 」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。	
	⑬のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑫の金額)	⑭			
	⑭のうち本年分の必要経費算入額 (⑭ × $\frac{1}{60}$ )	⑮			
	翌年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑭ - ⑮)	⑯			
2年前に生じた必要経費算入額等の明細	2年前に生じた繰延消費税額等 (前年の⑬の金額)	⑰		← { これらの金額は、本年分の必要経費に算入します。	
	⑰のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑯の金額)	⑱			
	⑱のうち本年分の必要経費算入額 (⑱ × $\frac{1}{60}$ )	⑲			
	翌年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑱ - ⑲)	⑳			
3年前に生じた必要経費算入額等の明細	3年前に生じた繰延消費税額等 (前年の⑰の金額)	㉑		← { 「 $\frac{1}{60}$ 」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。	
	㉑のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑳)の金額)	㉒			
	㉒のうち本年分の必要経費算入額 (㉒ × $\frac{1}{60}$ )	㉓			
	翌年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉒ - ㉓)	㉔			
4年前に生じた必要経費算入額等の明細	4年前に生じた繰延消費税額等 (前年の㉑の金額)	㉕		← { これらの金額は、本年分の必要経費に算入します。	
	㉕のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉔)の金額)	㉖			
	㉖のうち本年分の必要経費算入額 (㉖ × $\frac{1}{60}$ )	㉗			
	翌年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉖ - ㉗)	㉘			
5年前に生じた必要経費算入額等の明細	5年前に生じた繰延消費税額等 (前年の㉕の金額)	㉙		← { 「 $\frac{1}{60}$ 」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。	
	㉙のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉘)の金額)	㉚			
	㉚ × $\frac{1}{60}$	㉛			
	㉛のうち本年分の必要経費算入額 (㉚と㉛のいずれか少ない方の金額)	㉜			← { この金額は、本年分の必要経費に算入します。

※ 1 ⑥欄の分母及び分子の金額は次の金額を書きます。  
 分子  $\frac{\text{課税資産の譲渡等の対価の額 (税抜)}}{\text{資産の譲渡等の対価の額 (税抜)}}$  (輸出取引等の金額を含みます。)  
 分母  $\frac{\text{課税資産の譲渡等の対価の額 (税抜)}}{\text{資産の譲渡等の対価の額 (税抜)}}$  (非課税取引及び輸出取引等の金額を含みます。)  
 (注) 売上対価の返還等の金額がある場合は、分母及び分子の金額から控除します。

※ 2 ⑧欄の「特定課税仕入れ」とは、消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいいます。

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入の特例を受けられる方へ

この明細書は、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う年において、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）を採用している方が、消費税法第30条第1項の規定による仕入税額控除の適用を受ける場合、次に掲げるいずれかに該当するときに所得税法施行令（以下「所令」といいます。）第182条の2第1項から第4項までの規定の適用を受けるために使用します。

- 1 本年分における消費税法第30条第2項に規定する課税仕入れ等の税額（以下「課税仕入れ等の税額」といいます。）と当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額（以下「課税仕入れ等の税額等」といいます。）のうち、同条第1項の規定による仕入税額控除をすることができない金額及び当該仕入税額控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額（控除対象外消費税額等）で資産に係るものが生じた場合
- 2 前年以前に生じた所令第182条の2第3項に規定する繰延消費税額等が生じた場合

◎ 本年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳

	旧税率（5%）適用分		旧税率（8%）適用分		10%・標準税率適用分		8%・軽減税率適用分		計
	消費税額	地方消費税相当額	消費税額	地方消費税相当額	消費税額	地方消費税相当額	消費税額	地方消費税相当額	
課税仕入れ等の税額等	㊶	円 ㊷ (㊶×1/4) 円	㊸	円 ㊹ (㊸×1.7/6.3) 円	㊺	円 ㊻ (㊺× 2.2/7.8) 円	㊼	円 ㊽ (㊼× 1.76/6.24) 円	㊾ (㊶+㊷+㊸+㊹+ ㊺+㊻+㊼+㊽+㊿' +㊿'+㊿'+㊿' +㊿'+㊿') 円
	経過措置（8割控除）適用分								
					㊿'	㊿' (㊿' × 2.2/7.8) 円	㊿'	㊿' (㊿' × 1.76/6.24) 円	一面の①欄に 転記します。
控除対象仕入税額等	㊿	円 ㊿ (㊿×1/4)	㊿	円 ㊿ (㊿×1.7/6.3) 円	㊿	円 ㊿ (㊿× 2.2/7.8) 円	㊿	円 ㊿ (㊿× 1.76/6.24) 円	㊿ (㊿+㊿+㊿+ ㊿+㊿+㊿'+ ㊿'+㊿'+㊿'+ ㊿+㊿')
	経過措置（8割控除）適用分								
					㊿'	㊿' (㊿' × 2.2/7.8) 円	㊿'	㊿' (㊿' × 1.76/6.24) 円	一面の②欄に 転記します。

# 個別評価による貸倒引当金に関する明細書

(この明細書は、個別評価による貸倒引当金の繰入れを行う場合に使用します(詳しくは、  
裏面の「個別評価による貸倒引当金の繰入れをする方へ」をご覧ください。)

	(平成 令和	年分)	所得用	氏 名	
債 務 者	住所又は所在地 ①				
	氏名又は名称 ②				
個別評価の事由 ③			所令第144条第1項 第 号 該当	所令第144条第1項 第 号 該当	
上記事由の発生時期 ④			. .	. .	
繰 入 限 度 額 の 基 礎 と な る 金 額	貸金等の額 ⑤		円	円	
	⑤のうち5年以内に弁済される金額 (所令第144条第1項 第1号に該当する場合) ⑥				
	⑤ の う ち 取 立 て 等 の 見 込 額 の 基 礎 と な る	担保権の実行による 取立て等の見込額 ⑦			
		他の者の保証による 取立て等の見込額 ⑧			
		その他による取立て等の見込額 ⑨			
		(⑦+⑧+⑨) ⑩			
	⑤のうち実質的に 債権とみられない部分の金額 ⑪				
(⑤-⑥-⑩-⑪) ⑫					
繰 入 限 度 額	⑤の貸金等が所令第144条第1項 第1号又は第2号に該当する場合 (⑫の金額) ⑬				
	⑤の貸金等が所令第144条第1項 第3号又は第4号に該当する場合 (⑫の金額×50%) ⑭				
個別評価による繰入額 ⑮			円		

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

## 個別評価による貸倒引当金の繰入れをする方へ

事業所得、不動産所得又は山林所得(以下「事業所得等」といいます。)を生ずべき事業を営む方が、その有する売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる金銭債権で事業の遂行上生じたもの(以下「貸金等」といいます。)について次の1に掲げる事由による損失の見込額として、各年(事業の全部を譲渡し、又は廃止した日の属する年を除きます。)において貸倒引当金勘定に繰り入れた金額のうち、その年の12月31日においてその一部につきその損失が見込まれる貸金等(その貸金等に係る債務者に対する他の貸金等がある場合には、他の貸金等を含みます。)のその損失の見込額として次の2により計算した金額の合計額に達するまでの金額は、各年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができます。

(注)1 各年分において貸倒引当金に繰り入れた金額は、その翌年分において貸倒引当金繰戻額として収入金額に加算します。

2 個別評価による貸倒引当金の繰入れをする場合には、その事由が生じていることを証明する書類及び担保権の実行、保証債務の履行その他により取立て又は弁済の見込みがあると認められる部分の金額がある場合には、その金額を明らかにする書類などの保存が必要です。

### 1 対象となる事由

(1) 貸金等の債務者について生じた次の事由によりその弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合におけるその貸金等の額のうち、その事由が生じた年の翌年から5年以内に弁済されることとなっている金額以外の金額(担保権の実行その他によりその取立て又は弁済(以下「取立て等」といいます。)の見込みがあると認められる部分の金額を除きます。)(「所得税法施行令第144条第1項第1号該当」)。

① 更生計画認可の決定

② 再生計画認可の決定

③ 特別清算に係る協定の認可の決定

④ 法人税法施行令第24条の2第1項(再生計画認可の決定に準ずる事実等)に規定する事実が生じたこと

⑤ 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定(④に該当するものを除きます。)で、(イ)債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの、(ロ)行政機関、金融機関その他第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容が(イ)に準ずるもの

(2) 貸金等((1)に該当するものを除きます。)の債務者について、①債務超過の状態が相当期間継続しその営む事業に好転の見通しがないこと、②災害、経済事情の急変等により多大な損害が生じたことなどの事由が生じていることにより、その貸金等の一部の金額について取立て等の見込みがないと認められるとき(「所得税法施行令第144条第1項第2号該当」)。

(3) 貸金等((1)及び(2)に該当するものを除きます。)の債務者について、次の事由が生じているとき(「所得税法施行令第144条第1項第3号該当」)。

① 更生手続開始の申立て

② 再生手続開始の申立て

③ 破産手続開始の申立て

④ 特別清算開始の申立て

⑤ 手形交換所(手形交換所のない地域にあっては、その地域において手形交換業務を行う銀行団を含みます。)による取引停止処分

⑥ 電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関(一定の要件を満たすものに限ります。)による取引停止処分

(4) 外国の政府、中央銀行又は地方公共団体(以下「外国の政府等」といいます。)に対する貸金等のうち、これらの者の長期にわたる債務の履行遅滞によりその経済的な価値が著しく減少し、かつ、その弁済を受けることが著しく困難であると認められる事由が生じているとき(「所得税法施行令第144条第1項第4号該当」)。

### 2 繰り入れることのできる金額

(1) 1の(1)に該当する場合……貸金等の額のうち、その事由が生じた年の翌年から5年以内に弁済されることとなっている金額以外の金額

(2) 1の(2)に該当する場合……貸金等の額のうち、取立て等の見込みがないと認められる金額

(3) 1の(3)に該当する場合……貸金等の額(その貸金等の額のうち、その債務者から受け入れた金額があるため実質的に債権とみられない部分の金額及び担保権の実行、金融機関又は保証機関による保証、債務の履行その他により取立て等の見込みがあると認められる部分の金額を除きます。)の100分の50に相当する金額

(4) 1の(4)に該当する場合……貸金等の額(その貸金等の額のうち、外国の政府等から受け入れた金額があるため実質的に債権とみられない部分の金額及び保証債務の履行その他により取立て等の見込みがあると認められる部分の金額を除きます。)の100分の50に相当する金額

### 3 個別評価による貸倒引当金の繰入れをするための手続

個別評価による貸倒引当金の繰入れをする方は、「個別評価による貸倒引当金に関する明細書」(裏面の明細書)で繰入額を計算し、青色申告決算書又は収支内訳書に繰入額を記載するとともに、明細書は申告書と一緒に提出してください。

**家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例  
の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書**  
(裏面の2の(3)に当てはまる方は、この計算書を使用してください。)

( 年分 )

氏 名

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

事業所得	総収入金額	①	円
	特例適用前の必要経費の額	②	
雑所得	総収入金額 (公的年金等に係るものを 除きます。)	③	
給与所得の収入金額		④	
55万円 - ② - ④		⑤	(赤字のときは0)
55万円 - ③ - ④		⑥	(赤字のときは0)
特例適用後の必要経費の額	③がない場合	①と⑥との いずれか 少ない方の金額	⑦
	③が⑤より少ないか同額の場合		
	③が⑤より多い場合	②の金額	⑧
雑所得の額	③と⑤とのいずれか 少ない方の金額	⑨	

← 各種引当金・準備金等の繰戻額等の金額を含めて書きます。

← 「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」を適用する前の必要経費の額(青色申告特別控除額は含みません。)を書きます。

・青色申告の場合は、青色申告決算書の「青色申告特別控除前の所得金額」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に☺と書いてください。なお、申告書第一表の「所得金額等」欄の営業等・農業には、青色申告決算書の青色申告特別控除後の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に☺と書いてください。

・白色申告の場合は、収支内訳書の「所得金額」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に☺と書いてください。なお、申告書第一表の「所得金額等」欄の営業等・農業には、収支内訳書の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に☺と書いてください。

← 業務に係る雑所得の総収入金額から⑨の金額を控除した残額を申告書第一表の「所得金額等」欄の業務に書いてください。その際、金額の頭部に☺と書いてください。

(注) 事業所得の中に、営業等所得のほかに農業所得がある場合には、①及び②は、その合計額によって記載してください。この場合、⑦又は⑧の金額は、各所得の特例適用前の所得金額の比などによりあん分して、それぞれの事業所得の金額の計算上必要経費に算入してください。  
雑所得の中に、業務に係る雑所得のほかにその他の雑所得がある場合には、⑨の金額を業務に係る雑所得の収入金額から控除し、控除しきれなかったときは、その他の雑所得の収入金額から控除します。その他の雑所得が赤字の場合は0円になります。

○この計算書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法27」と書いてください。

## 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける方へ

次の1に掲げる方（以下「家内労働者等」といいます。）の事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、次の2に掲げる金額となります。

### 1 特例の対象となる方

特例の対象となる方は、次のいずれにも当てはまる方です。

- (1) 事業所得又は雑所得を有する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする方
- (2) 事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額と給与所得の収入金額との合計額が55万円に満たない方

(注)1 「家内労働者」とは、物品の製造や加工、改造、修理、浄洗、選別、包装、解体、販売又はこれらの請負を業とする人から、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含みます。）について委託を受けて、物品の製造や加工、改造、修理、浄洗、選別、包装、解体に従事する方であって、その業務について同居の親族以外の人を使用しないことを常態とする方をいいます。

2 事業所得が赤字となる方及び公的年金等の雑所得以外の雑所得が赤字となる方で公的年金等の雑所得のある方は、税務署におたずねください。

### 2 必要経費算入額

1に当てはまる方の事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、次の区分に応じて次のとおりです。

- (1) 事業所得がある場合で、業務又はその他（以下「業務等」といいます。）に係る雑所得の総収入金額及び給与所得の収入金額がないとき……事業所得の総収入金額（各種引当金・準備金等の繰戻額等の金額を含みます。以下同じ。）と55万円のいずれか少ない方の金額
- (2) 業務等に係る雑所得がある場合で、事業所得の総収入金額及び給与所得の収入金額がないとき……業務等に係る雑所得の総収入金額と55万円のいずれか少ない方の金額
- (3) 事業所得と業務等に係る雑所得のいずれもある場合又は給与所得の収入金額がある場合……**表面**の計算書により計算した金額

### ● 特例の適用を受けるための手続

i 2の(1)に当てはまる場合は、次の場合に依りそれぞれ次によります。

イ 青色申告の場合……青色申告決算書の「青色申告特別控除前の所得金額」欄に、総収入金額から2の(1)により計算した金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

なお、申告書第一表の「所得金額等」欄の営業等・農業には、青色申告決算書の青色申告特別控除後の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

ロ 白色申告の場合……収支内訳書の「所得金額」欄に、総収入金額から2の(1)により計算した金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

なお、申告書第一表の「所得金額等」欄の営業等・農業には、収支内訳書の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

ii 2の(2)に当てはまる場合は、業務に係る雑所得の総収入金額から2の(2)により計算した金額を控除した残額を申告書第一表の「所得金額等」欄の業務に書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

iii 申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法27」と書いてください。

iv 2の(3)に当てはまる場合は、**表面**の計算書により必要経費の額を計算し、計算書は申告書と一緒に提出してください。



令和 05 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

FA4025

1 住所及び氏名

住所, 郵便番号, 電話番号, フリガナ, 氏名

整理番号

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

共有者のフリガナ, 氏名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

家屋に関する事項, 土地等に関する事項

3 増改築等をした部分に係る事項

増改築等をした部分に関する事項

4 家屋や土地等の取得対価の額

取得対価の計算表

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

消費税率選択欄

6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延

入居遅延の記入欄

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

住宅借入金等の年末残高計算表

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

特定増改築等に係る事項の記入欄

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

特別控除額の記入欄

※次に該当する場合に、書いてください。

控除適用の判定欄

10 控除証明書の交付を要しない場合

控除証明書の交付を要しない場合の判定欄

整理欄, 登録, 登記, 契家, 契主, 残, 確, 証, 認定, 付, 仮, A, B, C

○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。○住宅借入金等に連帯債務がある場合には、併せて付表を使用します。

一面

提出用

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

# 令和05年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。				⑪	円
番号	居住の用に供した日等		算式等	住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	円
1	令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合(※1)	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	⑪×0.01=	(最高40万円)	円
2	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(4から12のいずれかを選択する場合を除きます。)	新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007=	(最高21万円)	円
		中古住宅又は増改築に該当するとき	⑪×0.007=	(最高14万円)	円
3		平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪×0.01=	(最高40万円)
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪×0.01=	(最高20万円)	円
4	認定住宅等が認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅に該当するとき	令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合(※1)	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	⑪×0.01=	(最高50万円)
		新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007=	(最高35万円)	円
5	認定住宅等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合(※1)	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪×0.01=	(最高50万円)
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪×0.01=	(最高30万円)	円
6	認定住宅等がZEH水準省エネ住宅に該当するとき(※5)	令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合(※1)	新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007=	(最高31万5千円)
		中古住宅に該当するとき	⑪×0.007=	(最高21万円)	円
7	認定住宅等が省エネ基準適合住宅に該当するとき(※5)	令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合(※1)	新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007=	(最高28万円)
		中古住宅に該当するとき	⑪×0.007=	(最高21万円)	円

二面 提出用 ○二面は一面と一緒に提出してください。

## (再び居住の用に供したことに係る事項)

転居年月日	年 月 日	再居住開始年月日	年 月 日
居住の用に供していない期間の家屋の用途	<input type="checkbox"/> 賃貸の用 年 月 日～ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 空家 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用	<input type="checkbox"/> 【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける	<input type="checkbox"/> 【再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける】	

- ※1 「令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合」欄の「住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき」欄は、令和4年中に居住の用に供した方のみが対象となります。
- ※2 ⑫欄の金額を一面の⑫欄に転記します。
- ※3 ⑫欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
- ※4 (特例)特別特例取得及び(特別)特定取得については、控除の裏面の「用語の説明」を参照してください。
- ※5 「ZEH水準省エネ住宅」又は「省エネ基準適合住宅」に該当し、(特例)特別特例取得に該当する場合は、番号「1」の「住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき」欄にて計算してください。
- ※6 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

## ○ 重複適用を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の⑫欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑬欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(⑫の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	⑬	円
			00

※ ⑬欄の金額を一面の⑬欄に転記します。

## ○ 不動産番号が一面に書ききれない場合

(1)   
 (2)   
 (3)   
 (4)

※(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。

1 住所及び氏名

住所、郵便番号、電話番号、フリガナ、氏名 (共有者の氏名)

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

家屋に関する事項、土地等に関する事項 (居住開始年月日、契約日、補助金等、面積)

3 増改築等をした部分に係る事項

増改築等に関する事項 (居住開始年月日、契約日、補助金等、面積)

4 家屋や土地等の取得対価の額

取得対価の計算表 (家屋、土地等、合計、増改築等)

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

消費税額等の選択 (なし又は5%, 8%, 10%)

6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延

入居遅延の有無 (あり)

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

住宅借入金等の年末残高計算表 (住宅のみ、土地等のみ、住宅及び土地等、増改築等)

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

特定増改築等に関する事項 (高齢者等居住改修工事、断熱改修工事等)

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。

※次に該当する場合に、書いてください。

税率が8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。

# 令和05年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。				⑪	円		
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)
1	令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合(※1)	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき ⑪×0.01=	⑳ (最高40万円) 円	8	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成31年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……㉑( ) ⑲の金額( )×0.02 + (㉒-⑲)×0.01=
2	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(4から12のいずれかを選択する場合を除きます。)	新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき ⑪×0.007=	⑳ (最高21万円) 円				⑳ (最高12万5千円) 円
		中古住宅又は増改築に該当するとき ⑪×0.007=	⑳ (最高14万円) 円				00
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき ⑪×0.01=	⑳ (最高40万円) 円				00
住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき ⑪×0.01=	⑳ (最高20万円) 円	00	住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……㉑( ) ⑲の金額( )×0.02 + (㉒-⑲)×0.01=	⑳ (最高12万円) 円	00		
3				9	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成31年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……㉑( ) ⑲の金額( )×0.02 + (㉒-⑲)×0.01=
4	認定住宅等が認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅に該当するとき	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき ⑪×0.01=	⑳ (最高50万円) 円				⑳ (最高12万5千円) 円
5		認定住宅等に係る住宅借入金等特別控除の特別を選択した場合	新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき ⑪×0.007=	⑳ (最高35万円) 円	00		
	中古住宅に該当するとき ⑪×0.007=		⑳ (最高21万円) 円	00			
6	認定住宅等がZEH水準省エネ住宅に該当するとき(※5)	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき ⑪×0.01=	⑳ (最高50万円) 円	10	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成31年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……㉑( ) ⑲の金額( )×0.02 + (㉒-⑲)×0.01=
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき ⑪×0.01=	⑳ (最高30万円) 円				⑳ (最高12万5千円) 円
7	認定住宅等が省エネ基準適合住宅に該当するとき(※5)	新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき ⑪×0.007=	⑳ (最高31万5千円) 円	11	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合(※1)	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき ⑪×0.012=
		中古住宅に該当するとき ⑪×0.007=	⑳ (最高21万円) 円				⑳ (最高60万円) 円
7	認定住宅等が省エネ基準適合住宅に該当するとき(※5)	新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき ⑪×0.007=	⑳ (最高28万円) 円	12	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪×0.009=
		中古住宅に該当するとき ⑪×0.007=	⑳ (最高21万円) 円				⑳ (最高45万円) 円
							⑪×0.009=
							⑪×0.009=
							⑪×0.012=
							⑪×0.012=
							⑪×0.012=
							⑪×0.012=

一面  
住

## (再び居住の用に供したことに係る事項)

転居年月日	年 月 日	再居住開始年月日	年 月 日
居住の用に供していない期間の家屋の用途	<input type="checkbox"/> 賃貸の用 年 月 日～ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 空家 <input type="checkbox"/> その他( )		
その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用	<input type="checkbox"/> 【再び居住の用に供した場合の再適用】再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける	<input type="checkbox"/> 【再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける	

- ※1 「令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合」欄の「住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき」欄は、令和4年中に居住の用に供した方のみが対象となります。
- ※2 ⑳欄の金額を一面の⑳欄に転記します。
- ※3 ⑳欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
- ※4 (特例)特別特例取得及び(特別)特定取得については、控用の裏面の「用語の説明」を参照してください。
- ※5 「ZEH水準省エネ住宅」又は「省エネ基準適合住宅」に該当し、(特例)特別特例取得に該当する場合は、番号「1」の「住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき」欄にて計算してください。
- ※6 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

### ○ 重複適用を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の⑳欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の㉓欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(⑳の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	㉓	円
			00

※ ㉓欄の金額を一面の㉓欄に転記します。

### ○ 不動産番号が一面に書ききれない場合

(1)  (2)

(3)  (4)

※(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。

# 令和 〇 5 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

## 1 住所及び氏名

住所	郵便番号	-	整理番号	□□□□□□□□			
	電話番号	( )	(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。				
フリガナ			フリガナ		フリガナ		
氏名			氏名		氏名		

一面

控用

## 2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	㉗ 平成□□.□□.□□ (令和□□.□□.□□)	
契約日	㉘ 平成□□.□□.□□	
契約区分	㉙ □□	
補助金等控除前の取得対価の額	㉚ □□□□□□□□	㉛ □□□□□□□□
交付を受ける補助金等の額	㉜ □□□□□□□□	㉝ □□□□□□□□
取得対価の額 (㉚ - ㉜) (㉛ - ㉝)	㉞ □□□□□□□□	㉟ □□□□□□□□
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きま	㊱ □□□□.□□	㊲ □□□□.□□
うち居住用部分の(床)面積	㊳ □□□□.□□	㊴ □□□□.□□
不動産番号	家屋 □□□□□□□□□□□□□□	土地 □□□□□□□□□□□□□□

## 3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	㉗ 平成□□.□□.□□
契約日	㉘ 平成□□.□□.□□
補助金等控除前の増改築等の費用の額	㉚ □□□□□□□□
交付を受ける補助金等の額	㉜ □□□□□□□□
増改築等の費用の額 (㉚ - ㉜)	㉞ □□□□□□□□
㉞のうち居住用部分の金額	㉟ □□□□□□□□
増改築等をした家屋の総床面積	㊴ □□□□.□□

この用紙は控用です。申告には、必ず提出用を使ってください。

## 4 家屋や土地等の取得対価の額

	㉑ 家屋	㉒ 土地等	㉓ 合計	㉔ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	① □□□□/□□□□	② □□□□/□□□□		③ □□□□/□□□□
(①, ②, ③) × ④	④ (① × ㉑の①)	⑤ (② × ㉒の①)	⑥ (④ + ⑤)又は(㉓の② + ㉔の②)	⑦ (③ × ㉔の①)
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額等	⑧ □□□□□□□□	⑨ □□□□□□□□	⑩ □□□□□□□□	⑪ □□□□□□□□
あなたの持分に係る取得対価の額等 (⑧ - ⑩)	⑫ □□□□□□□□	⑬ □□□□□□□□	⑭ □□□□□□□□	⑮ □□□□□□□□

## 5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5%  8%  10%  税率が10%の場合に㉞に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(契約書等に記載された消費税額) □□□□□□□□ 円

6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延  なし  あり

## 7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㉕ 住宅のみ	㉖ 土地等のみ	㉗ 住宅及び土地等	㉘ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	① □□□□□□□□	② □□□□□□□□	③ □□□□□□□□	④ □□□□□□□□
連帯債務に係るあなたの負担割合(付表)の㉙の割合 ※連帯債務がない場合には、100.0%と書きます	⑤ □□□□.□□	⑥ □□□□.□□	⑦ □□□□.□□	⑧ □□□□.□□
住宅借入金等の年末残高(付表)の㉚の金額 ※連帯債務がない場合には、⑤の金額を書きます	⑨ □□□□□□□□	⑩ □□□□□□□□	⑪ □□□□□□□□	⑫ □□□□□□□□
④と⑨のいずれか少ない方の金額	⑬ □□□□□□□□	⑭ □□□□□□□□	⑮ □□□□□□□□	⑯ □□□□□□□□
居住用割合 ※90%以上である場合には、100.0%と書きます	⑰ ㉕ ÷ ⑨	⑱ ㉖ ÷ ⑩	⑲ □□□□.□□	㉑ ㉘ ÷ ⑫
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑬ × ⑰)	㉒ □□□□□□□□	㉓ □□□□□□□□	㉔ □□□□□□□□	㉕ □□□□□□□□
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㉒ + ㉓ + ㉔ + ㉕) ※ ㉖の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㉖」欄に転記します。	㉖ □□□□□□□□			㉗ □□□□□□□□

## 8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

次の12欄から16欄に補助金等控除後の金額を書いてください。これらの金額が50万円を超えときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。詳しくは、控用の裏面を参照してください。	12 高齢者等居住改修工事等の費用の額	13 断熱改修工事等の費用の額	14 特定断熱改修工事等の費用の額	15 特定多世帯同居改修工事等の費用の額
16 特定耐久性向上改修工事等の費用の額	17 特定の増改築等工事の費用の合計額 (12 + 13 + 14 + 15)	18 あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (17又は17 × Dの1.)	特定の増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高 (12と18のいずれか少ない方の金額で最高20万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。)が特定取得 ※二面参照に該当しない場合は、最高20万円。)	
	19 □□□□□□□□	20 □□□□□□□□	21 □□□□□□□□	

## 9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。 番号 □□ 20 □□□□□□□□ 円

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%・10% 同一年中取得	家屋:1	増改築等:2	㉚又は㉛の金額(10%に係る部分のみ)	21 □□□□□□□□ 円	重複適用を受ける場合は、右の文字に○をした上で、二面の㉚の金額を転記してください。	重複適用	23 □□□□□□□□ 円
		㉜の④又は㉝の④の金額(10%に係る部分のみ)		22 □□□□□□□□ 円				

## 10 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。 要しない



# (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方

○ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(以下「計算明細書」といいます。)の作成に当たっては、次の1~8に留意して記載してください。併せて、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の控除額の計算・手続の詳細や令和4年以前に入居した方については、居住した年分の「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」をご確認ください。

なお、連帯債務による住宅借入金等を有する場合は、「(付表)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を併せて使用します。

## 1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄及び「3 増改築等をした部分に係る事項」欄

(1) 「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。

また、「土地等に関する事項」欄の「平成□□.□□.□□」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

(2) ④「契約日・契約区分」の区分□□は、住宅の新築に係る契約又は新築住宅の購入に係る契約の場合は「1」を、買取再販住宅の購入に係る契約の場合は「3」を、中古住宅の購入に係る契約の場合は「4」を記入します。

なお、令和4年以前に入居した方については、記入する内容が異なりますので、居住した年分の「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」をご確認ください。

④「契約日・契約区分」及び⑤「契約日」の「平成□□.□□.□□」は、令和3年1月1日から令和4年12月31日までに入居した場合に記載します。

(3) 住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合、⑥欄、⑦欄又は⑧欄にその金額を書いてください。

※ 補助金等とは、住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る契約を締結した場合におけるその住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。

なお、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、高齢者等居住改修工事等を含む増改築等、(特定)断熱改修工事等を含む増改築等又は特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、⑧欄にはこれらの補助金等の額の合計額を記入します。

また、「家屋及び土地等」の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や家屋と土地等のいずれの取得等に関し補助金等の交付を受けたか明らかでない場合には、次の算式により、「家屋」に係る補助金等の額と、「土地等」に係る補助金等の額とに区分した金額をそれぞれ⑨欄又は⑩欄に転記してください。

i 「家屋」に係る補助金等の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「家屋」の補助金等の額} + \frac{\text{「家屋及び土地等」の補助金等の額} \times \text{⑨欄の金額(円)}}{\text{⑨欄の金額(円)} + \text{⑩欄の金額(円)}} = (\text{円}) \\ \text{(円)} \quad \text{(円)} \end{array} \Rightarrow \text{⑨欄へ転記}$$

ii 「土地等」に係る補助金等の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「土地等」の補助金等の額} + \frac{\text{「家屋及び土地等」の補助金等の額} \times \text{⑩欄の金額(円)}}{\text{⑨欄の金額(円)} + \text{⑩欄の金額(円)}} = (\text{円}) \\ \text{(円)} \quad \text{(円)} \end{array} \Rightarrow \text{⑩欄へ転記}$$

(4) 「不動産番号」欄には、登記事項証明書の不動産番号を記入してください。

## 2 「4 家屋や土地等の取得対価の額」欄

③欄は、住宅取得等資金の贈与税の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受けた場合に書いてください。

なお、住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合で、住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てたときや家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでなく、かつ、共有でないときは、次の算式により計算した額を「家屋」又は「土地等」に充てたものとして差し支えありません。この場合、「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額と、「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額とに区分した金額をそれぞれ⑪の③欄又は⑫の③欄に転記してください。

i 「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「家屋」に関し特例の適用を受けた金額} + \frac{\text{「家屋及び土地等」に関し特例の適用を受けた金額} \times \text{⑫欄の金額(円)}}{\text{⑫欄の金額(円)} + \text{⑬欄の金額(円)}} = (\text{円}) \\ \text{(円)} \quad \text{(円)} \end{array} \Rightarrow \text{⑪の③欄へ転記}$$

ii 「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「土地等」に関し特例の適用を受けた金額} + \frac{\text{「家屋及び土地等」に関し特例の適用を受けた金額} \times \text{⑬欄の金額(円)}}{\text{⑫欄の金額(円)} + \text{⑬欄の金額(円)}} = (\text{円}) \\ \text{(円)} \quad \text{(円)} \end{array} \Rightarrow \text{⑫の③欄へ転記}$$

## 3 「5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項」欄

令和4年以前に入居した方は、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等について、該当する文字を○で囲んでください。

なお、同一年中に、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等を行った場合で、当該住宅の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等に係る消費税率が8%と10%であるときには、「8%」及び「10%」の両方の文字を○で囲んでください。

## 4 「6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延」欄

令和2年9月30日までに住宅の新築に係る契約をした方又は令和2年11月30日までに新築住宅や中古住宅の購入に係る契約若しくは増改築等に係る契約をした方が、新型コロナウイルス感染症等の影響により令和2年12月31日までに当該家屋を居住の用に供することができず、令和3年中に居住の用に供した場合は、「あり」に○をしてください。

## 5 「7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄

(1) ⑮欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)

なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限り)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

(2) ⑨欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。

なお、⑤の⑨欄と⑥の⑨欄の割合又は⑦の⑨欄と⑧の⑨欄の割合の差が10%以内（⑨欄が90%以上のため100%と記載した場合であっても、それぞれ正確な割合（例えば、92.5%など）により比較します。）である場合には、それぞれ⑩欄の面積は「④×⑤の⑨」又は「④×⑦の⑨」とし、⑥の⑨欄は、それぞれ⑤の⑨欄の割合又は⑧の⑨欄の割合を書いても差し支えありません。

(3) ⑥の⑨欄の記入に当たって、⑤の⑨欄と⑦の⑨欄の割合又は⑦の⑨欄と⑧の⑨欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑤の⑨欄の割合又は⑧の⑨欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑩欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。

i ⑥の⑧欄の金額( 円) ×  $\frac{\text{④の④欄又は⑩の④欄の金額( 円)}}{\text{⑤の④欄の金額( 円)}}$  × ⑤の⑨欄又は⑧の⑨欄の割合( %) = ( 円)

ii ⑥の⑧欄の金額( 円) ×  $\frac{\text{⑦の④欄の金額( 円)}}{\text{⑤の④欄の金額( 円)}}$  × ⑦の⑨欄の割合( %) = ( 円)

(4) ⑪欄は、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

居住の用に供した日	⑪欄の最高限度額						
	二面番号1・4・11 <small>(令和4年入居で特別特別特例取得に該当)</small>	二面番号2	二面番号6 <small>(ZEH水準省エネ住宅)</small>	二面番号7 <small>(省エネ基準適合住宅)</small>	二面番号5 <small>(認定住宅)</small>	二面番号8～10 <small>(特定増改築等)</small>	二面番号12 <small>(住宅の再取得等に係る控除額の特例)</small>
令和4年から 令和5年まで	新築・買取再販 中古住宅・増改築 4,000万円 (5,000万円)(※1)	3,000万円	4,500万円	4,000万円	5,000万円		5,000万円
平成26年から 令和3年まで		2,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円		3,000万円
		4,000万円 (2,000万円)(※2)			5,000万円 (3,000万円)(※2)	1,000万円	5,000万円 (3,000万円)(※3)

※1 認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅に該当する場合（二面番号4）及び住宅の再取得等に係る控除額の特例に該当する場合（二面番号11）

※2 括弧内は住宅の取得等又は住宅の増改築等が(特別)特定取得に該当しない場合

※3 括弧内は平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合

6 二面への転記

一面⑬欄の金額は、以下の区分に応じて二面へ転記してください。

- (1) ⑫欄の金額がある場合は、二面番号8の⑬欄へ転記
- (2) ⑫欄の金額がなく、⑬欄又は⑭欄の金額がある場合は、二面番号9の⑬欄へ転記
- (3) ⑫欄から⑭欄の金額がなく、⑮欄の金額がある場合は、二面番号10の⑬欄へ転記

7 「9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」欄

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、⑯欄に転記します。なお、重複適用などを受ける場合はそれぞれ次によります。

- (1) 令和4年以前に入居した方が、同一年中に、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等を行った場合で、当該住宅の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等に係る消費税率が8%と10%である場合  
「8%・10%同一年中取得」の欄に○をした上で、該当する番号を記載します。また、⑰欄には⑱欄又は⑲欄の金額のうち、消費税率が10%である部分の金額について、⑳欄には④の㉑欄又は④の㉒欄の金額のうち、消費税率が10%である部分の金額についてそれぞれ記載します。
- (2) 重複適用を受ける場合  
「重複適用」の文字を○で囲んだ上、控除額を㉓欄に記載します。

8 申告書への転記等

- (1) 重複適用を受けない方  
㉔(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。  
また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に居住開始年月日等（詳しくは、「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をご確認ください。）を書きます。
- (2) 重複適用を受ける方  
㉕(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。  
また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等をした家屋又は増改築等をした部分に係る居住開始年月日等と後の取得等をした家屋又は増改築等をした部分に係る居住開始年月日等のいずれも記載します。

用語の説明	◆ (特別) 特定取得 ▶ 特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべきものである場合の住宅の取得等をいいます。 ▶ 特別特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべきものである場合の住宅の取得等をいいます。	◆ (特別) 特別特例取得 ▶ 特別特例取得とは、特別特定取得のうち、特別特定取得に係る契約が次の区分に応じそれぞれ次の期間内に締結されているものをいいます。 ● 新築（認定住宅を含む。）の場合 …令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間 ● 新築住宅（認定住宅を含む。）・中古住宅の購入、増改築の場合 …令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間 ▶ 特別特別特例取得とは、特別特例取得に該当する場合で、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅の取得等をいいます。
-------	---	--



# 住宅耐震改修特別控除額 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書

(令和5年分以降用)

( 年分)

氏名 \_\_\_\_\_

この明細書は、次のⅠ又はⅡの場合に、住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。

- Ⅰ 令和5年1月1日以後に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合
- Ⅱ 高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等（住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行うものに限る。）をした部分を令和5年1月1日以後に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合

## Ⅰ 住宅耐震改修特別控除額の計算

住宅耐震改修の標準的な費用の額	①		円	← 「増改築等工事証明書」の「3(3)①ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	②			
( ① - ② )	③			
③と250万円のいずれか少ない方の金額	④			← 申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除等の「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。 なお、②の金額や認定住宅等新築等特別税額控除がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。
住宅耐震改修特別控除額 ( ④ × 10% )	⑤		(100円未満の端数切捨て)	

※Ⅱ7の計算欄を併せてご確認ください。

不動産番号		← 家屋の「登記事項証明書」の不動産番号を転記してください。
-------	--	--------------------------------

※住宅耐震改修証明書の場合は、上記に準じて転記してください。

## Ⅱ 住宅特定改修特別税額控除額の計算

### 1 改修工事をした家屋に係る事項

共有者の氏名 ※共有の場合のみ書いてください。

居住開始年月日	⑥	年 月 日		フリガナ	
あなたの共有持分 <small>※共有の場合のみ書いてください。</small>	⑦	/		氏 名	
				フリガナ	
				氏 名	

不動産番号		← 家屋の「登記事項証明書」の不動産番号を転記してください。
-------	--	--------------------------------

### 2 高齢者等居住改修工事等に係る事項

(あなた又は同居親族の方が⑧から⑩のいずれかに該当する場合のみ書いてください。  
あなた又は同居親族の方について、⑧から⑩のいずれか該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が 50 歳以上（同居親族の方の場合は 65 歳以上）	⑧	該当	同居親族の方が⑧から⑩のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名 ( ) 続柄 ( )
障害者（⑧に該当する方を除きます。）	⑨	該当	
要介護認定又は要支援認定を受けている (⑧又は⑨に該当する方を除きます。)	⑩	該当	

高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	⑪		円	← 「増改築等工事証明書」の「3(3)②ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	⑫			
( ⑪ - ⑫ )	⑬			
※50万円を超える場合に限りです。				
⑬と(⑬×⑦)のいずれか少ない方の金額	⑭			
⑭と200万円のいずれか少ない方の金額	⑮			
( ⑮ × 10% )	⑯		(100円未満の端数切捨て)	

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

### 3 一般断熱改修工事等に係る事項

一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	⑰	円
交付を受ける補助金等の合計額	⑱	
( ⑰ - ⑱ ) ※ 50万円を超える場合に限りです。	⑲	
⑲と⑲×⑦)のいずれか少ない方の金額	⑳	
㉑と250万円(太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円)のいずれか少ない方の金額	㉑	
( ㉑ × 10% )	㉒	(100円未満の端数切捨て)

← 「増改築等工事証明書」の「3(3)③ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

### 4 多世帯同居改修工事等に係る事項

多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額	㉓	円
交付を受ける補助金等の合計額	㉔	
( ㉓ - ㉔ ) ※50万円を超える場合に限りです。	㉕	
㉕と㉕×⑦)のいずれか少ない方の金額	㉖	
㉖と250万円のいずれか少ない方の金額	㉗	
( ㉗ × 10% )	㉘	(100円未満の端数切捨て)

← 「増改築等工事証明書」の「3(3)④ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

### 5 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合(Ⅰ、Ⅱ3及びⅡ6と重複して適用できません。))

住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	㉙	円
㉙に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉚	
( ㉙ - ㉚ ) ※50万円を超える場合に限りです。	㉛	
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	㉜	
㉜に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉝	
( ㉜ - ㉝ ) ※50万円を超える場合に限りです。	㉞	
( ㉛ + ㉞ )	㉟	
㉟と㉟×⑦)のいずれか少ない方の金額	㊱	
㊱と250万円(一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円)のいずれか少ない方の金額	㊲	
( ㊲ × 10% )	㊳	(100円未満の端数切捨て)

← 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧ア 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

← 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

## 6 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修及び一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合(Ⅰ、Ⅱ3及びⅡ5と重複して適用できません。))

住宅耐震改修の標準的な費用の額	③⑨	円	← 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑫ア 当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
③⑨ に関し 交付を受ける補助金等の合計額	④⑩		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
( ③⑨ - ④⑩ ) ※50万円を超える場合に限りです。	④⑪		
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	④⑫		← 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑫エ 当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
④⑫ に関し 交付を受ける補助金等の合計額	④⑬		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
( ④⑫ - ④⑬ ) ※50万円を超える場合に限りです。	④⑭		
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	④⑮		← 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑫キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
④⑮ に関し 交付を受ける補助金等の合計額	④⑯		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
( ④⑮ - ④⑯ ) ※50万円を超える場合に限りです。	④⑰		
( ④⑪ + ④⑭ + ④⑰ )	④⑱		
④⑱と④⑱×⑦のいずれか少ない方の金額	④⑲		
④⑲と500万円(太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円)のいずれか少ない方の金額	⑤⑰		
( ⑤⑰ × 10% )	⑤⑱	(100円未満の端数切捨て)	

## 7 その他の工事等に係る事項

(Ⅰ、Ⅱの改修工事と併せて行うその他の工事がある場合及び工事限度額を超えるⅠ、Ⅱの改修工事がある場合)

住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事に係る標準的な費用の額 (工事の費用に関し補助金等の交付を受けた後の金額であり、住宅特定改修工事をした家が共有の場合には補助金等の額を控除した後の金額に⑦を乗じた後の金額)	⑤⑲	円	← { ①④+②⑥+(③+②⑦、③⑥又は④⑨) } の額を書きます。
⑤⑲のうち工事限度額を超える部分の額	⑤⑳		← { [(①④-①⑤)+(②⑥-②⑦)+{(③-④)+(②⑦-②⑧)、(③⑥-③⑦)又は(④⑨-⑤⑰)} ] の額を書きます。
住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事と併せて行われた一定の工事費用の額	⑤㉑		← 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑲ア ①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事に要した費用の額」欄の金額を書きます。
⑤㉑ に関し 交付を受ける補助金等の合計額	⑤㉒		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
( ⑤㉑ - ⑤㉒ )	⑤㉓		
⑤㉓と⑤㉓×⑦のいずれか少ない方の金額	⑤㉔		
⑤⑲と⑤⑲及び⑤㉔の合計額のいずれか少ない方の金額	⑤㉕		
1,000万円 - ( ⑤㉕ ) (0円未満となる場合は0円)	⑤㉖		
⑤㉕と⑤㉖のいずれか少ない方の金額	⑤㉗		
( ⑤㉗ × 5% )	⑤㉘	(100円未満の端数切捨て)	

## 8 住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額 ( ①⑥+②②+②⑧+③⑧+⑤①+⑥① )	⑥⑲	円	← 申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除等の「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。 ⑤又は認定住宅等新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。
--	----	---	--

# 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書

この明細書は、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額について寄附金控除を受ける場合（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例により復興指定会社及び復興株式がそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなされる場合を含みます。以下同じです。）に、寄附金控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

（ 年分 ）

氏 名 \_\_\_\_\_

## 1 寄附金控除額の計算

寄 附 金 控 除 額 の 計 算	寄 附 金 の 区 分 等	適 用 対 象 額  (最 高 8 百 万 円 ※)	①	円
		①以外 の寄 附 金 の 額	②	
		① + ②	③	
除 の 計 算	所 得 金 額 の 合 計 額		④	
	④ × 40%		⑤	
	③と⑤の い ず れ か 少 な い 方 の 金 額		⑥	
	寄 附 金 控 除 額  (⑥ - 2千 円)		⑦	(赤字のときは0)
取 得 費 の 調 整 対 象 額 の 計 算	⑤ - ②		⑧	(赤字のときは0)
	①と⑧の い ず れ か 少 な い 方 の 金 額		⑨	
	取 得 費 の 調 整 対 象 額  (⑨ - 2千 円)		⑩	(赤字のときは0)

「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」の「3 控除対象特定株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を転記してください。  
 なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、まず、下の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄により適用対象額の合計を計算し、その金額を転記してください。  
 ※適用対象額は、最高8百万円です。なお、裏面の1の④に掲げる株式のうち令和3年3月31日までの間に指定を受けた指定会社により発行される株式又は復興株式を払込みにより取得した場合は、1千万円を限度とします。

申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の額から①の金額を除いたものを記入してください。

(注) 申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の額と同額になります。

申告書第一表の「所得金額等」欄の合計を転記してください。  
 (注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。  
 ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額  
 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額（特別控除前の金額）  
 なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑨②の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」欄の寄附金控除に転記してください。

控除対象特定新規株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、下の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」により、銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。

## 2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細

控除対象特定 新規株式の銘柄		①	②	③	合 計 (①+②+③)
		円	円	円	円
適 用 対 象 額 （注1）		⑪			
取 得 費 の 調 整 対 象 額 の 計 算	各 控 除 対 象 特 定 新 規 株 式 の 適 用 対 象 額 の 合 計 に 占 め る 割 合	⑫	(⑪の⑪/合計の⑪) %	(⑪の⑪/合計の⑪) %	(⑪の⑪/合計の⑪) %
	⑨ × ⑫	⑬	(⑨×⑫の⑬) 円	(⑨×⑫の⑬) 円	(⑨×⑫の⑬) 円
	2千 円 控 除 の 内 訳 （注2）	⑭			2,000
	取 得 費 の 調 整 対 象 額  (⑬ - ⑭)	⑮	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)

(注) 1 ⑪欄には、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」の「3 控除対象特定株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を、控除対象特定新規株式の銘柄ごとに転記してください。

2 ⑭欄は、⑬から⑮の合計額が2,000円となるように記入してください。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

税務署整理欄

資産課税部門

# 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ

一定の個人が、次の1の①から⑥に掲げる特定新規中小会社の区分に応じそれぞれに掲げる株式（以下「特定新規株式」といいます。）又は令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により特定新規中小会社により発行される特定新規株式とみなされる⑦に掲げる復興指定会社により発行される株式（以下「復興株式」といいます。）を払込み（その発行に際してするものに限ります。以下同じです。）により取得をした場合において、その年中にその払込みにより取得をした特定新規株式又は復興株式（その年12月31日において有するとされるものに限ります。以下「控除対象特定新規株式」といいます。）の取得に要した金額（800万円を限度とします。なお、1の④に掲げる株式のうち令和3年3月31日までの間に指定を受けた指定会社により発行される株式又は復興株式を払込みにより取得した場合は、1,000万円を限度とします。）については、寄附金控除を受けることができます。

なお、この特例の適用を受けた控除対象特定新規株式及びその株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）及び第37条の13の2（設立特定株式の取得に要した金額の控除等の特例）は適用されません。

## 1 特定新規中小会社と特定新規株式

特定新規中小会社とは、次の①から⑥の株式会社をいい、特定新規株式とは①から⑥の区分に応じそれぞれ次の株式をいいます。

また、⑦の復興指定会社及び復興株式についてはそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなします。

- ① 中小企業等経営強化法第6条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立の日以後の期間が1年未満のもの等、一定の株式会社に限ります。）・・・その株式会社により発行される株式
  - ② 総合特別区域法第55条第1項に規定する指定会社で平成30年3月31日までに同項の規定による指定を受けたもの・・・その株式会社により発行される株式で、その指定の日から3年を経過する日までに発行されるもの
  - ③ 内国法人のうち設立の日以後5年を経過していない株式会社（中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者に該当する会社であること等、一定の株式会社に限ります。）・・・その株式会社により発行される株式で、一定の投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約に従って取得されるもの又は一定の第一種少額電子募集取扱業務者が行う電磁募集取扱業務により取得されるもの
  - ④ 内国法人のうち、沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定会社で平成26年4月1日から令和7年3月31日までの間に同項の規定による指定を受けたもの・・・その指定会社により発行される株式
  - ⑤ 国家戦略特別区域法第27条の5に規定する株式会社・・・その株式会社により平成27年7月15日から令和6年3月31日までの間に発行されるもの
  - ⑥ 内国法人のうち地域再生法第16条に規定する事業を行う株式会社・・・その株式会社により発行される株式で平成30年6月1日から令和6年3月31日までの間に発行されるもの
- なお、同会社のうち、平成28年4月1日から平成30年5月31日までの間に認定地方公共団体の確認を受けた株式会社により、当該確認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に発行される株式についても対象となります。
- ⑦ 令和3年改正前の東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する指定会社（復興特別区域において地域の課題の解決のため一定の事業を行う等の一定の株式会社に限ります。以下「復興指定会社」といいます。）で令和3年3月31日までに指定を受けたもの・・・その復興指定会社により発行される株式で、その指定の日から5年を経過する日までに発行されるもの

## 2 寄附金控除額の計算

控除額の計算に当たっては、まず、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」（国税庁ホームページからダウンロードできます。）により、適用対象額を計算します。

なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、銘柄ごとに「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」を作成し、各適用対象額を裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」（以下「計算明細書」といいます。）の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄に記入してください。

具体的な控除額の計算は、計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄により行ってください。

## 3 取得価額等の調整対象額の計算

控除対象特定新規株式の取得に要した金額のうち、寄附金控除を受けた金額は、その株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄の⑧から⑩で取得費の調整対象額を計算してください。

なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄の⑫から⑮で銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。詳しくは、「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページからダウンロードできます。）を参照してください。

## 4 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けるための手続と必要な書類

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受ける方は、①計算明細書、②特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書及び③株式の異動明細書並びに次に掲げる書類を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。

- ④ 1の①から⑥の株式会社又は⑦の復興指定会社が特定新規中小会社に該当するものであること等の一定の事実の確認書

（注）1の①については都道府県知事が、②、⑥及び⑦については認定地方公共団体の長が、④については沖縄県知事が、⑤については国家戦略特別区域担当大臣がそれぞれの会社に発行します。

- ⑤ 特定新規中小会社が発行した個人投資家が一定の同族株主等に該当しない旨の確認書
- ⑥ 特定新規中小会社から交付を受けた株式異動状況明細書
- ⑦ 投資契約書の写し

国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書

(平成 年分)  
令和

氏名 \_\_\_\_\_

国庫補助金等の名称		
国庫補助金等を交付した者		国 / 地方公共団体 / その他 ( )
交付の目的		
交付を受けた年月日		年 月 日
交付を受けた国庫補助金等の額又は国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けた資産の価額		円
うち各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入されない金額		円
国庫補助金等の交付に代わるべきものとして資産の交付を受けた事由		
交付を受けた国庫補助金等をもって取得又は改良をした固定資産に関する明細		種類 細目
国庫補助金等の返還を要しないことが確定した日		年 月 日
交付を受けた年の12月31日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合		
国庫補助金等の交付の条件		
国庫補助金等をもって取得又は改良等をする固定資産について、取得又は改良予定年月日		年 月 日
取得に要する金額の見込額		円
内訳		円
		円
		円
その他参考事項		

## 「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」の書き方

この明細書は、所得税法（以下「所法」といいます。）第 42 条又は第 43 条に規定する国庫補助金等の総収入金額不算入の特例を受ける場合に使用します。

- 1 「国庫補助金等を交付した者」の欄は、「国」、「地方公共団体」又は「その他」のいずれかを○で囲み、( ) 内にはその者の名称等を記載します。
- 2 「うち各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入されない金額」欄には、次の各場合に依じて、それぞれ記載のとおり金額を記載します。
  - (1) その交付を受けた国庫補助金等の返還を要しないことがその年 12 月 31 日（年の中途において死亡し、又は出国した場合には、その死亡又は出国の時）までに確定し、かつ、交付を受けた国庫補助金等をもって取得又は改良した固定資産がその年の前年以前の各年において取得又は改良した減価償却資産である場合  
「うち各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入されない金額」欄には、下記の算式により計算した金額を記載します。

《算式》

$$\begin{array}{r} \text{国庫補助金等} \\ \text{の額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{減価償却資産の取得又は改良に要した金額} \\ \text{—} \\ \text{国庫補助金等の返還を要しないことが確定した} \\ \text{日の減価償却資産の減価償却累計額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{減価償却資産の取得又は改良に要した金額} \end{array}}$$

- (2) (1)以外の場合

「うち各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入されない金額」欄には、その交付を受けた国庫補助金等の金額を記載します。

- 3 「交付を受けた国庫補助金等をもって取得または改良等をした固定資産に関する明細」欄には、固定資産の種類や細目を記載します。
- 4 交付を受けた国庫補助金等の返還を要しないことが、その交付を受けた年の 12 月 31 日までに確定した方は、「交付を受けた年の 12 月 31 日までに国庫補助金等の返還を要しないことが確定しない場合」欄以下は記載する必要がありません。
- 5 「取得に要する金額の見込額」欄には、取得に要する見込額の全額を記載し、取得に要する金額が部分ごとに分けられる場合には、その部分ごとに「内訳」欄に内容及び金額を記載します。
- 6 提出先  
納税地を所轄する税務署長
- 7 根拠条文  
所法第 42 条、第 43 条

### 参考事項

所法第 42 条又は第 43 条の適用を受けた固定資産の減価償却費の計算及び譲渡所得等の計算は、次によることとなりますので、ご注意ください。

- 1 交付された国庫補助金等の返還を要しないことが確定している場合  
固定資産の取得又は改良に要した金額から、交付された国庫補助金等の金額（交付を受けた国庫補助金等をもって取得又は改良した固定資産がその年の前年以前の各年において取得又は改良した減価償却資産である場合には、上記 2 (1) で計算した金額）を控除した金額をもって、その固定資産の取得価額又は改良費の額とします。  
なお、交付を受けた国庫補助金等をもって取得又は改良した固定資産がその年の前年以前の各年において取得又は改良した減価償却資産である場合には、交付された国庫補助金等の金額から上記 2 で計算した金額を控除した金額に相当する金額は、その減価償却資産の取得又は改良の日からその国庫補助金等の返還を要しないこととなった日までの期間に係るその償却費として各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されなかったものとみなされます。  
また、国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けた資産の取得価額は、ないものとします。
- 2 交付された国庫補助金等の返還を要しないことが確定していない場合  
固定資産の取得価額等を算出するに当たって、交付された国庫補助金等の金額を加算又は減算する必要はありません。

**分配時調整外国税相当額控除に関する明細書**  
(令和4年分以降用)

(            年分)

氏 名 \_\_\_\_\_

**1 特定口座の配当等（源泉徴収選択口座内配当等）及び未成年者口座の配当等に係る事項**

金融商品取引業者等の「名称」、「法人番号又は所在地」	種類	配当等の額	源泉徴収税額 (納付税額) 〔①〕	上場株式配当等控除額 〔②〕	控除所得税相当額 〔③〕	控除外国所得税相当額等 〔②-③〕	源泉徴収税額相当額 〔①+③〕
	特定 未成年者	円	円	円	円	円	円
	特定 未成年者						
	特定 未成年者						
	特定 未成年者						
合計額		(A)				(B)	(C)

**2 上記1以外の配当等に係る事項**

支払者又は支払の取扱者の「名称」、「法人番号又は所在地」	種別等	配当等の額	源泉徴収税額 〔④〕	通知外国税相当額 〔⑤〕	通知所得税相当額 〔⑥〕	支払確定又は支払年月日	源泉徴収税額相当額 〔④+⑥〕
		円	円	円	円	. .	円
						. .	
						. .	
						. .	
合計額		(D)		(E)			(F)

**3 控除額等の計算**

(1) 対象となる配当等の額（収入金額） （1の(A) + 2の(D)）	円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申告書第二表「○所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄の「収入金額」欄に(1)の金額を、「源泉徴収税額」欄に(2)の金額を転記します。</li> <li>・ 「給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等」欄には、「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書のとおりと記入します。</li> </ul>
(2) 源泉徴収税額相当額 （1の(C) + 2の(F)）		
(3) 分配時調整外国税相当額控除額 （1の(B) + 2の(E)）		<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 申告分離課税の所得がある場合には、裏面の書き方の2(3)を参照してください。</li> </ul>
(4) 再差引所得税額（基準所得税額） （申告書④欄の金額）		
(5) 復興特別所得税額 （申告書④欄の金額）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国税額控除の適用を受ける場合には、(7)、(9)及び(10)の金額を、「外国税額控除に関する明細書」欄の5の⑨欄、⑩欄及び⑪欄にそれぞれ転記します。</li> </ul>
(6) 所法第93条第1項の規定による控除額 ※ ((3)と(4)のうち、いずれか少ない方の金額)		
(7) 分配時調整外国税相当額控除後の所得税額 ((4)-(6))		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国税額控除の適用を受けない場合には、(10)の金額を、申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄に転記します。このとき、(8)の金額がある場合は、「外国税額控除等」欄の区分の□に「2」を記入します。</li> </ul>
(8) 復興財確法第13条の2の規定による控除額 ((3)が(6)より大きい場合に ((3)-(6)) と(5)のいずれか少ない方の金額)		
(9) 分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額 ((5)-(8))		
(10) 分配時調整外国税相当額控除可能額 ((6)及び(8)の合計額)		

提出用

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。



**分配時調整外国税相当額控除に関する明細書**  
(令和4年分以降用)

(            年分)

氏 名 \_\_\_\_\_

**1 特定口座の配当等（源泉徴収選択口座内配当等）及び未成年者口座の配当等に係る事項**

金融商品取引業者等の「名称」、「法人番号又は所在地」	種類	配当等の額	源泉徴収税額 (納付税額) 〔①〕	上場株式配 当等控除額 〔②〕	控除所得税 相当額 〔③〕	控除外国所得 税相当額等 〔②-③〕	源泉徴収税額 相当額 〔①+③〕
	特定 未成年者	円	円	円	円	円	円
	特定 未成年者						
	特定 未成年者						
	特定 未成年者						
合計額		(A)				(B)	(C)

**2 上記1以外の配当等に係る事項**

支払者又は支払の取扱者の「名称」、「法人番号又は所在地」	種別等	配当等の額	源泉徴収税額 〔④〕	通知外国税 相当額 〔⑤〕	通知所得税 相当額 〔⑥〕	支払確定又は 支払年月日	源泉徴収税額 相当額 〔④+⑥〕
		円	円	円	円	・ ・	円
						・ ・	
						・ ・	
						・ ・	
合計額		(D)		(E)			(F)

**3 控除額等の計算**

(1) 対象となる配当等の額（収入金額） （1の(A) + 2の(D)）	円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申告書第二表「○所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄の「収入金額」欄に(1)の金額を、「源泉徴収税額」欄に(2)の金額を転記します。</li> <li>・ 「給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等」欄には、「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書のとおりに」と記入します。</li> <li>※ 申告分離課税の所得がある場合には、裏面の書き方の2(3)を参照してください。</li> <li>・ 外国税額控除の適用を受ける場合には、(7)、(9)及び(10)の金額を、「外国税額控除に関する明細書」欄の5の⑨欄、⑩欄及び⑪欄にそれぞれ転記します。</li> <li>・ 外国税額控除の適用を受けない場合には、(10)の金額を、申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄に転記します。このとき、(8)の金額がある場合は、「外国税額控除等」欄の区分の□に「2」を記入します。</li> </ul>
(2) 源泉徴収税額相当額 （1の(C) + 2の(F)）		
(3) 分配時調整外国税相当額控除額 （1の(B) + 2の(E)）		
(4) 再差引所得税額（基準所得税額） （申告書⑬欄の金額）		
(5) 復興特別所得税額 （申告書⑭欄の金額）		
(6) 所法第93条第1項の規定による控除額 ※ （(3)と(4)のうち、いずれか少ない方の金額）		
(7) 分配時調整外国税相当額控除後の所得税額 （(4) - (6)）		
(8) 復興財確法第13条の2の規定による控除額 （(3)が(6)より大きい場合に（(3) - (6)）と(5)のいずれか少ない方の金額）		
(9) 分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額 （(5) - (8)）		
(10) 分配時調整外国税相当額控除可能額 （(6)及び(8)の合計額）		

控 用  
○この用紙は  
控 用  
です。申告には、必ず  
提出用  
を使ってください。

# 書 き 方

1 この明細書は、確定申告において所得税法第93条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（この明細書において「復興財確法」といいます。）第13条の2に規定する分配時調整外国税相当額控除の適用を受ける場合に使用します。

この場合には、所得税法施行規則（以下「所規」といいます。）第40条の10の2に掲げる分配時調整外国税相当額を証する書類（租税特別措置法第8条の5第1項第2号から第7号までに掲げる利子等又は配当等のみに係るものを除きます。）を添付してください。

2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。

(1) 「1 特定口座の配当等（源泉徴収選択口座内配当等）及び未成年者口座の配当等に係る事項」欄

この欄は、金融商品取引業者等から交付を受けた租税特別措置法施行規則第18条の13の5第1項に規定する特定口座年間取引報告書（以下「特定口座年間取引報告書」といいます。）又は同規則第18条の15の11第一項に規定する未成年者口座年間取引報告書（以下「未成年者口座年間取引報告書」といいます。）を基礎として記載します。なお、特定口座年間取引報告書及び未成年者口座年間取引報告書は、申告書に添付する必要はありません。

(2) 「2 上記1以外の配当等に係る事項」欄

この欄は、所規第40条の10の2に掲げる分配時調整外国税相当額を証する書類（租税特別措置法第8条の5第1項第2号から第7号までに掲げる利子等又は配当等のみに係るもので、分配時調整外国税相当額控除の適用を受けるものに係るものを含みます。）を基礎として記載します。

(3) 「3 控除額等の計算」欄

イ 「(6) 所法第93条第1項の規定による控除額」欄には、申告分離課税の所得がある場合は、次の①から③の場合に応じて、それぞれ次により記載します。

① 申告書第一表の「税金の計算」欄の32から40及び42の金額（以下「税額控除額等」といいます。）がない場合 申告書第三表の「税金の計算」欄の85、89、91、92の金額の合計額と「(3) 分配時調整外国税相当額控除額」欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額

② 税額控除額等がある場合で、その税額控除額等が申告書第三表の「税金の計算」欄の93の金額を超えない場合 税額控除額等を申告書第三表の「税金の計算」欄の85、86、87、88、90、89、91、92の順に差し引き、その残額のうち申告書第三表の「税金の計算」欄の85、89、91、92の金額に相当する金額の合計額と「(3) 分配時調整外国税相当額控除額」欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額

③ 税額控除額等がある場合で、その税額控除額等が申告書第三表の「税金の計算」欄の93の金額を超える場合 「0」

ロ 「(8) 復興財確法第13条の2の規定による控除額」欄には、上記イ①から③の場合に応じて「(6) 所法第93条第1項の規定による控除額」を記載した場合は、それぞれ次により記載します。

(イ) 上記イ①の場合 申告書第三表の「税金の計算」欄の85、89、91、92の金額の合計額に2.1%を乗じて計算した金額と「(3) 分配時調整外国税相当額控除額」欄の金額から「(6) 所法第93条第1項の規定による控除額」欄の金額を控除した残額のうち、いずれか少ない方の金額

(ロ) 上記イ②の場合 税額控除額等を申告書第三表の「税金の計算」欄の85、86、87、88、90、89、91、92の順に差し引いた残額のうち申告書第三表の「税金の計算」欄の85、89、91、92の金額に相当する金額の合計額に2.1%を乗じて計算した金額と「(3) 分配時調整外国税相当額控除額」欄の金額から「(6) 所法第93条第1項の規定による控除額」欄の金額を控除した残額のうち、いずれか少ない方の金額

(ハ) 上記イ③の場合 「0」

一般試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書  
(令和4年分以降用)

( 年分 )

氏名 \_\_\_\_\_

試験研究費の額		①	円	税額	⑦=0の場合又は事業を開始した日の属する年である場合	⑩	0.085	
控除対象試験研究費の額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額	②		控除割合の計算	⑥>10%かつ令和5年分以前の 場合の控除割増率 $\left[ \left( \textcircled{6} - \frac{10}{100} \right) \times 0.5 \right]$ (0.1を超える場合は0.1)	⑪		
	①のうち一般試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	③			⑨>9.4%かつ令和5年分以前の場合 $\left[ \frac{10.145}{100} + \left( \textcircled{9} - \frac{9.4}{100} \right) \times 0.35 \right]$	⑫		
	控除対象試験研究費の額 (②+③)	④			⑩及び⑫以外の場合 $\left[ \frac{10.145}{100} - \left( \frac{9.4}{100} - \textcircled{9} \right) \times 0.175 \right]$ (0.02未満の場合は0.02)	⑬		
					税額控除割合 (⑩、⑫又は⑬)+(⑩、⑫又は⑬) $\times$ ⑪ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	⑭		
平均売上金額			⑤	税額控除限度額 (④ $\times$ ⑭)	⑮	円		
試験研究費割合 (① $\div$ ⑤)			⑥	調整前事業所得税額	⑯			
税額控除割合の計算	増減試験研究費の額	⑦	円	本年税額基準額の計算	令和5年分以前の 場合	⑥>10%の場合の特例加算割合 $\left[ \left( \textcircled{6} - \frac{10}{100} \right) \times 2 \right]$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	⑰	
		⑧			⑥ $\geq$ 2%かつ①>⑰の場合の 特例加算割合(0.05)	⑱		
	増減試験研究費割合 (⑧ $\div$ ⑦)	⑨			本年税額基準額 (⑯ $\times$ (0.25+⑰+⑱))	⑲		
					本年税額控除可能額 ⑮と⑲のうち少ない金額	⑳		
				調整前事業所得税額超過構成額	㉑			
				所得税額の特別控除額 (㉑-㉒)	㉒			

基準年比売上金額減少割合及び基準年試験研究費の額の計算

本年分の売上金額	㉓		基準年比売上金額減少割合 $\frac{\textcircled{25}}{\textcircled{24}}$ (㉒=0の場合は0)	㉔	
令和元年分の売上金額 (基準売上金額)	㉔				
基準年比売上金額減少額 (㉔-㉓)	㉕		令和元年分の試験研究費の額 (基準年試験研究費の額)	㉖	

## 一般試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書（令和4年分以降用）

この明細書は、青色申告者が令和5年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といい、租税特別措置法を「措法」といいます。）第10条第1項に規定する試験研究費の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10」と記載してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

### 1 記載要領

- (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。
- (2) 「③」欄には、特別試験研究費に係る所得税額の特別控除を適用しない特別試験研究費の額（『特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書』の「③」欄と同じ金額）を記載してください。
- (3) 「⑤」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額の計算に関する明細書』の「⑤」欄の金額を記載します。
- (4) 「⑦」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額の計算に関する明細書』の「⑩」欄の金額を記載します。
- (5) 「⑭」欄は、令和4年分及び令和5年分については「0.1又は」を消し、令和6年分以降については「又は0.14」を消します。
- (6) 「⑯」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i + ii（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅等新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）93）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法165の5の3）、非居住者に係る外国税額控除（所法165の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (7) 「⑱」欄には、⑳ $\geq$ 2%かつ㉑ $>$ ㉒の場合に「0.05」を記載します。
- (8) 「㉑」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑥」欄のBの金額を記載します。
- (9) 「㉓」、「㉔」欄の売上金額とは、棚卸資産（所得税法第2条第1項第16号）の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額とします。
- (10) 「㉔」欄には、事業を開始した日の属する年分が令和元年である場合には、令和元年分の売上金額に12を乗じて、これを令和元年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を記載します。
- (11) 「㉗」欄には、事業を開始した日の属する年分が令和元年である場合には、令和元年分の試験研究費の額に12を乗じて、これを令和元年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

旧措法第10条第1項、第2項及び第3項

**中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書**  
(令和4年分以降用)

( 年分 )

氏 名 \_\_\_\_\_

試験研究費の額		①	円	中小事業者税額控除限度額 (④×(⑫又は0.12))	⑬	円	
控除対象試験研究費の額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額		②	調整前事業所得税額	⑭		
	①のうち中小事業者の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額		③	令和5年税額基準額の計算	⑦>9.4%の場合	⑮	0.35
	控除対象試験研究費の額 (②+③)		④		⑨>10%の場合の特例加算割合 $\left[ \left( \frac{\textcircled{9}-10}{100} \right) \times 2 \right]$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	⑯	
	税額控除割合の計算	増減試験研究費の額	⑤	の場 合 の 計 算	⑭×(⑰、(0.25+⑱)又は0.25)+⑲)	⑮	円
比較試験研究費の額		⑤					
増減試験研究費の額 (①-⑤)		⑥					
増減試験研究費割合	⑦	⑥÷⑤	⑦	本年税額基準額	⑱	円	
割合の計算	試験研究費割合の計算	⑧	平均売上金額	⑧	本年税額控除可能額 (⑬と⑱のうち少ない金額)	⑲	
	試験研究費割合の計算	⑨	試験研究費割合 (①÷⑧)	⑨			
算	割増前税額控除割合 $\left[ \frac{12}{100} + \left( \frac{\textcircled{7}-9.4}{100} \right) \times 0.35 \right]$ (0.12未満の場合、⑤=0の場合又は事業を開始した日の属する年である場合は0.12)		⑩	調整前事業所得税額超過構成額	⑳		
	⑨>10%の場合の控除増率 $\left[ \left( \frac{\textcircled{9}-10}{100} \right) \times 0.5 \right]$ (0.1を超える場合は0.1)		⑪				
	税額控除割合 (⑩+⑩×⑪) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)		⑫				所得税額の特別控除額 (⑱-⑳)

**基準年比売上金額減少割合及び基準年試験研究費の額の計算**

本年分の売上金額	㉒	基準年比売上金額減少割合 (㉔÷㉓) (㉓=0の場合は0)	㉕
令和元年分の売上金額 (基準売上金額)	㉓		
基準年比売上金額減少額 (㉒-㉓)	㉔	令和元年分の試験研究費の額 (基準年試験研究費の額)	㉖

**中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書**  
(令和4年分以降用)

この明細書は、青色申告者が令和5年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といい、租税特別措置法を「措法」といいます。）第10条第4項に規定する中小事業者の試験研究費の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10」と記載してください。

なお、この特別控除は、旧措法第10条第1項の適用を受ける年分又は事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

**1 記載要領**

(1) 「税額控除割合の計算⑤～⑫」欄は、令和4年分から令和5年分の各年分の場合にのみ記載します。

なお、開業1年目については、「⑫」欄は「0.12」、「⑮」欄は「0.25」となりますので、「⑬」欄の「(又は0.12)」を消し、「⑱」欄の「(0.25+⑯)又は0.25」を消します。

(2) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。

(3) 「③」欄には、特別試験研究費に係る所得税額の特別控除を適用しない特別試験研究費の額（『特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書』の「③」欄と同じ金額）を記載してください。

(4) 「⑤」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額の計算に関する明細書』の「⑩」欄の金額を記載します。

なお、0の場合は、「⑩」欄に「0.12」を記載します。

(5) 「⑧」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額の計算に関する明細書』の「⑤」欄の金額を記載します。

(6) 「⑭」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額 (※1)} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} (\text{※2})$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅等新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）93）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法165の5の3）、非居住者に係る外国税額控除（所法165の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

(7) 「⑰」欄には、⑮≥2%かつ①>⑯の場合に「0.05」を記載します。

(8) 「⑳」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑥」欄のBの金額を記載します。

(9) 「㉒」、「㉓」欄の売上金額とは、棚卸資産（所得税法第2条第1項第16号）の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額とします。

(10) 「㉔」欄には、事業を開始した日の属する年分が令和元年である場合には、令和元年分の売上金額に12を乗じて、これを令和元年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を記載します。

(11) 「㉖」欄には、事業を開始した日の属する年分が令和元年である場合には、令和元年分の試験研究費の額に12を乗じて、これを令和元年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を記載します。

**2 提出先**

納税地の所轄税務署長

**3 根拠条文**

旧措法第10条第4項、第5項及び第6項

中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

( 年分 )

氏名

資産区分	租税特別措置法第10条の3第1項各号の該当号	①	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	
	種 類	②						
	機 械 装 置 等 の 名 称	③						
	取 得 年 月 日	④	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	指定事業の用に供した年月日	⑤	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
取得価額又は製作価額	⑥		円	円	円	円	円	
改定取得価額 (⑥又は⑥× $\frac{75}{100}$ )	⑦							
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算								
本 年 分	取得価額の合計額 (⑦の合計)	⑧		円	前 年 繰 越 分	差引本年税額基準額残額 (⑪-⑫)	⑮	円
	税額控除限度額 (⑧× $\frac{7}{100}$ )	⑨				繰越税額控除限度超過額 (⑮の「 年分」(前年分))	⑯	
	調整前事業所得税額	⑩				同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑮と⑯のうち少ない金額)	⑰	
	本年税額基準額 (⑩× $\frac{20}{100}$ )	⑪				調整前事業所得税額超過構成額	⑱	
	本年税額控除可能額 (⑨と⑪のうち少ない金額)	⑫				本年繰越税額控除額 (⑰-⑱)	⑲	
	調整前事業所得税額超過構成額	⑬				所得税額の特別控除額 (⑫+⑲)	⑳	
	本年税額控除額 (⑫-⑬)	⑭						
翌 年 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算								
年 分	前年繰越額又は 本年税額控除限度額	⑳	本年控除可能額	㉑	翌年繰越額 (㉑-㉒)	㉒		
前年分 (前年分)		円	(⑰の金額)	円	/			
本年分	(⑨の金額)		(⑫の金額)		外		円	
合 計	/		/					
機 械 装 置 等 の 概 要								

## 中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者である中小事業者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の3第3項、第4項に規定する中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の3」と記載してください。

### 1 記載要領

- (1) 「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当号を記載します。
- (2) 「②」欄及び「③」欄には、特定機械装置等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類又は設備の名称を記載します。
- (3) 「⑥」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑦」欄には、措法第10条の3第1項第4号に掲げる減価償却資産については、「⑥」欄の金額に $\frac{75}{100}$ を乗じて計算した金額を記載し、同項第1号から第3号に掲げる減価償却資産については、「⑥」欄の金額を転記します。
- (5) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii \text{（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅等新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所法93）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法165の5の3）、非居住者に係る外国税額控除（所法165の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (6) 「⑬」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑨」欄のBの金額を記載します。
- (7) 「⑮」欄には、「⑪」欄の金額から「⑫」欄の金額を控除した額を記載します。  
ただし、措法第10条の5の2第3項の適用を受ける場合は『特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額を、措法第10条の5の3第3項の適用を受ける場合は『特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額を当該額から控除した後の額を記載します。
- (8) 「⑱」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑧」欄のBの金額を記載します。
- (9) 「㉓」欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合があります。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「調整前事業所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。  
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。
- (10) 「機械装置等の概要」欄には、減価償却資産が特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条の3



地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

( 年分)

氏名 \_\_\_\_\_

促進区域	①					
承認地域経済牽引事業の内容	②					
資産 区 分	種類	③				
	構造、設備の種類又は区分	④				
	細目	⑤				
	取得年月日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	承認地域経済牽引事業の用に供した年月日	⑦	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額	⑧		円	円	円	円

所得税額の特別控除額の計算

取得価額等の合計額 (⑧の合計)	⑨		円	調整前事業所得税額	⑬		円
⑨のうち機械及び装置並びに器具及び備品に係る額	⑩			本年税額基準額	⑭		
				$(13) \times \frac{20}{100}$			
⑩のうち地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業の用に供したものに係る額	⑪			本年税額控除可能額	⑮		
				(⑫と⑭のうち少ない額)			
税額控除限度額 ( $(10-11) \times \frac{4}{100} + 11 \times \frac{5}{100} + (9-10) \times \frac{2}{100}$ )	⑫			調整前事業所得税額 超過構成額	⑯		
				所得税額の特別控除額 (⑮ - ⑯)	⑰		

機械設備等の概要

--	--	--	--	--	--	--	--

## 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の4第3項及び令和元年改正前の租税特別措置法第10条の4第3項の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の4」と記載してください。

### 1 記載要領

- (1) 「③」欄から「⑤」欄には、特定事業用機械等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造又は区分、細目を記載します。
- (2) 「⑧」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑫」欄は、平成31年3月31日以前に特定事業用機械等を取得又は製作若しくは建設をした場合には、「 $\text{⑩} \times \frac{4}{100} + (\text{⑨} - \text{⑩}) \times \frac{2}{100}$ 」で計算した金額を記載します。
- (4) 「⑬」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i} + \text{ii}} \text{（※2）}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅等新築等特別税額控除(措法41の19の4)、分配時調整外国税相当額控除(所法93)、外国税額控除(所法95)、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除(所法165の5の3)、非居住者に係る外国税額控除(所法165条の6)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (5) 「⑯」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑩」欄のBの金額を記載します。
- (6) 「機械設備等の概要」欄には、減価償却資産が特定建物等に該当することの詳細を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条の4、旧措法第10条の4、令和元年改正法附則30

地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

( 年分 )

氏名 \_\_\_\_\_

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日		①	.	.	.	.	.
計画の区分及び事業実施地域		②	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型
資 産 区 分	種 類	③					
	構 造 又 は 区 分	④					
	細 目	⑤					
	取 得 年 月 日	⑥	.	.	.	.	.
	事業の用に供した年月日	⑦	.	.	.	.	.
取 得 価 額	⑧		円	円	円	円	円
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
取得価額の合計額 ( ⑧ の 合 計 )	⑨		円	本年税額基準額 ( ⑫ × 20 / 100 )	⑬		円
同上のうち移転型計画に係る額	⑩			本年税額控除可能額 (⑪と⑬のうち少ない金額)	⑭		
税額控除限度額 ( (⑨-⑩) × 4/100 + ⑩ × 7/100 )	⑪			調整前事業所得税額 超過構成額	⑮		
調整前事業所得税額	⑫			所得税額の特別控除額 (⑭ - ⑮)	⑯		
建 物 等 の 概 要							

## 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の4の2第3項の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の4の2」と記載してください。

### 1 記載要領

(1) 「②」欄は、次の区分に応じて該当するものを○で囲みます。

- ・ 「拡充型」…認定された地方活力向上地域特定業務施設整備計画が拡充型計画（地域再生法第17条の2第1項第2号に定める事業に関する計画）であり、かつ、同号に規定する地方活力向上地域内で取得等した特定建物等を事業の用に供する場合
- ・ 「移転型」…認定された地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画（地域再生法第17条の2第1項第1号に定める事業に関する計画）であり、かつ、同法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域内で取得等した特定建物等を事業の用に供する場合

(2) 「③」欄から「⑤」欄には、特定建物等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造又は区分、細目を記載します。

(3) 「⑧」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（建設）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(4) 「⑫」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i + ii（※2）}}$$

i …事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii …総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅等新築等特別税額控除(措法41の19の4)、分配時調整外国税相当額控除(所法93)、外国税額控除(所法95)、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除(所法165の5の3)、非居住者に係る外国税額控除(所法165の6)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

(5) 「⑬」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑪」欄のBの金額を記載します。

(6) 「建物等の概要」欄には、減価償却資産が特定建物等に該当することの詳細を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条の4の2

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(令和 年分)

(令和5年分以降用)

氏名 \_\_\_\_\_

認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する事項				
認定年月日 (変更の認定年月日)	・ ・ ( ・ ・ )	事業実施地域		
地方事業所基準雇用者数に係る本年税額控除額の計算				
基準雇用者数 (35)	①	人	移転型地方事業所基準雇用者数	⑪ 人
地方事業所基準雇用者数	②		移転型新規雇用者総数	⑫
調整地方事業所基準雇用者数 (①と②のうち少ない数)	③		移転型特定非新規雇用者数	⑬
特定新規雇用者数	④		移転型特定非新規雇用者基礎数 (⑪-⑫)と⑬のうち少ない数)	⑭
特定新規雇用者基礎数 (③と④のうち少ない数)	⑤	(マイナスのときは0)	対象移転型特定非新規雇用者基礎数 (⑩と⑭のうち少ない数)	⑮
移転型特定新規雇用者数	⑥		税額控除限度額 (30万円×⑤+20万円×(⑦+⑩+⑮))	⑯ 円
移転型特定新規雇用者基礎数 (⑤と⑥のうち少ない数)	⑦		調整前事業所得税額	⑰
新規雇用者総数	⑧		本年税額基準額 (⑰× $\frac{20}{100}$ )	⑱
特定非新規雇用者数	⑨		本年税額控除可能額 (⑯と⑱のうち少ない金額)	⑲
特定非新規雇用者基礎数 (③-⑧)と⑨のうち少ない数)	⑩	(マイナスのときは0)	調整前事業所得税額超過構成額	⑳
			本年税額控除額 (⑲-⑳)	㉑
地方事業所特別基準雇用者数に係る本年税額控除額の計算				
基準年		年	本年税額控除限度額 (40万円×(㉕-㉕の内書))+30万円×(㉕の内書)	㉖ 円
地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる地方事業所特別基準雇用者数	適用年	⑳ 内	差引本年税額基準額残額 (⑱-⑲)	㉗
	適用年	㉑ 内	本年税額控除可能額 (㉖と㉗のうち少ない金額)	㉘
	適用年	㉒ 内	調整前事業所得税額超過構成額	㉙
地方事業所特別基準雇用者数 (㉒+㉓+㉔)	㉓	(マイナスのときは0)内	本年税額控除額 (㉘-㉙)	㉚
所得税額の特別控除額 (㉚+㉛)				㉛
基準雇用者数に関する明細				
適用年の12月31日における雇用者の数	適用年の前年12月31日における雇用者の数		㉛のうち適用年の12月31日において 高齢雇用者に該当する者の数	基準雇用者数 (㉚-㉛-㉜)
㉚	㉛		㉜	㉜
人	人		人	人

## 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5第1項及び第2項の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5」と記載してください。

### 1 記載要領

(1) 「⑰」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} \text{（※2）}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅等新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）93）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法165の5の3）、非居住者に係る外国税額控除（所法165の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

(2) 「⑳」欄は、措法第10条の4の2第3項《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除》の適用を受ける場合、「⑱-⑲」とあるのは、「⑱-⑲-『地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑭」として記載します。

(3) 「㉑」欄及び「㉒」欄には、それぞれ『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑫」欄及び「⑬」欄のBの金額を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条の5

特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

( 年分 )

氏名 \_\_\_\_\_

事業種目	①					
資産	種類	②				
	設備等の種類又は区分	③				
区分	細目	④				
	取得年月日	⑤	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
分	指定事業の用に供した年月日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額		⑦	円	円	円	円

所得税額の特別控除額の計算

取得価額の合計額 ( ⑦ の合計 )	⑧	円	前年繰越分	差引本年税額 基準額残額 ( ⑪ - ⑫ )	⑮	円
税額控除限度額 ( ⑧ × 10 / 100 )	⑨			繰越税額控除限度 超過額 (⑮の「 年分」)	⑯	
調整前事業所得税額	⑩			同上のうち本年繰越 税額控除可能額 (⑮と⑯のうち少ない金額)	⑰	
本年税額基準額 ( ⑩ × 20 / 100 )	⑪			調整前事業所得税額 超過構成額	⑱	
本年税額控除可能額 (⑨と⑪のうち少ない金額)	⑫			本年繰越税額控除額 (⑰ - ⑱)	⑲	
所得税額超過構成額	⑬			所得税額の特別控除額 (⑭ + ⑲)	⑳	
本年税額控除額 ( ⑫ - ⑬ )	⑭					

翌年繰越税額控除限度超過額の計算

年分	前年繰越額又は 本年税額控除限度額	本年控除可能額	翌年繰越額 ( ⑳ - ㉑ )
	㉑	㉒	㉓
年分 ( 前年分 )	円	(⑰の金額) 円	
本年分	(⑨の金額)	(⑫の金額)	外 円
合計			

機械設備等の概要

--	--	--	--

## 特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告書を提出する個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条の 5 の 3 第 3 項又は第 4 項の規定の適用を受ける場合に使用します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法 10 の 5 の 3」と記載してください。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

### 1 記載要領

- (1) 「②」欄、「③」欄及び「④」欄には、特定経営力向上設備等の耐用年数省令別表第一に定める種類、設備等の種類、細目等を記載します。
- (2) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} \text{（※2）}$$

i … 事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうち所得税法第 33 条第 3 項第 1 号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii … 総合課税の譲渡所得のうち所得税法第 33 条第 3 項第 2 号に掲げる所得に係る部分の 2 分の 1 の金額と一時所得の 2 分の 1 の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（措法 41 の 18）、認定 N P O 法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 3）、住宅耐震改修特別控除（措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別税額控除（措法 41 の 19 の 3）、認定住宅等新築等特別税額控除（措法 41 の 19 の 4）、分配時調整外国税相当額控除（所法 93）、外国税額控除（所法 95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 10 条から第 10 条の 4 までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (4) 「⑪」欄には、「⑩」欄の金額に  $\frac{20}{100}$  を乗じた額を記載します。  
ただし、措法第 10 条の 3 第 3 項及び措法第 10 条の 5 の 2 第 3 項の規定の適用を受ける場合は、当該額から『中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額及び「⑰」欄の金額並びに『特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額を控除した後の額を記載します。
- (5) 「⑬」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑮」欄の B の金額を記載します。
- (6) 「⑮」欄は、「⑪」欄の金額から「⑫」欄の金額を控除した額を記載します。  
ただし、措法第 10 条の 3 第 3 項及び第 4 項並びに措法第 10 条の 5 の 2 第 3 項及び第 4 項の規定の適用を受ける場合は、当該額から『中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額及び「⑰」欄の金額並びに『特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額及び「⑰」欄の金額を控除した後の額を記載します。
- (7) 「⑱」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑲」欄の B の金額を記載します。
- (8) 「㉓」欄の外書には、措法第 10 条の 6 の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第 10 条の 4 などの規定により読み替えて適用する場合があります。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「調整前事業所得税額超過構成額 B」の各欄の金額を記載します。  
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて記載します。
- (9) 「機械設備等の概要」欄には、その設備が特定経営力向上設備等に該当することの詳細を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第 10 条の 5 の 3



給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(令和5年分以降用)

(令和 年分)

氏名 \_\_\_\_\_

雇用者給与等支給額 (付表1④)	①	円	控除対象雇用者給与等支給増加額 (③と⑦のうち少ない金額)	⑬	円	
比較雇用者給与等支給額 (付表1⑪)	②		雇用者給与等支給増加重複控除額 (付表2⑫)	⑭		
雇用者給与等支給増加額 (①-②)	③	(マイナスのときは0)	差引控除対象雇用者給与等支給増加額 (⑬-⑭)	⑮	(マイナスのときは0)	
雇用者給与等支給増加割合 (③÷②) (②=0の場合は0)	④		税額控除限度額又は中小事業者税額控除限度額の計算	⑰		
増加額の計算 調整雇用者給与等支給	調整雇用者給与等支給額 (付表1⑤)	円		⑰ ≥ 4% の場合 0.1	⑱	
	調整比較雇用者給与等支給額 (付表1⑫)			⑱ ≥ 20% 又は ⑲ = ⑳ > 0 の場合 0.05	㉑	
	調整雇用者給与等支給増加額 (⑤-⑥)	(マイナスのときは0)		税額控除限度額 (⑱ × (0.15 + ㉑ + ㉒)) (⑰ < 0.03 の場合は0)	㉒	円
継続雇用者給与等支給増加割合の計算	継続雇用者給与等支給額 (付表1「⑲の1」)		⑳ ≥ 2.5% の場合 0.15	㉓		
	継続雇用者比較給与等支給額 (付表1「⑲の2」)		㉓ ≥ 10% 又は ㉓ = ㉔ > 0 の場合 0.1	㉕		
	継続雇用者給与等支給増加額 (⑧-⑨)	(マイナスのときは0)	中小事業者税額控除限度額 (⑱ × (0.15 + ㉓ + ㉕)) (⑳ < 0.015 の場合は0)	㉖	円	
	継続雇用者給与等支給増加割合 (⑩ ÷ ⑨) (⑨ = 0 の場合は0)	⑩		㉗		
教育訓練費増加割合の計算	教育訓練費の額	円	調整前事業所得税額	㉘		
	比較教育訓練費の額 (付表1㉑)		本年税額基準額 (㉘ × $\frac{20}{100}$ )	㉙		
	教育訓練費増加額 (⑫ - ⑬)	(マイナスのときは0)	本年税額控除可能額 (㉙ 又は ㉚) と ㉛ のうち少ない金額	㉚		
	教育訓練費増加割合 (⑭ ÷ ⑬) (⑬ = 0 の場合は0)	⑭	調整前事業所得税額超過構成額	㉛		
	⑮		所得税額の特別控除額 (㉚ - ㉛)	㉜		

## 給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(令和5年分以降用)

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の4第1項又は第2項に規定する給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の4」と記載してください。

### 1 記載要領

- (1) 「⑰」欄には、『雇用者給与等支給増加重複額の計算に関する明細書（付表2）』の「⑱」欄の額を記載します。
- (2) 「㉓」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i + ii（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうち所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の譲渡所得のうち所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅等新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所得税法93）、外国税額控除（所得税法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (3) 「㉔」欄には、第10条の5の4第1項の規定の適用を受ける場合には、『所得税の額から控除される特別控除額の明細書』の「⑳」欄のBの金額を記載し、第10条の5の4第2項の規定の適用を受ける場合には、『所得税の額から控除される特別控除額の明細書』の「㉑」欄のBの金額を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条の5の4第1項及び第2項

給与等支給額及び比較教育訓練費の額の計算に関する明細書（付表1）

（令和 年分）

氏名 \_\_\_\_\_

雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算				
国内雇用者に対する給与等の支給額	①の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	②のうち雇用安定助成金	雇用者給与等支給額 (①-②+③)	調整雇用者給与等支給額 (①-②)
①	②	③	④	⑤
円	円	円	(マイナスのときは0) 円	(マイナスのときは0) 円
比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算				
適用年の前年分	国内雇用者に対する給与等の支給額	⑦の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	⑧のうち雇用安定助成金	$\frac{12}{⑥の月数}$
⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
年分	円	円	円	$\frac{12}{}$
比較雇用者給与等支給額 (⑦-⑧+⑨) × ⑩			⑪	(マイナスのときは0) 円
調整比較雇用者給与等支給額 (⑦-⑧) × ⑩			⑫	(マイナスのときは0)
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算				
		継続雇用者給与等支給額の計算		継続雇用者比較給与等支給額の計算
		適用年		適用年の前年分
		1		2
年分	⑬	円		年分
継続雇用者に対する給与等の支給額	⑭			円
同上の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	⑮			
同上のうち雇用安定助成金額	⑯			
差引 (⑭-⑮+⑯)	⑰			
$\frac{12}{「⑬の2」の月数}$	⑱			$\frac{12}{}$
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (⑰又は(⑰×⑱))	⑲			円
比較教育訓練費の額の計算				
適用年の前年分	教育訓練費の額	$\frac{12}{⑳の月数}$	比較教育訓練費の額 (㉑×㉒)	
⑳	㉑	㉒	㉓	
年分	円	$\frac{12}{}$	円	

## 給与等支給額及び比較教育訓練費の額の計算に関する明細書（付表1）

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の4第1項又は第2項に規定する給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書（付表）は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

### 1 記載要領

- (1) 「⑩」欄は、適用年の前年において事業を営んでいた月数と適用年において事業を営んでいた月数とが異なる場合に記載します。その他の場合は、「⑦－⑧＋⑨」の金額を「⑪」欄に記載し、また、「⑦－⑨」の金額を「⑫」欄に記載します。
- (2) 租税特別措置法施行令（以下「措法令」といいます。）第5条の6の4第15項の規定によりみなされた同条第12項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によります。
  - イ 「比較雇用者給与等支給額 ⑪」の欄には、措法第10条の5の4第3項第9号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載します。
  - ロ 「調整比較雇用者給与等支給額 ⑫」の欄には、措法令第5条の6の4第16項（第2号に係る部分に限ります。）の規定により計算した措法第10条の5の4第3項第5号ロに掲げる金額を記載します。
- (3) 「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄は、措法第10条の5の4第1項の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (4) 「2の⑬」欄は、適用年の前年において事業を開始した場合に記載します。その他の場合は、「2の⑰」欄の金額を「2の⑱」欄に転記します。
- (5) 「継続雇用者に対する給与等の支給額 ⑭」の欄は、措法第10条の5の4第3項第3号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載します。
- (6) 「⑳」欄は、措法令第5条の6の4第12項に規定する教育訓練費の額を記載します。
- (7) 「㉑」欄は、適用年の前年において事業を開始した場合に記載します。その他の場合は、「㉑」欄の金額を「㉒」欄に転記します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条の5の4第1項及び第2項

雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書（付表2）

（令和 年分）

氏 名 \_\_\_\_\_

調整雇用者給与等支給額	①	円	控除対象調整数の計算	移転型地方事業所基準雇用者数	⑥	人
適用年の12月31日における雇用者の数	②	人		移転型特定新規雇用者基礎数	⑦	
調整地方事業所基準雇用者数	③			対象移転型特定非新規雇用者基礎数	⑧	
				控除対象調整数 ( ⑥ - ⑦ - ⑧ )	⑨	(マイナスのときは0)
特定新規雇用者基礎数	④		控除対象者数 (③と(④+⑤+⑨)のうち少ない数)	⑩		
			雇用者給与等支給増加重複基準額 ( (①÷②) × ⑩ )	⑪	円	
特定非新規雇用者基礎数	⑤		雇用者給与等支給増加重複控除額 ( ⑪ × $\frac{20}{100}$ )	⑫		

## 雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書（付表2）

この明細書（付表）は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）法第10条の5の4第1項又は第2項（（給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合において、措法第10条の5第1項又は第2項（（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除）の規定の適用を受ける）に記載します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

### 1 記載要領

- (1) 「①」欄には、『給与等支給額及び比較教育訓練費の額の計算に関する明細書（付表1）』の「⑤」欄の金額を記載します。
- (2) 「控除対象調整数の計算」の各欄は、措法第10条の5第2項の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合において、「⑦」欄及び「⑧」欄は、同条第1項の規定の適用を受ける場合にのみ記載します。
- (3) 「③」欄、「④」欄、「⑤」欄、「⑥」欄、「⑦」欄及び「⑧」欄にはそれぞれ『地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「③」欄、「⑤」欄、「⑩」欄、「⑪」欄、「⑦」欄及び「⑮」欄の数を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条の5の4第1項及び第2項

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

(令和 年分)

氏名 \_\_\_\_\_

調整前事業所得税額超過額の計算

本年税額控除可能額	①	(②のA) 円	所得税の額から控除される特別控除額 (①と③のうち少ない金額)	④	円
本年分の調整前事業所得税額	②		調整前事業所得税額超過額 (①-④)	⑤	
本年税額基準額 ②× $\frac{90}{100}$	③				

調整前事業所得税額超過構成額の明細

措法第10条の6 第1項各号の該当号	年 分			本年税額控除可能額	調整前事業所得税額超過構成額
				A	B
第1号又は第2号	本年分		⑥	円	円
第3号	本年分		⑦		
第4号	前年繰越分	年分	⑧		
	本年分		⑨		
第5号	本年分		⑩		
第6号	本年分		⑪		
第7号	本年分		⑫		
			⑬		
第8号	前年繰越分	年分	⑭		
	本年分		⑮		
第9号	本年分		⑯		
第10号	本年分		⑰		
第11号	本年分		⑱		
第12号	本年分		⑲		
			⑳		
			㉑		
第13号					
震災特例法第10条 第3項若しくは第4項、 第10条の2第3項若しくは 第4項又は第10条の2の2 第3項若しくは第4項	前年繰越分	年分	㉒		
		年分	㉓		
		年分	㉔		
		年分	㉕		
		計	㉖		
	本年分		㉗		
震災特例法第10条 の3第1項、第10条の3の2 第1項又は第10条の3の3 第1項	本年分		㉘		
合計			㉙		(⑤の金額)

## 所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

この明細書は、個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の6の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に使用します。

この明細書は、この規定の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

### 1 記載要領

- (1) 「調整前事業所得税額超過構成額B」欄の各欄には、「調整前事業所得税額超過額⑤」の金額が控除可能期間（措法第10条の6第1項に規定する控除可能期間をいいます。）の最も長いものから順次成るものとした場合に同項に規定する調整前事業所得税額超過額を構成する部分の金額を記載します。
- (2) 「本年税額控除可能額A」の各欄は次の金額を記載します。
  - ⑥ 「一般試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑳欄（試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除に関する明細書）の⑲欄）又は、「中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑲欄（令和3年分以前は⑱欄）の金額
  - ⑦ 「特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑨欄の金額
  - ⑧ 「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
  - ⑨ 「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑫欄の金額
  - ⑩ 「地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑮欄の金額
  - ⑪ 「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑭欄の金額
  - ⑫ 「地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉑欄の金額
  - ⑬ 「地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑳欄の金額
  - ⑭ 「特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
  - ⑮ 「特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑫欄の金額
  - ⑯ 「給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉗欄（措法第10条の5の4第1項の規定の適用を受ける場合）
  - ⑰ 「給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉗欄（措法第10条の5の4第2項の規定の適用を受ける場合）
  - ⑱ 「認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
  - ⑲ 「事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑯欄の金額
  - ⑳ 「事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉓欄の金額
  - ㉑ 「事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑳欄の金額
  - ㉒ 「特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄の金額
  - ㉓ 「特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑬欄の金額
  - ㉔ 「特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑩欄の金額

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条の6、震災特例法第10条の4第1項 等



認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

( 年分 )

氏名 \_\_\_\_\_

事業種目	①					
資産区分	種類	②				
	構造、用途、設備の種類又は区分	③				
	細目	④				
	取得年月日	⑤	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事業の用に供した年月日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額	⑦	円	円	円	円	円
所得税額の特別控除額の計算						
⑦のうち⑥が令和4年3月31日以前であるものに係る額の合計額	⑧	円	税額控除限度額 ((⑧+(⑨-⑩))×15/100 +(⑩+(⑪-⑫))×9/100 +⑫×5/100+⑬×3/100)	⑭	円	
⑦のうち⑥が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間であるものに係る額の合計額	⑨		調整前事業所得税額	⑮		
同上のうち条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備に係る額の合計額	⑩		本年税額基準額 (⑮×20/100)	⑯		
⑦のうち⑥が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間であるものに係る額の合計額	⑪		本年税額控除可能額 (⑭と⑯のうち少ない金額)	⑰		
同上のうち条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備に係る額の合計額	⑫		調整前事業所得税額超過構成額	⑱		
⑦のうち⑥が令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間であるものに係る額の合計額	⑬		所得税額の特別控除額 (⑰-⑱)	⑲		
機械設備等の概要						

## 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の5第3項及び令和4年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5の5第3項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の5」と記載してください。

### 1 記載要領

- (1) 「②」欄から「④」欄には、生産性向上設備等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。
- (2) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑮」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii \text{（※2）}}$$

- i …事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）
- ii …総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅等新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所法93）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法165の5の3）、非居住者に係る外国税額控除（所法165の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (4) 「⑱」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑱」欄のBの金額を記載します。
- (5) 「機械設備等の概要」欄には、減価償却資産に該当することの詳細を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条の5の5、旧措法第10条の5の5

事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書

( 年分 )

氏名 \_\_\_\_\_

租税特別措置法第10条の5の6第7項から第9項までの該当項			①	第 項	第 項	第 項	第 項	第 項		
事業種目			②							
情報技術事業適応設備及び生産工程効率化等設備等の明細	資産区分	種類	③							
		構造、用途、設備の種類又は区分	④							
		細目	⑤							
		取得年月日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		
		事業の用に供した年月日	⑦	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		
		取得価額又は製作価額	⑧		円	円	円	円	円	
事業適応繰延資産の明細	支出年月日	⑨	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・			
	支出した金額	⑩		円	円	円	円	円		
所得税額の特別控除額の計算										
調整前事業所得税額			⑪		円	事業適応繰延資産	本年税額控除可能額 (②と⑧のうち少ない金額)	⑫		円
情報技術事業適応設備	取得価額の合計額 (⑧のうち情報技術事業適応設備に係る額の合計額)			⑬		生産工程効率化等設備等	調整前事業所得税額超過構成額	⑭		
	⑬のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応の用に供するものに係る額			⑮			本年税額控除額 ( ⑭ - ⑬ )	⑯		
	税額控除限度額 $\left[ (⑮ - ⑬) \times \frac{3}{100} + ⑮ \times \frac{5}{100} \right]$			⑰			取得価額の合計額 (⑧のうち生産工程効率化等設備に係る額の合計額)	⑲		
	本年税額基準額 $\left[ ⑪ \times \frac{20}{100} \right]$			⑱		⑲のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額	⑳			
	本年税額控除可能額 (⑰と⑱のうち少ない金額)			㉑		生産工程効率化等設備等税額控除限度額 $\left[ (⑲ - ⑱) \times \frac{5}{100} + ⑱ \times \frac{10}{100} \right]$	㉒			
	調整前事業所得税額超過構成額			㉓		本年税額基準額残額 $\left[ ⑪ \times \frac{20}{100} - ⑱ - ㉑ \right]$	㉓			
本年税額控除額 ( ⑱ - ㉓ )			㉔		本年税額控除可能額 (⑲と㉒のうち少ない金額)	㉔				
事業適応繰延資産	支出した金額の合計額 (⑩の合計)			㉕		設備等	調整前事業所得税額超過構成額	㉕		
	⑩のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用の額			㉖			本年税額控除額 ( ㉔ - ㉕ )	㉖		
	繰延資産税額控除限度額 $\left[ (⑱ - ㉖) \times \frac{3}{100} + ㉖ \times \frac{5}{100} \right]$			㉗		所得税額の特別控除額 ( ㉔ + ㉖ + ㉗ )	㉗			
	本年税額基準額残額 $\left[ ⑱ \times \frac{20}{100} - ㉖ \right]$			㉘						
機械設備等の概要										

## 事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者である中小事業者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条の 5 の 6 第 7 項～第 9 項に規定する事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法 10 の 5 の 6」と記載してください。

### 1 記載要領

- (1) 「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当項を記載します。
- (2) 「③」欄、「④」欄及び「⑤」欄には、事業適応設備等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造等の種類、細目等を記載します。
- (3) 「⑧」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i + ii（※2）}}$$

- i … 事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第 33 条第 3 項第 1 号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）
- ii … 総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第 33 条第 3 項第 2 号に掲げる所得に係る部分の 2 分の 1 の金額と一時所得の 2 分の 1 の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（措法 41 の 18）、認定 NPO 法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 3）、住宅耐震改修特別控除（措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別税額控除（措法 41 の 19 の 3）、認定住宅等新築等特別税額控除（措法 41 の 19 の 4）、分配時調整外国税相当額控除（所法 93）、外国税額控除（所法 95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法 165 の 5 の 3）、非居住者に係る外国税額控除（所法 165 の 6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 10 条から第 10 条の 4 までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (5) 「⑰」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑱」欄の B の金額を記載します。
- (6) 「⑳」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㉑」欄の B の金額を記載します。
- (7) 「㉒」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㉓」欄の B の金額を記載します。
- (8) 「機械装置等の概要」欄には、減価償却資産が事業適応設備等に該当することの詳細を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第 10 条の 5 の 6

特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、  
 企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は  
 避難解除区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

( 年分 )

氏名 \_\_\_\_\_

税額控除に関する規定の該当条		①	震災特例法第10条・震災特例法第10条の2・震災特例法第10条の2の2 (令和3年旧震災特例法第10条、令和3年旧震災特例法第10条の2、令和元年旧震災特例法第10条の2)				
事業の内容及び認定地方公共団体の名称等、提出企業立地促進計画の提出があった日等又は避難等指示が解除された日等		②					
資 産 区 分	種 類	③					
	構造、設備の種類又は区分	④					
	細 目	⑤					
	取 得 年 月 日	⑥	・	・	・	・	・
	事業の用に供した年月日	⑦	・	・	・	・	・
取得価額又は製作価額		⑧	円	円	円	円	円
<b>所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算</b>							
本 年 分	取得価額の合計額 (⑧の合計)	⑨	円	前 年 繰 越 分	差引本年税額基準額残額 (⑫-⑬)	⑯	円
	税額控除限度額	⑩			繰越税額控除限度超過額 (⑳②の計)	⑰	
	本年分の事業所得等に係る所得税額	⑪			同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑯と⑰のうち少ない金額)	⑱	
	本年税額基準額 (⑪× $\frac{20}{100}$ )	⑫			調整前事業所得税額超過構成額	⑲	
	本年税額控除可能額 (⑩と⑫のうち少ない金額)	⑬			本年繰越税額控除額 (⑱-⑲)	㉑	
	調整前事業所得税額超過構成額	⑭			所得税額の特別控除額 (⑮+㉑)	㉒	
	本年税額控除額 (⑬-⑭)	⑮					
<b>翌 年 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算</b>							
年 分	前年繰越額又は 本年税額控除限度額	⑳	円	本年控除可能額等	㉓	円	翌年繰越額 (㉒-㉓)
年分 (4年前の年分)							
年分 (3年前の年分)							外 円
年分 (前々年分)							外
年分 (前年分)							外
計				(⑱の金額)			
本 年 分	(⑩の金額)			(⑬の金額)			外
合 計							
<b>機 械 設 備 等 の 概 要</b>							

特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、  
 企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は  
 避難解除区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条第3項若しくは第4項に規定する特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、震災特例法第10条の2第3項若しくは第4項に規定する企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は同法第10条の2の2第3項若しくは第4項に規定する避難解除区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、適用を受ける特別控除に応じて、申告書第二表の「特例適用条文等」に、それぞれ「震法10」、「震法10の2」又は「震法10の2の2」と記載してください。

1 記載要領

(1) 「①」欄は、適用を受ける規定に応じて、該当する条を○で囲みます。

(2) 「②」欄には、次により記載します。

イ 震災特例法第10条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する認定地方公共団体の名称及び同項の表の各号のいずれかの区域の名称を記載します。

ロ 震災特例法第10条の2第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する提出企業立地促進計画等の提出のあった日（企業立地促進区域等（同項に規定する企業立地促進区域等をいいます。）の変更により新たに企業立地促進区域等に該当することとなる区域にあっては、当該変更について提出のあった日）及び福島復興再生特別措置法第4条第4号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日を記載します。

ハ 震災特例法第10条の2の2第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する避難等指示が解除された日又は福島復興再生特別措置法第4条第4号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日（認定特定復興再生計画の変更の認定により、当該区域が避難解除区域等に該当しないこととなる場合は、当該再生計画の当初の認定があった日及び変更の認定があった日）を記載します。

(3) 「③」欄、「④」欄及び「⑤」欄には、震災特例法第10条第1項に掲げる特定機械装置等又は同法第10条の2第1項若しくは同法第10条の2の2第1項に掲げる特定機械装置等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造等を記載します。

(4) 「⑧」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(5) 「⑩」欄の税額控除限度額は、資産の種類、取得等の時期の区分に応じ、「⑧」欄の資産の取得価額×税額控除率で計算した金額となります。税額控除率は以下のとおりです。

イ （特定）復興産業集積区域において機械等を取得した場合

資産の種類	平成29年3月31日まで	平成29年4月1日～平成31年3月31日	資産の種類	平成31年4月1日～令和2年3月31日	令和2年4月1日～令和3年3月31日
令和元年旧震災特例法10の2⑤一イに規定する機械及び装置	15/100		令和3年旧震災特例法10⑤一イに規定する機械及び装置	15/100	
令和元年旧震災特例法10の2⑤一ロに規定する機械及び装置	15/100		令和3年旧震災特例法10⑤一ロに規定する機械及び装置	15/100	
			令和3年旧震災特例法10⑤一ハに規定する機械及び装置	10/100	
令和元年旧震災特例法10の2⑤一ハに規定する建物及びその附属設備並びに構築物	8/100		令和3年旧震災特例法10⑤一二に規定する建物及びその附属設備並びに構築物	8/100	
令和元年旧震災特例法10の2⑤一二に規定する建物及びその附属設備並びに構築物	8/100		令和3年旧震災特例法10⑤一ホに規定する建物及びその附属設備並びに構築物	8/100	
			令和3年旧震災特例法10⑤一ヘに規定する建物及びその附属設備並びに構築物	6/100	
令和元年旧震災特例法10の2⑤一ホに規定する被災者向け優良賃貸住宅	8/100		令和3年旧震災特例法10⑤一トに規定する被災者向け優良賃貸住宅	8/100	
令和元年旧震災特例法10の2⑤一ヘに規定する被災者向け優良賃貸住宅	—	8/100	令和3年旧震災特例法10⑤一チに規定する被災者向け優良賃貸住宅	8/100	6/100

資産の種類	令和3年4月1日～令和6年3月31日
建物及びその附属設備並びに構築物	8/100
上記以外	15/100

ロ 企業立地促進区域等及び避難解除区域等において機械等を取得した場合

資産の種類	税額控除率
建物及びその附属設備並びに構築物	8/100
上記以外	15/100

(6) 「⑪」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} (\ast 1) \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} (\ast 2)$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所法93）、外国税額控除（所法95）及び震災特例法第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

※3 震災特例法第10条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合において、事業の用に供した減価償却資産が不動産所得の基因となる資産であるとき、又は不動産所得及び事業所得の基因となる資産であるときは、それぞれ上記算式の分子を「不動産所得」又は「不動産所得及び事業所得」として計算します。

(7) 「⑭」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㉗」欄のBの金額を記載します。

(8) 「⑰」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㉘」欄のBの金額を記載します。

(9) 「㉑」欄の外書きには、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「調整前事業所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

震災特例法10、10の2、10の2の2、令和3年旧震災特例法10、10の2、令和3年改正法附則83、84、令和元年旧震災特例法10の2、令和元年改正法附則88

特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、  
 企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は  
 避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

( 年分)

氏名 \_\_\_\_\_

被災雇用者等 を雇用した 場合	認定地方公共団体の 指定を受けた日	①	.	.	所得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算	税 額 控 除 限 度 額 $((③ \times \text{控除率}) \text{ 又は } (⑥ \times \text{控除率}))$	⑦	円
	本年の適用期間内における 被災雇用者等に対して 支給する給与等の額	②				本年分の事業所得に係る所得税額	⑧	
	同上のうち必要経費に 算入される額	③				本年税額基準額 $(⑧ \times \frac{20}{100})$	⑨	
避難対象雇用者等 を雇用した 場合	福島県知事等の認定、指定 又は確認を受けた日	④	.	.	控 除 額 の 計 算	本年税額控除可能額 (⑦と⑨のうち少ない金額)	⑩	円
	本年の適用期間内における 避難対象雇用者等に対して 支給する給与等の額	⑤				調整前事業所得税額超過構成額	⑪	
	同上のうち必要経費に 算入される額	⑥				所得税額の特別控除額 (⑩-⑪)	⑫	

**特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、  
企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は  
避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書**

この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の3第1項に規定する特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、震災特例法第10条の3の2第1項に規定する企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は震災特例法第10条の3の3第1項に規定する避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、適用を受ける特別控除に応じて、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、それぞれ「震法10の3」、「震法10の3の2」又は「震法10の3の3」と記載してください。

**1 記載要領**

(1) 「⑦」欄は、震災特例法第10条の3第1項の規定の適用を受ける場合は「又は(⑥×控除率)」を抹消し、控除率を「10/100」として計算される税額控除限度額を記載します。

ただし、令和3年改正法附則第86条第2項に規定する平成31年4月1日から令和3年3月31日の間に旧被災雇用者等に対して支給する一定の給与等がある場合は、③のうち当該給与等の支給額に相当する部分については、控除率を「7/100」として計算される税額控除限度額を記載します。

また、震災特例法第10条の3の2第1項又は第10条の3の3第1項の規定の適用を受ける場合には「(③×控除率) 又は」を抹消し、次の認定等を受けた個人に応じ、控除率を計算した税額控除限度額を記載します。

個人	控除率
震災特例法第10条の3の2第1項の表の第1号の第1欄に掲げる個人	20/100
震災特例法第10条の3の2第1項の表の第2号の第1欄に掲げる個人	10/100
震災特例法第10条の3の2第1項の表の第3号の第1欄に掲げる個人	15/100
震災特例法第10条の3の3第1項の福島県知事の承認を受けた個人	20/100

(2) 「⑧」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} (\ast 1) \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii (\ast 2)}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所得税法93）、外国税額控除（所得税法95）及び震災特例法第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除の規定などを適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

(3) 「⑩」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑳」欄のBの金額を記載します。

**2 提出先**

納税地の所轄税務署長

**3 根拠条文**

震災特例法第10条の3、第10条の3の2、第10条の3の3、令和3年改正法附則第86条



被災代替資産等の特別償却に関する明細書  
(震災特例法の適用を受ける場合)

( 年分)

氏名 \_\_\_\_\_

資 産 の 種 類	①	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産
(耐用年数表の番号) 対象資産の種類	②	( )	( )	( )
対象資産の構造又は名称	③			
取得等年月日	④	・ ・	・ ・	・ ・
事業の用に供した年月日	⑤	・ ・	・ ・	・ ・
滅失等をした資産の用途	⑥	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
被災代替資産の用途	⑦	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
取得価額 (償却保証額)	⑧	円	円	円
償却の基礎になる金額	⑨			
耐用年数	⑩	年	年	年
償却方法	⑪	定額率法 ( )	定額率法 ( )	定額率法 ( )
償又は改定償却率	⑫	0.	0.	0.
償却期間	⑬	月 12	月 12	月 12
普通償却費	算出償却費 (⑨×⑫×⑬)	円	円	円
	増加償却費			
	計 (⑭+⑮)			
特別償却	特別償却の対象となる部分の取得価額	⑰		
	特別償却率	⑱	100	100
	特別償却限度額 (⑰×⑱)	⑲	円	円
	必要経費に算入した特別償却額	⑳		
	翌年への繰越額 (⑲-⑳)	㉑		
特別償却費	事業の用に供した年の翌年	前年からの繰越額 (前年分の㉑)	㉒	
		必要経費に算入した特別償却額	㉓	
償却費合計額 (⑯+㉒又は㉓)	㉔			
未償却残高	㉕			
その他参考となるべき事項	㉖			

## 被災代替資産等の特別償却に関する明細書 (震災特例法の適用を受ける場合)

この明細書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第11条の2第1項に規定する被災代替資産等の特別償却の適用を受けるときに使用します。この明細書は、この特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

### 1 記載要領

- (1) 「①」欄は、その被災代替資産等が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第13条の2第2項各号に掲げる資産（以下「被災代替資産」といいます。）又はそれ以外の資産（以下「被災区域内供用資産」といいます。）のいずれに該当するかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- (2) 「②」欄には、減価償却資産の耐用年数に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第一の「種類」又は耐用年数の適用等に関する取扱通達（以下「耐用年数通達」といいます。）付表10の「設備の種類」を記載しますが、その適用対象資産が機械及び装置である場合には、耐用年数通達付表10の番号を（ ）内に記載します。
- (3) 「③」欄には、適用対象資産が建物である場合にはその構造を、それ以外のものである場合にはその設備等の名称を記載します。
- (4) 「⑥」欄及び「⑦」欄には、「①」欄の「被災代替資産」を○で囲んだ資産について、次により記載します。
  - ア 用途は、「事務所用」、「工場用」などと記載しますが、被災代替資産が機械及び装置である場合には、耐用年数省令別表第二の「設備の種類」を記載します。
  - イ （ ）内には、被災代替資産が建物（その附属設備を含みます。）である場合に、建物全体の床面積を記載します。
- (5) 「⑧」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (6) 「⑬」欄には、通常の使用期間を超えて使用した機械及び装置について、所得税法施行令第133条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。
- (7) 「特別償却費」の各欄は、次によります。
  - ア 「㉑」欄は、次の区分に応じ次の金額を記載します。
    - (ア) 被災代替資産である建物（その附属施設を含みます。）・・・その取得価額（「⑧」欄の金額）のうち減失等をした建物の床面積の1.5倍に相当する床面積の部分に対応する取得価額
    - (イ) 上記以外の被災代替資産等・・・その取得価額（「⑧」欄の金額）
  - イ 「㉒」欄には、適用対象資産の種類、取得等の時期及び中小事業者等の区分に応じ、次の表の特別償却率を記載します。

取得等の時期等 資産の種類	平 23. 3. 11 ～平 28. 3. 31		平 28. 4. 1 ～令 5. 3. 31		令 5. 4. 1 ～令 8. 3. 31	
	中小事業者 (※1)	左記以外の 個人	中小事業者 (※1)	左記以外の 個人	中小事業者 (※1)	左記以外の 個人
(1) 建物又は構築物(※2)	18%	15%	12%	10%		
(2) 機械及び装置(※2)	36%	30%	24%	20%		
(3) 船舶、航空機(※3)又は車両 及び運搬具(※4)	36%	30%	24%	20%	24%	20%

※1 中小事業者とは、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人をいいます。

※2 資産の種類(1)・(2)は、令和5年3月31日までに取得等した場合に対象となります。ただし、公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事をいいます。）の工期の延長その他やむを得ない事情により令和5年3月31日までに(1)・(2)の資産を事業の用に供することができなかったことにつき内閣総理大臣又は復興局長が確認をした書類を確定申告書に添付することにより証明した場合で、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間にこれらの資産を事業の用に供した場合には、この特別償却の適用を受けることができます。この場合の特別償却率は、建物及び構築物が10%（中小事業者の場合は12%）、機械及び装置が20%（中小事業者の場合は24%）となります。

※3 資産の種類(3)の航空機は、平成28年3月31日までに取得等した場合に対象となります。

※4 資産の種類(3)の車両及び運搬具は、令和3年3月31日までに取得等した場合に対象となります。

- (8) 「㉓」欄には、被災区域内供用資産の事業の用に供した区域、被災代替資産である構築物又は機械及び装置の規模又は機能並びに代替された減失等をした資産の規模又は機能などこの特別償却の適用に関し参考となるべき事項を記載します。

### 2 提出先

納税地を所轄する税務署長

### 3 根拠条文

震災特例法第11条の2

令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書

申告書

第一表 (令和五年分以降用)

納税地、フリガナ、氏名、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、整理番号、電話番号、自宅・勤務先・携帯

収入金額等 (事業、農業、不動産、配当、給与、公的年金等、雑業務、その他、総合譲渡)

所得金額等 (事業、農業、不動産、利子、配当、給与、公的年金等、雑業務、その他、総合譲渡・一時合計)

所得から差し引かれる金額 (社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寡婦・ひとり親控除、勤労学生・障害者控除、配偶者(特別)控除、扶養控除、基礎控除、雑損控除、医療費控除、寄附金控除)

税金の計算 (課税される所得金額、上の30に対する税額又は第三表の93、配当控除、(特定増改修等)住宅借入金等特別控除、政党等寄附金等特別控除、住宅耐震改修特別控除等、差引所得税額、災害減免額、再差引所得税額(基準所得税額)、復興特別所得税額、所得税及び復興特別所得税の額、外国税額控除等、源泉徴収税額、申告納税額、予定納税額、第3期分の税額、修正申告)

その他の (公的年金等以外の合計所得金額、配偶者の合計所得金額、専従者給与(控除)額の合計額、青色申告特別控除額、雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額、未納付の源泉徴収税額、本年分で差し引く繰越損失額、平均課税対象金額、変動・臨時所得金額)

延納の出 (申告期限までに納付する金額、延納届出額)、受取の場 (郵便局名等、口座番号、記号番号)、入金口座 (預金、普通、当座、納税準備、貯蓄)

整理欄 (区分A-K、異動、補完、確認)

44・45・49・51又は52の記入をお忘れなく。

納管、事業、住民、資産、総合、分離、検算、信付印、年月日、連番



令和   年分の 所得税及び復興特別所得税 の 申告書

整理番号

F A 2 3 0 3

住所  
 住 所  
 屋 号  
 フリガナ  
 氏 名

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種 目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	源泉徴収税額
			円	円
(48) 源泉徴収税額の合計額			円	円

○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (11)

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
	円	円	円

特例適用  
 条文等

○ 配偶者や親族に関する事項 (20~23)

氏 名	個 人 番 号	続柄	生 年 月 日	障害者	国外居住	住民税	その他
		配偶者	明・大昭・平 . .	障 特障	国外 年調	同一 別居	調整
			明・大昭・平・令 . .	障 特障	年調	16 別居	調整
			明・大昭・平・令 . .	障 特障	年調	16 別居	調整
			明・大昭・平・令 . .	障 特障	年調	16 別居	調整
			明・大昭・平・令 . .	障 特障	年調	16 別居	調整

○ 事業専従者に関する事項 (57)

事業専従者の氏名	個 人 番 号	続柄	生 年 月 日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
			明・大昭・平 . .		円
			明・大昭・平 . .		

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収 自分で納付	都道府県、市区町村への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
	円	円	円	円	○ ○	円	円	円	円

退職所得のある配偶者・親族の氏名	個 人 番 号	続柄	生 年 月 日	退職所得を除く所得金額	障害者	その他	寡婦・ひとり親
			明・大昭・平 . .	円	障 特障	調整	寡婦 ひとり親

事業税	非課税所得など	番号	所得金額	円	損益通算の特例適用前の不動産所得	円	前年中の開(廃)業開始・廃止	月日

上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所	氏名	住所	国外	所得税で控除対象配偶者氏名	氏名	給与	円	一連番号

整理欄  
 申告区分     
 申告等年月日   年   月   日  
 所得種類     
 申告期限   年   月   日

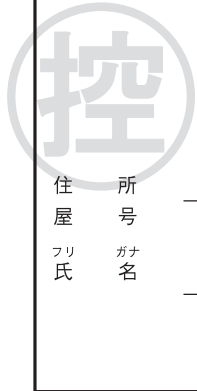
税理士法書番提出  
 30条  33条の2

税理士署名・電話番号

第二表 (令和五年分以降) ○第二表は、第一表と一緒に提出してください。○国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類は添付書類台紙などに貼ってください。

令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書

整理番号



住所  
屋号  
フリガナ氏名

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	源泉徴収税額
			円	円
(48) 源泉徴収税額の合計額			円	円

総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (11)

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
	円	円	円

特例適用  
条文等

配偶者や親族に関する事項 (20~23)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
※ 個人番号は複写されません		配偶者	明・大昭・平 . .	(障) 特障	国外	年調 (同)	別居 調整
※ 個人番号は複写されません			明・大昭・平・令 . .	(障) 特障		年調 (16)	別居 調整
※ 個人番号は複写されません			明・大昭・平・令 . .	(障) 特障		年調 (16)	別居 調整
※ 個人番号は複写されません			明・大昭・平・令 . .	(障) 特障		年調 (16)	別居 調整
※ 個人番号は複写されません			明・大昭・平・令 . .	(障) 特障		年調 (16)	別居 調整

事業専従者に関する事項 (57)

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
※ 個人番号は複写されません			明・大昭・平 . .		円
※ 個人番号は複写されません			明・大昭・平 . .		

住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法	都道府県、市区町村への寄附 (特例控除対象)	共同基金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
	円	円	円	円	特別徴収 自分で納付	円	円	円	円

退職所得のある配偶者・親族の氏名	個人番号	続柄	生年月日	退職所得を除く所得金額	障害者	その他	寡婦・ひとり親
※ 個人番号は複写されません			明・大昭・平 . .	円	(障) 特障	調整	寡婦 (ひとり親)

事業税	非課税所得など	番号	所得金額	円	損益通算の特例適用前の不動産所得	円	前年中の開(廃)業開始・廃止月日
	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額				事業用資産の譲渡損失など		他都道府県の事務所等

上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所	住所	国外	所得税で控除対象配偶者氏名	円

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
⑬⑭ 小規模企業共済等掛金控除	円	円
⑮ 新生命保険料	円	円
旧生命保険料		
新個人年金保険料		
旧個人年金保険料		
介護医療保険料		
⑯ 地震保険料	円	円
旧長期損害保険料		

本人に関する事項 (17~20)	寡婦	ひとり親	勤労学生	障害者	特別障害者
<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離婚	<input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 未帰還	<input type="checkbox"/> 年調以外かつ専修学校等			

雑損控除に関する事項 (26)

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など
損害金額	円	円
	保険金などで補填される額	円
	差引損失額のうち災害関連支出の金額	円

寄附金控除に関する事項 (28)

寄附先の名称等	寄附金
	円

税理士法書提出  
30条 33条の2

税理士署名・電話番号

**\_\_\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の\_\_\_\_申告書付表** 先物取引に係る繰越損失用

提出用

現在の住所 又は 居所 事業所等	フリガナ  氏名
---------------------------	----------------

この付表は、租税特別措置法第41条の15(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

**1 先物取引に係る雑所得等の金額**

本年分の先物取引に係る雑所得等の金額	① 円
--------------------	-----

← 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の「合計」欄の⑫の金額の合計額を転記してください。

**2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算**

先物取引の差金等決済に係る所得の損失が生じた年分	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	翌年分以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額
A ____年 (3年前)	② (前年の付表の⑦の金額) 円	③ (①と②のいずれか低い方の金額) (赤字のときは0)	/	④ (①-③) 円
B ____年 (2年前)	⑤ (前年の付表の⑩の金額)	⑥ (④と⑤のいずれか低い方の金額) (赤字のときは0)	⑦ (⑤-⑥) 円	⑧ (④-⑥)
C ____年 (前年)	⑨ (前年の付表の①が赤字の場合に、その赤字の金額を△を付けずに書いてください。)	⑩ (⑧と⑨のいずれか低い方の金額) (赤字のときは0)	⑪ (⑨-⑩)	⑫ (⑧-⑩)

※ 前年分までの所得から引ききれなかった雑損失の金額(注)が、本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から差し引かれる場合には、⑫の金額から当該雑損失の金額を差し引いた後の金額を記載してください。  
(注) 所得税法第71条の2第2項に規定する特定雑損失金額及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第5条第1項に規定する特定雑損失金額を含みます。

**3 申告書への記載事項**

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額 ( ⑫ の 金 額 ( ※ ) )		⑬	(赤字のときは△を付けずに書いてください。) 円
①が黒字の場合 (0の場合も含まれます。)	先物取引に係る雑所得等の金額 ( 上 の ① の 金 額 )	⑭	
	本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額 ( ① - ⑬ )	⑮	
	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 ( ⑦ + ⑪ )	⑯	
①が赤字の場合	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 ( ⑦ + ⑪ + ⑬ )	⑰	

申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑦④(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑦⑦)に転記してください。

申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の⑧⑦(申告書第四表(損失申告用)は「4繰越損失を差し引く計算」欄の⑧⑨)に転記してください。

申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の⑧⑧(申告書第四表(損失申告用)は「7翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の⑧⑨)に転記してください。

申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の⑧⑧(申告書第四表(損失申告用)は「7翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の⑧⑨)に転記してください。  
また、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑦④及び「その他」欄の⑧⑦(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑦⑦及び「4繰越損失を差し引く計算」欄の⑧⑨)に「0」を書いてください。

**\_\_\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の\_\_\_\_申告書付表** 先物取引に係る繰越損失用

**控  
用**

現在の住所 又は 居所 事業所等	フリガナ  氏 名
---------------------------	-----------------

この付表は、租税特別措置法第41条の15(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

**1 先物取引に係る雑所得等の金額**

本年分の先物取引に係る雑所得等の金額	① 円
--------------------	-----

先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の「合計」欄の⑫の金額の合計額を転記してください。

**2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算**

先物取引の差金等決済に係る所得の損失が生じた年分	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	翌年分以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額
A ____年 (3年前)	② (前年の付表の⑦の金額) 円	③ (①と②のいずれか低い方の金額) (赤字のときは0)	△	④ (①-③) 円
B ____年 (2年前)	⑤ (前年の付表の⑩の金額)	⑥ (④と⑤のいずれか低い方の金額) (赤字のときは0)	⑦ (⑤-⑥) 円	⑧ (④-⑥)
C ____年 (前年)	⑨ (前年の付表の①が赤字の場合に、その赤字の金額を△を付けずに書いてください。)	⑩ (⑧と⑨のいずれか低い方の金額) (赤字のときは0)	⑪ (⑨-⑩)	⑫ (⑧-⑩)

※ 前年分までの所得から引ききれなかった雑損失の金額(注)が、本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から差し引かれる場合には、⑫の金額から当該雑損失の金額を差し引いた後の金額を記載してください。  
(注) 所得税法第71条の2第2項に規定する特定雑損失金額及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第5条第1項に規定する特定雑損失金額を含みます。

**3 申告書への記載事項**

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額 ( ⑫ の 金 額 ( ※ ) )	⑬	(赤字のときは△を付けずに書いてください。) 円
①が黒字の場合 (0の場合も含まれます。)	先物取引に係る雑所得等の金額 ( 上 の ① の 金 額 )	⑭
	本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額 ( ① - ⑬ )	⑮
	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 ( ⑦ + ⑪ )	⑯
①が赤字の場合	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 ( ⑦ + ⑪ + ⑬ )	⑰

申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑦④(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑦⑦)に転記してください。

申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の⑦⑤(申告書第四表(損失申告用)は「4繰越損失を差し引く計算」欄の⑨⑨)に転記してください。

申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の⑦⑥(申告書第四表(損失申告用)は「7翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の⑨⑨)に転記してください。

申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の⑦⑦(申告書第四表(損失申告用)は「7翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の⑨⑨)に転記してください。また、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑦④及び「その他」欄の⑦⑤(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑦⑦及び「4繰越損失を差し引く計算」欄の⑨⑨)に「0」を書いてください。

○この用紙は 控 用 です。申告には、必ず 提出用 を使ってください。



# 死亡した者の\_\_\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (兼相続人の代表者指定届出書)

受付印

<b>1 死亡した者の住所・氏名等</b>									
住所	(〒 - )	フリガナ	氏名	フリガナ	死亡年月日	年 月 日			
<b>2 死亡した者の納める税金又は還付される税金</b> [ 第3期分の税額 ] [ 還付される税金のときは頭部に△印を付けてください。 ] 円… A									
<b>3 相続人等の代表者の指定</b> [ 代表者を指定されるときは、右にその代表者の氏名を書いてください。 ] 相続人等の代表者の氏名 _____									
<b>4 限定承認の有無</b> [ 相続人等が限定承認をしているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。 ] 限定承認									
5 相続人等に関する事項	(1) 住所	(〒 - )	(〒 - )	(〒 - )	(〒 - )	(〒 - )			
	(2) 氏名(署名)	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ			
	(3) 個人番号								
	(4) 職業及び被相続人と続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄
	(5) 生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日		明・大・昭・平・令 年 月 日		明・大・昭・平・令 年 月 日		明・大・昭・平・令 年 月 日	
	(6) 電話番号	- -		- -		- -		- -	
	(7) 相続分…B	法定・指定 _____		法定・指定 _____		法定・指定 _____		法定・指定 _____	
	(8) 相続財産の価額	円		円		円		円	
6 納める税金等	Aが黒字のとき 各人の納付税額 A × B 〔各人の100円未満の端数切捨て〕	00円		00円		00円		00円	
	Aが赤字のとき 各人の還付金額 〔各人の1円未満の端数切捨て〕	円		円		円		円	
7 還付される税金の受取場所	銀行等の預金口座に振り込みを希望する場合	銀行名等	銀行名等	銀行名等	銀行名等	銀行名等	銀行名等	銀行名等	銀行名等
		支店名等	支店名等	支店名等	支店名等	支店名等	支店名等	支店名等	支店名等
		預金の種類	預 金	預 金	預 金	預 金	預 金	預 金	預 金
		口座番号							
	希望する場合、口座に振り込みを希望する場合は、ゆうちょ銀行の郵便局等の窓口	貯金口座の記号番号	-	-	-	-	-	-	-
	郵便局名等								

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。※還付される税金の受取りを代表者等に委任する場合には委任状の提出が必要です。

(注) 「5 相続人等に関する事項」以降については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

税務署欄	整理番号	0	0	0	0	0	0	0	0
	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済

一連番号

## 書 き 方

### 〔死亡した人の確定申告書の書き方〕

死亡した人の確定申告書の書き方は、「確定申告の手引き」などにならって書きますが、次の点に留意して書いてください。

- 『令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書（以下「確定申告書」といいます。）』の標題の余白部に「準確定」と書いてください。
- 「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を書いてください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と書いてください。  
なお、相続人や包括受遺者が1人のためこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように書いてください。
  - 上段には、死亡した人について書き、その氏名上部に死亡年月日を書いてください。
  - 下段には、相続人や包括受遺者について書いてください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地を書くとともに、相続人や包括受遺者の氏名を書く場合にその氏名の頭部に「相続人」と書いて、署名してください。
- 死亡した人の確定申告書の提出に当たっては、全ての相続人や包括受遺者の個人番号（12桁）の記入及び本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。  
なお、相続人や包括受遺者が1人のためこの申告書付表の提出を省略する場合は、相続人や包括受遺者の個人番号は申告書上部余白に書いてください。  
また、相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、申告書付表「5 相続人等に関する事項」欄の「個人番号」欄に各相続人や包括受遺者の個人番号を書いてください。  
(注) 死亡した人の個人番号を記入する必要はありません。

### 〔申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）の書き方〕

- 「死亡した者の〇年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）」の標題の「年分」欄  
死亡した人の確定申告書の年分と同じ年分を書いてください。
- 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄  
死亡した人の確定申告書の「住所」欄に書いた住所地を書いてください。
- 「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄  
死亡した人の確定申告書の「第3期分の税額」欄の金額を転記してください。
- 「3 相続人等の代表者の指定」欄  
相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、相続人や包括受遺者のうちから死亡した人の国税に関する書類を代表して受領する人を指定することができますので、なるべく代表して受領する人を指定してください。
- 「5 相続人等に関する事項」欄  
一緒に申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について書いてください。
  - 「住所」欄  
相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所地を書いてください。
  - 「氏名（署名）」欄  
この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、署名してください。署名のない方が個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求を行った場合、確定申告書及び申告書付表の内容は開示されません。  
なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者についてはその人の住所の頭部に「申告せず」と表示するとともに、氏名を〇で囲んでください。その人は別に確定申告書と申告書付表を提出することになりますから、その人に申告内容を連絡してください。
  - 「個人番号」欄  
相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、相続人や包括受遺者の個人番号（12桁）を書いてください。

- 「相続分…B」欄  
法定相続分（民法第900条、第901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ〇で囲んだ上、その割合を書いてください。  
なお、子や直系尊属、兄弟姉妹が2人以上いる場合や相続人のほかに包括受遺者がいる場合などには、各人の相続分の割合の合計が1となるように調整した上、その調整後の各人の割合を書いてください。  
(注) 1 法定相続分により財産を取得している人は、次の割合となります。
  - 相続人が子と配偶者の場合…子は1/2、配偶者は1/2
  - 相続人が配偶者と直系尊属の場合…配偶者は2/3、直系尊属は1/3
  - 相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合…配偶者は3/4、兄弟姉妹は1/4
  - 子や直系尊属、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上いる場合…各人の相続分は均等なお、イとハの相続人の子や兄弟姉妹が相続開始前に死亡している場合にこれらの人に子があるときは、その子が代襲して相続しますが、この場合のその子の法定相続分は、相続開始前に死亡したその子の親である子や兄弟姉妹の相続分となります。  
2 指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。
- 「相続財産の価額」欄  
各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を書いてください。  
なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（5(7)「相続分…B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ書いてください。

### 9 「6 納める税金等」欄

- 「各人の納付税額」欄  
「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄が黒字の場合に書く欄です。  
この欄には、「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄の納める税金に各人の相続分（5(7)「相続分…B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を書いてください。
- 「各人の還付金額」欄  
「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄が赤字の場合に書く欄です。  
この欄には、「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄の還付される税金が相続人や包括受遺者の協議により分割されているときはその割合により請求できる還付金額を書き、そうでないときはそれぞれ各人が相続や包括遺贈により取得する財産の相続分（民法第900条から第903条）に応じて求めた金額（1円未満の端数切捨て）を書いてください。  
なお、相続人や包括受遺者が受領すべき還付金の受領を相続人の代表者等に委任する場合には、この申告書付表とは別に、還付金の受領に関する委任状の提出が必要になります。

### 10 「7 還付される税金の受取場所」欄

- 「6 納める税金等」欄の「各人の還付金額」欄に記載がある場合に書く欄です。  
この欄には、還付される税金の受取りに当たって、
  - 銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、
  - ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、該当する項目に記入してください。  
なお、還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。  
(注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。

- この申告書付表は、死亡した人の所得税及び復興特別所得税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が確定申告をするときに使用するものです。
- この申告書付表を書く前に、確定申告書で死亡した人の納める税金又は還付される税金（第3期分の税額）を計算してください。
- 死亡した人の所得税及び復興特別所得税について相続人や包括受遺者が提出する確定申告書とこの付表は、相続の開始があったことを知った日の翌日から起算して4か月を経過した日の前日（例えば、死亡した日が6月20日であるときは、10月20日）までに提出してください。  
なお、死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の所得税及び復興特別所得税（その年1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分を除きます。）が無申告であったことにより提出する確定申告書と申告書付表については、上の4か月の申告期間の特例の適用はありませんから、早めに提出してください。
- 相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、一緒に申告してください。この場合、使用する確定申告書と申告書付表は、それぞれ相続人や包括受遺者を通じて1枚で足りる。相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。  
なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に確定申告書と申告書付表を提出することになります。
- 申告書付表の控えを保管する場合には、その控えには相続人や包括受遺者の個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取り扱いには十分ご注意ください。

令和 0 年分収支内訳書 (一般用) (あなたの本年分の事業所得又は雑所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。)

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

提出用

(令和五年分以降用)

令和 年 月 日

「営業等」又は「雑(業務)」のいずれかを選択してください。

営 業 等
雑 ( 業 務 )

(自    月    日 至    月    日)

整理番号                         

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
収入金額	売上(収入)金額 ①	経 費	旅費交通費 ㊷
	家事消費 ②		通 信 費 ㊸
	その他の収入 ③		広告宣伝費 ㊹
	計 (①+②+③) ④		接待交際費 ㊺
売上原価	期首商品(製品)棚卸高 ⑤		損害保険料 ㊻
	仕入金額(製品製造原価) ⑥		修 繕 費 ㊼
	小 計(⑤+⑥) ⑦		消 耗 品 費 ㊽
	期末商品(製品)棚卸高 ⑧		福 利 厚 生 費 ㊾
差引原価(⑦-⑧) ⑨	経 費 ⑰		小 計 (⑰までの計) ⑱
差引金額(④-⑨) ⑩	経 費 ⑱		経 費 計 (⑩-⑱までの計+⑲) ⑳
経 費	給料賃金 ㊱	専従者控除前の所得金額 (⑱-⑳) ㉑	
	外注工賃 ㊲	専 従 者 控 除 ※ ㉒	
	減価償却費 ㊳	所 得 金 額 (⑱-⑳) ㉓	
	貸倒金 ㊴		
費	地代家賃 ㊵		
	利子割引料 ㊶		
	租税公課 ㊿		
その他の経費			
水道光熱費 ㊽			

○給料賃金の内訳

氏 名 (年齢)	従事月数	給 料 賃 金 与 賞	合 計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
( 歳)	月	円	円	円
( 歳)				
( 歳)				
その他 ( 人分)				
計	延べ従事月数		①	

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	円	円	円

○事業専従者の氏名等※

氏 名 (年齢)	続 柄	従 事 月 数
( 歳)		月
( 歳)		
( 歳)		
		延べ従事月数 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span>

【税務署整理欄】

①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	
⑪	
⑫	
⑬	
⑭	
⑮	
⑯	
⑰	
⑱	
⑲	
⑳	
㉑	
㉒	
㉓	
㉔	
㉕	
㉖	
㉗	
㉘	
㉙	
㉚	
㉛	
㉜	
㉝	
㉞	
㉟	
㊱	
㊲	
㊳	
㊴	
㊵	
㊶	
㊷	
㊸	
㊹	
㊺	
㊻	
㊼	
㊽	
㊾	
㊿	

※ 雑所得の金額の計算において、事業専従者控除を受けることはできません。

整理番号

○売上(収入)金額の明細 ※登録番号を記載する場合には、先頭に「T」を付けた上で13桁の数字を記入してください。

売上先名	所在地	登録番号(法人番号)(※)	売上(収入)金額 円
上記以外の売上先の計			
右記①のうち軽減税率対象		うち	計

○仕入金額の明細

仕入先名	所在地	登録番号(法人番号)(※)	仕入金額 円
上記以外の仕入先の計			
右記⑥のうち軽減税率対象		うち	計

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	①取得価額 (償却保証額) 円	②償却の基礎 になる金額 円	償却方法	耐用年数	④償却率 又は 改定償却率	③本年中の償却 期間 月	⑤本年分の 普通償却費 (②×④×③) 円	⑥特別 償却費 円	⑦本年分の 償却費合計 (⑤+⑥) 円	⑧事業専 用割合 %	⑨本年分の必要 経費算入額 (⑦×⑧) 円	⑩未償却残高 (期末残高) 円	摘要
		年・月	( )	円		年		— 12							
		・	( )					— 12							
		・	( )					— 12							
		・	( )					— 12							
		・	( )					— 12							
		・	( )					— 12							
計								— 12					⑬		

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にはのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳(金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額 円	本年中の 利子割引料 円	左のうち必要 経費算入額 円

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等 円	左の賃借料のうち 必要経費算入額 円

◎本年における特殊事情

(令和五年分以降用)

# 令和 年分収支内訳書 (一般用)

(あなたの本年分の事業所得又は雑所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。)

控  
用

### 記帳と帳簿書類の保存義務について

- 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う方は、平成26年1月から、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。
- 帳簿を備え付けて、収入金額や必要経費について、取引の年月日や金額等を記帳しなければなりません。
  - 帳簿や請求書・領収書などの書類を整理して保存しなければなりません。

令和 年 月 日

住所	フリガナ 氏 名	事務所 所在地
事業所 所在地	電 話 番 号 (自 宅) (事業所)	氏 名 (名称)
業種名	屋 号	加 入 団 体 名
		依 頼 税 理 士 等 電 話 番 号

「営業等」又は「雑(業務)」の  
いずれかを選択してください。

営 業 等     雑 ( 業 務 )

(白 月 日 至 月 日)

整理  
番号

○申告には、必ず提出用  
を使ってください。

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
収入金額		経 費	
売上(収入)金額 ①		旅費交通費 ㊷	
家事消費 ②		通 信 費 ㊸	
その他の収入 ③		広告宣伝費 ㊹	
計 (①+②+③) ④		接待交際費 ㊺	
売上原価		損害保険料 ㊻	
期首商品(製品)棚卸高 ⑤		修 繕 費 ㊼	
仕入金額(製品製造原価) ⑥		消 耗 品 費 ㊽	
小 計(⑤+⑥) ⑦		福 利 厚 生 費 ㊾	
期末商品(製品)棚卸高 ⑧		の 他 ⑾	
差引原価(⑦-⑧) ⑨		の 経 費 ⑿	
差引金額(④-⑨) ⑩		給 料 賃 金 ㊿	
経 費		外 注 工 賃 ㊽	
給 料 賃 金 ⑾		減 価 償 却 費 ㊾	
外 注 工 賃 ⑿		貸 倒 金 ㊿	
減 価 償 却 費 ⑿		地 代 家 賃 ㊽	
貸 倒 金 ⑼		利 子 割 引 料 ㊾	
地 代 家 賃 ⑽		そ の 他 の 経 費	
利 子 割 引 料 ⑾		租 税 公 課 ㊿	
そ の 他 の 経 費		荷 造 運 賃 ㊽	
給 料 賃 金 ⑿		水 道 光 熱 費 ㊾	
外 注 工 賃 ⑿		専 従 者 控 除 前 の 所 得 金 額 (⑩-⑿) ⑳	
減 価 償 却 費 ⑿		専 従 者 控 除 ※ ㊿	
貸 倒 金 ⑼		所 得 金 額 (⑳-㊿) ㊽	
地 代 家 賃 ⑽			
利 子 割 引 料 ⑾			
そ の 他 の 経 費			
租 税 公 課 ㊿			
荷 造 運 賃 ㊽			
水 道 光 熱 費 ㊾			

### ○給料賃金の内訳

氏 名 (年齢)	従 事 月 数	給 料 賃 金 与 賞	合 計	所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 源 泉 徴 収 税 額
( 歳)	月	円	円	円
( 歳)				
( 歳)				
その他 ( 人分)				
計	延べ従事月数 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>		① <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>

### ○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	本 年 中 の 報 酬 等 の 金 額	左 の うち 必 要 経 費 算 入 額	所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 源 泉 徴 収 税 額
	円	円	円

### ○事業専従者の氏名等※

氏 名 (年齢)	続 柄	従 事 月 数
( 歳)		月
( 歳)		
( 歳)		
	延べ従事月数	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>

※ 雑所得の金額の計算において、事業専従者控除を受けることはできません。

○売上(収入)金額の明細 ※登録番号を記載する場合には、先頭に「T」を付けた上で13桁の数字を記入してください。

売上先名	所在地	登録番号(法人番号)(※)	売上(収入)金額
			円
上記以外の売上先の計			
右記①のうち軽減税率対象		うち	円
			計
			①

整理番号

◎本年における特殊事情

○仕入金額の明細

仕入先名	所在地	登録番号(法人番号)(※)	仕入金額
			円
上記以外の仕入先の計			
右記⑥のうち軽減税率対象		うち	円
			計
			⑥

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	①取得価額 (償却保証額) 円	②償却の基礎 になる金額 円	償却方法	耐用年数	④償却率 又は 改定償却率	⑤本年中の償却 期間	⑥本年分の 普通償却費 (④×⑤×⑧) 円	⑦特別 償却費 円	⑧本年分の 償却費合計 (⑥+⑦) 円	⑨事業専 用割合 %	⑩本年分の必要 経費算入額 (⑧×⑨) 円	⑪未償却残高 (期末残高) 円	摘要	
		年月 ・	( )			年		12								
		・	( )					12								
		・	( )					12								
		・	( )					12								
		・	( )					12								
		・	( )					12								
計													⑬			

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳(金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額 円	本年中の 本利子割引料 円	左のうち必要 経費算入額 円

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等 円	左の賃借料のうち 必要経費算入額 円
		権更 ..... 賃	
		権更 ..... 賃	

○この用紙は  
控  
用  
です。申告には、必ず  
提出用  
を使  
って  
くだ  
さい。

# 令和 0 年分所得税青色申告決算書 (一般用)

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住 所		フリガナ氏 名		依頼 事務所所在地	
事業所所在地		電 話 番 号 (自 宅) (事業所)		氏 名 (名称)	
業 種 名	屋 号	加 入 団 体 名		電 話 番 号	

整理番号

令和 年 月 日 損 益 計 算 書 (自   月   日 至   月   日)

提出用

(令和五年分以降用)

科 目		金 額 (円)	科 目		金 額 (円)	科 目		金 額 (円)	
売 上 原 価	売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①		経	消耗品費 ⑰		各 種 引 当 金 ・ 準 備 金 等	貸倒引当金 ⑳		
	期首商品(製品) 棚卸高 ②			減価償却費 ⑱				貸倒引当金 ㉑	
	仕入金額(製品製造 原価) ③			福利厚生費 ㉒				計 ㉒	
	小 計 (②+③) ④			給料賃金 ㉓			線 入 額 等	専従者給与 ㉔	
	期末商品(製品) 棚卸高 ⑤			給料賃金 ㉔				貸倒引当金 ㉕	
	差引原価 (④-⑤) ⑥			外注工賃 ㉕					計 ㉕
差引金額 (①-⑥) ⑦		利子割引料 ㉖		青色申告特別控除前の所得金額 (⑳+㉒-㉕)	㉖				
経 費	租 税 公 課 ⑧		費	地 代 家 賃 ㉖		青色申告特別控除額 ㉗			
	荷 造 運 賃 ⑨			貸 倒 金 ㉗		所 得 金 額 (㉖-㉗)	㉗		
	水 道 光 熱 費 ⑩				雑 費 ㉘				
	旅 費 交 通 費 ⑪				計 ㉘				
	通 信 費 ⑫				差 引 金 額 ㉙				
	広 告 宣 伝 費 ⑬								
	接 待 交 際 費 ⑭								
	損 害 保 険 料 ⑮								
	修 繕 費 ⑯								

●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

●下の欄には、書かないでください。

⑰		⑲	
⑱		⑳	
㉑		㉒	
㉓		㉓	

フリガナ  
氏名

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

提出用

(令和五年分以降用)

月	売上(収入)金額 円	仕入金額 円
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
家事消費等		
雑収入		
計		
うち軽減税率対象	うち 円	うち 円

○貸倒引当金繰入額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。)

	金額 円
個別評価による本年分繰入額 <small>(「個別評価による貸倒引当金に関する明細書」の⑥欄の金額を書いてください。)</small>	①
一括評価に よる本年分 繰入額	②
年末における一括評価による貸倒引当金の繰入れの対象となる貸金の合計額	③
本年分繰入限度額 <small>(②×5.5% (金融業は3.3%))</small>	④
本年分の貸倒引当金繰入額 <small>(①+④)</small>	⑤

(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの割増(特別)償却以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

○給料賃金の内訳

氏名	年齢 歳	従事月数 月	支給額			所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円
			給料賃金 円	賞与 円	合計 円	
その他(人分)						
計	延べ従事月数					

○専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢 歳	従事月数 月	支給額			所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円
				給料 円	賞与 円	合計 円	
計	延べ従事月数						

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等 円	左の賃借料のうち 必要経費算入額 円
		権更賃	
		権更賃	

○青色申告特別控除額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。)

	金額 円
本年分の不動産所得の金額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	⑥ (赤字のときは0)
青色申告特別控除前の所得金額(1ページの「損益計算書」の⑧欄の金額を書いてください。)	⑦ (赤字のときは0)
65万円又は55万円 の青色申告特別控除を受ける場合	⑧
65万円又は55万円と⑥のいずれか少ない方の金額(不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。)	⑧
青色申告特別控除額(65万円又は55万円-⑧)と⑦のいずれか少ない方の金額	⑨
上記以外 の場合	⑧
10万円と⑥のいずれか少ない方の金額(不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。)	⑧
青色申告特別控除額(10万円-⑧)と⑦のいずれか少ない方の金額	⑨



○売上(収入)金額の明細 ※登録番号を記載する場合には、先頭に「T」を付けた上で13桁の数字を記入してください。

F A 3 0 5 1

売上先名	所在地	登録番号(法人番号)(※)	売上(収入)金額 円
上記以外の売上先の計(雑収入を含む)			
計			

整理番号

◎本年における特殊事情

○仕入金額の明細

仕入先名	所在地	登録番号(法人番号)(※)	仕入金額 円
上記以外の仕入先の計			
計			

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	①取得価額 (償却保証額) 円	②償却の基礎 になる金額 円	償却方法	耐用年数 年	③償却率 又は 改定償却率	④本年中の償却 期間 月	⑤本年分の 普通償却費 (③×④×⑥) 円	⑦割増(特別) 償却費 円	⑧本年分の 償却費合計 (⑤+⑦) 円	⑨事業専 用割合 %	⑩本年分の必要 経費算入額 (⑧×⑨) 円	⑪未償却残高 (期末残高) 円	摘要
		年・月	( )					— 12							
			( )					— 12							
			( )					— 12							
			( )					— 12							
			( )					— 12							
			( )					— 12							
			( )					— 12							
計															

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にはのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳(金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額 円	本年中の 本利子割引料 円	左のうち必要 経費算入額 円

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額 円	左のうち必要 経費算入額 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円

(令和五年分以降用)



# 令和    年分所得税青色申告決算書（一般用）

住所		フリガナ氏名		事務所所在地	
事業所所在地		電話番号 (自宅) (事業所)		氏名 (名称)	
業種名	屋号	加入団体名		電話番号	

令和 年 月 日

損 益 計 算 書 (自    月    日 至    月    日)

整理番号                              

控 用  ○申告には、必ず 提出用 を使ってください。	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)		
	売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①		消耗品費 ⑰		繰 戻 引 当 金 ・ 準 備 金 等	貸倒引当金 ⑳		
	売 上 原 価	期首商品(製品) ②		減価償却費 ⑱				
		仕入金額(製品製造) ③		福利厚生費 ㉀				
		小計(②+③) ④		給料賃金 ㉁			計 ⑳	
		期末商品(製品) ⑤		外注工賃 ㉂			専従者給与 ㉑	
		差引原価(④-⑤) ⑥		利子割引料 ㉃			貸倒引当金 ㉒	
	差引金額 (①-⑥) ⑦		地代家賃 ㉄					
	経 費	租税公課 ⑧		貸倒金 ㉅			計 ㉓	
		荷造運賃 ⑨					青色申告特別控除前の所得金額 (㉓+㉒-㉔)	
		水道光熱費 ⑩					青色申告特別控除額 ㉕	
		旅費交通費 ⑪				所 得 金 額 (㉕-㉖)		
		通信費 ⑫						
		広告宣伝費 ⑬		雑費 ㉆				
		接待交際費 ⑭		計 ㉇				
		損害保険料 ⑮		差引金額 (⑦-㉇) ㉈				
修繕費 ⑯								

●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

控  
用

月	売上(収入)金額 円	仕入金額 円
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
家事消費等	<input type="text"/>	<input type="text"/>
雑収入	<input type="text"/>	<input type="text"/>
計	<input type="text"/>	<input type="text"/>
うち軽減税率対象	うち <input type="text"/> 円	うち <input type="text"/> 円

○貸倒引当金繰入額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。)

	金額 円
個別評価による本年分繰入額 (個別評価による貸倒引当金に関する明細書の⑥欄の金額を書いてください。)	①
一括評価による本年分繰入額	②
年末における一括評価による貸倒引当金の繰入れの対象となる貸金の合計額	③
本年分繰入限度額 (②×5.5% (金融業は3.3%))	④
本年分の貸倒引当金繰入額 (①+④)	⑤

(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの割増(特別)償却以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

○給料賃金の内訳

氏名	年齢 歳 月	従事月数	支給額			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 円
			給料賃金 円	賞与 円	合計 円	
その他(人分)						
計	延べ従事月数	<input type="text"/>				<input type="text"/>

○専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢 歳 月	従事月数	支給額			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 円
				給料 円	賞与 円	合計 円	
計	延べ従事月数	<input type="text"/>				<input type="text"/>	

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等 円	左の賃借料のうち必要経費算入額 円
		権更賃	
		権更賃	

○青色申告特別控除額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。)

	金額 円
本年分の不動産所得の金額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	⑥ (赤字のときは0)
青色申告特別控除前の所得金額(1ページの「損益計算書」の⑧欄の金額を書いてください。)	⑦ (赤字のときは0)
65万円又は55万円 の青色申告特別控除を受ける場合	⑧
65万円又は55万円と⑥のいずれか少ない方の金額 (不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。)	⑧
青色申告特別控除額 (65万円又は55万円-⑧)と⑦のいずれか少ない方の金額	⑨
上記以外 の場合	⑧
10万円と⑥のいずれか少ない方の金額 (不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。)	⑧
青色申告特別控除額 (10万円-⑧)と⑦のいずれか少ない方の金額	⑨

○売上(収入)金額の明細 ※登録番号を記載する場合には、先頭に「T」を付けた上で13桁の数字を記入してください。

売上先名	所在地	登録番号(法人番号)(※)	売上(収入)金額 円
上記以外の売上先の計(雑収入を含む)			
計			

整理番号

◎本年における特殊事情

○仕入金額の明細

仕入先名	所在地	登録番号(法人番号)(※)	仕入金額 円
上記以外の仕入先の計			
計			

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	①取得価額 (償却保証額) 円	②償却の基礎 になる金額 円	償却方法	耐用年数 年	④償却率 又は 改定償却率	⑤本年中の償却 期間 月	⑥本年分の 普通償却費 (②×④×⑤) 円	⑦割増(特別) 償却費 円	⑧本年分の 償却費合計 (⑥+⑦) 円	⑨事業専 用割合 %	⑩本年分の必要 経費算入額 (⑧×⑨) 円	⑪未償却残高 (期末残高) 円	摘要
			( )					— 12							
			( )					— 12							
			( )					— 12							
			( )					— 12							
			( )					— 12							
			( )					— 12							
			( )					— 12							
計	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にはのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳(金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額 円	本年中の 本利子割引料 円	左のうち必要 経費算入額 円

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額 円	左のうち必要 経費算入額 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円

○この用紙は控用です。申告には、必ず提出用を使ってください。



令和 05 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 申告書 (損失申告用) 付表  
(特定非常災害の被災者の方用)

F A 0 1 8 2

第四表付表(一)

○この付表は、申告書(第一表・第二表)及び第四表と一緒に提出してください。

整理番号	<input style="width: 95%;" type="text"/>	一連番号	<input style="width: 95%;" type="text"/>
------	--	------	--

現在の住所 又は 居所 事業所等	フリガナ 氏名
---------------------------	------------

この付表は、所得税法第70条の2（特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例）、同法第71条の2（特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例）、震災特例法第5条（雑損失の繰越控除の特例）又は同法第7条（純損失の繰越控除の特例）の規定の適用を受ける方が、申告書第四表（損失申告用）の「3 翌年以後に繰り越す損失額」、「4 繰越損失を差し引く計算」又は「5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」に代えて使用します。

**3 翌年以後に繰り越す損失額**  
○ 純損失の繰越控除期間の特例の該当判定

事業所得	事業資産特定災害損失額	①	円
	事業所得に係る事業用固定資産の価額の合計額	②	
	①/② $\geq$ 0.1のときは、「該当」 当てはまる方を○で囲んでください。		該当・非該当
不動産所得等	不動産等特定災害損失額	③	円
	不動産所得又は山林所得に係る事業用固定資産の価額の合計額	④	
	③/④ $\geq$ 0.1のときは、「該当」 当てはまる方を○で囲んでください。		該当・非該当

○ 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額		被災純損失以外の純損失金額	⑧①	円					
		要件非該当	被災純損失金額（所得税法）	⑧①'					
			被災純損失金額（震災特例法）	⑧①''					
		要件該当	特定非常災害発生年純損失金額	⑧①'''					
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額			⑧②						
変動所得の損失額			⑧③						
被災事業用資産の損失額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	(A)損害金額	(B)保険金などで補填される金額	(C)差引損失額 (A - B)		
				.	円	円	⑧④	円	
	山林以外	営業等・農業	うち 棚卸資産特定災害損失額					⑧④'	
			うち 固定資産特定災害損失額					⑧④''	
			うち 棚卸資産震災損失額					⑧④'''	
			うち 固定資産震災損失額					⑧④''''	
	山林	不動産	.			円	円	⑧⑤	
			うち 固定資産特定災害損失額					⑧⑤'	
			うち 固定資産震災損失額					⑧⑤''	
	山林	山林	.			円	円	⑧⑥	
うち 固定資産特定災害損失額					⑧⑥'				
うち 固定資産震災損失額					⑧⑥''				
山林所得に係る被災事業用資産の損失額		被災純損失以外の純損失金額	⑧⑦	円					
		要件非該当	被災純損失金額（所得税法）	⑧⑦'					
			被災純損失金額（震災特例法）	⑧⑦''					
		要件該当	特定非常災害発生年特定純損失金額	⑧⑦'''					
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額		被災純損失以外の純損失金額	⑧⑧						
		要件非該当	被災純損失金額（所得税法）	⑧⑧'					
			被災純損失金額（震災特例法）	⑧⑧''					
		要件該当	特定非常災害発生年特定純損失金額	⑧⑧'''					

資産	整理欄
----	-----

令和 05 年分の 所得 税 及 び 復興 特別 所得 税 の 申告 書 ( 損 失 申 告 用 ) 付 表  
( 特 定 非 常 災 害 の 被 災 者 の 方 用 )

F A 0 1 9 2

整 理 番 号	<input style="width: 90%;" type="text"/>	一 連 番 号	<input style="width: 90%;" type="text"/>
---------	--	---------	--

第四表付表(二) ○この付表は、申告書(第一表・第二表)及び第四表と一緒に提出してください。

4 繰越損失を差し引く計算 (5年前、4年前及び3年前に生じた損失)

年 分	損 失 の 種 類				㉔前年分までに引ききれなかった損失額	㉕本年分で差し引く損失額	㉖翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額(㉔-㉕)
A 平成30年 (5年前)	純 損	平成30年が青色の場合	要件該当	特定非常災害発生年純損失	山林以外		/
				山林			
	純 損	平成30年が白色の場合	要件該当	特定非常災害発生年特定純損失	山林以外		
				山林			
	失	被災純損失(青・白)	要件非該当	被災純損失(所得税法)	山林以外		
					山林		
			被災純損失(震災特例法)	山林以外	円	円	
				山林			
雑損失	特定雑損失(所得税法)						
	特定雑損失(震災特例法)			円	円		
B 令和元年 (4年前)	純 損	令和元年が青色の場合	要件該当	特定非常災害発生年純損失	山林以外		
				山林			
	純 損	令和元年が白色の場合	要件該当	特定非常災害発生年特定純損失	山林以外		
				山林			
	失	被災純損失(青・白)	要件非該当	被災純損失(所得税法)	山林以外		
					山林		
			被災純損失(震災特例法)	山林以外	円	円	
				山林			
雑損失	特定雑損失(所得税法)						
	特定雑損失(震災特例法)			円	円		
C 令和2年 (3年前)	純 損	令和2年が青色の場合	要件非該当	被災純損失以外の損失	山林以外		
				山林			
		要件該当	特定非常災害発生年純損失	山林以外			
				山林			
	失	令和2年が白色の場合	要件非該当	変動所得の損失		円	
						円	
			被災事業用資産の損失	山林以外			
				山林			
	雑損失	被災純損失(青・白)	要件該当	特定非常災害発生年特定純損失	山林以外		
					山林		
			要件非該当	被災純損失(所得税法)	山林以外	円	円
					山林		
被災純損失(震災特例法)				山林以外	円	円	
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額							
特定雑損失以外の雑損失							
特定雑損失(所得税法)							
特定雑損失(震災特例法)				円	円		



令和 05 年分の 所得 税 及 び 復興 特別 所得 税 の 申告 書 ( 損 失 申 告 用 ) 付 表  
( 特 定 非 常 災 害 の 被 災 者 の 方 用 )

F A 0 1 9 3

第四表付表三

○この付表は、申告書(第一表・第二表)及び第四表と一緒に提出してください。

整理号	<input style="width: 95%;" type="text"/>	一連番号	<input style="width: 95%;" type="text"/>
-----	--	------	--

4 繰越損失を差し引く計算 ( 2 年前及び前年に生じた損失 )

年分	損 失 の 種 類		㊤前年分までに引ききれなかった損失額	㊦本年分で差し引く損失額	㊧翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額 (A-G)		
令和3年 (2年前)	純 損 失	令和3年が青色の場合	要件非該当 被災純損失以外の損失	山林以外			
			山林				
		要件該当 特定非常災害発生年純損失	山林以外				
		山林					
		令和3年が白色の場合	要件非該当 変動所得の損失		円	円	円
			要件該当 被災事業用資産の損失	山林以外			
	被災純損失 (青・白)	要件非該当	特定非常災害発生年特定純損失	山林以外			
			山林				
	雑 損 失	被災純損失 (所得税法)	山林以外				
			山林				
		被災純損失 (震災特例法)	山林以外	円	円	円	
			山林				
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額							
特定雑損失以外の雑損失							
特定雑損失 ( 所得税法 )							
令和4年 (前年)	純 損 失	令和4年が青色の場合	要件非該当 被災純損失以外の損失	山林以外			
			山林				
		要件該当 特定非常災害発生年純損失	山林以外				
		山林					
		令和4年が白色の場合	要件非該当 変動所得の損失		円	円	円
			要件該当 被災事業用資産の損失	山林以外			
	被災純損失 (青・白)	要件非該当	特定非常災害発生年特定純損失	山林以外			
			山林				
	雑 損 失	被災純損失 (所得税法)	山林以外				
			山林				
		被災純損失 (震災特例法)	山林以外	円	円	円	
			山林				
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額							
特定雑損失以外の雑損失							
特定雑損失 ( 所得税法 )							
特定雑損失 ( 震災特例法 )			円	円	円		
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額				㊨	円		
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額				㊩	円		
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額				㊪	円		
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額				㊫	円		

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

特定雑損失以外の雑損失の金額	㊬	円
特定雑損失 ( 所得税法 ) の金額	㊭	円
特定雑損失 ( 震災特例法 ) の金額	㊮	円

資産	整理欄
----	-----

令和 05 年分の 所得 税 及 び 復興特別所得 税 の 申告書 (損失申告用) 付表  
(特定非常災害の被災者の方)

整理番号

現在の住所 又は 居 所 事 業 所 等	フリガナ 氏 名
-------------------------------	-------------

この付表は、所得税法第70条の2（特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例）、同法第71条の2（特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例）、震災特例法第5条（雑損失の繰越控除の特例）又は同法第7条（純損失の繰越控除の特例）の規定の適用を受ける方が、申告書第四表（損失申告用）の「3 翌年以後に繰り越す損失額」、「4 繰越損失を差し引く計算」又は「5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」に代えて使用します。

**3 翌年以後に繰り越す損失額**  
○ 純損失の繰越控除期間の特例の該当判定

事業所得	事業資産特定災害損失額	①		円
	事業所得に係る事業用固定資産の価額の合計額	②		
	①/② $\geq$ 0.1のときは、「該当」	当てはまる方を○で囲んでください。		該 当 ・ 非 該 当
不動産所得等	不動産等特定災害損失額	③		円
	不動産所得又は山林所得に係る事業用固定資産の価額の合計額	④		
	③/④ $\geq$ 0.1のときは、「該当」	当てはまる方を○で囲んでください。		該 当 ・ 非 該 当

○ 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額					被災純損失以外の純損失金額	⑧		円					
					要件非該当	被災純損失金額（所得税法）	⑧'						
						被災純損失金額（震災特例法）	⑧''						
					要件該当	特定非常災害発生年純損失金額	⑧'''						
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額							⑧②						
変動所得の損失額							⑧③						
被災事業用資産の損失額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	(A)損害金額	(B)保険金などで補填される金額	(C)差引損失額 (A - B)						
							山林以外	営業等・農業	. . .	円	円	⑧④	
									うち 棚卸資産特定災害損失額			⑧④'	
									うち 固定資産特定災害損失額			⑧④''	
									うち 棚卸資産震災損失額			⑧④'''	
							山林以外	不動産	. . .	円	円	⑧⑤	
									うち 固定資産特定災害損失額			⑧⑤'	
									うち 固定資産震災損失額			⑧⑤''	
									うち 固定資産震災損失額			⑧⑤'''	
							山林		. . .	円	円	⑧⑥	
うち 固定資産特定災害損失額			⑧⑥'										
うち 固定資産震災損失額			⑧⑥''										
山林所得に係る被災事業用資産の損失額							(C)差引損失額 (A - B)						
							要件非該当	被災純損失以外の純損失金額	⑧⑦				
								被災純損失金額（所得税法）	⑧⑦'				
							要件該当	被災純損失金額（震災特例法）	⑧⑦''				
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額							(C)差引損失額 (A - B)						
							要件非該当	被災純損失以外の純損失金額	⑧⑧				
								被災純損失金額（所得税法）	⑧⑧'				
							要件該当	被災純損失金額（震災特例法）	⑧⑧''				
被災事業用資産の損失額							(C)差引損失額 (A - B)						
							要件非該当	被災純損失以外の純損失金額	⑧⑨				
								被災純損失金額（所得税法）	⑧⑨'				
							要件該当	被災純損失金額（震災特例法）	⑧⑨''				

第四表付表(一) ○この用紙は控用です。

令和 05 年分の 所得 税 及 び 復興 特別 所得 税 の 申告 書 (損 失 申 告 用) 付 表  
(特 定 非 常 災 害 の 被 災 者 の 方 用)

整 理 号

第 四 表 付 表 (二)  
○この用紙は控用です。

4 繰越損失を差し引く計算 (5年前、4年前及び3年前に生じた損失)

年 分	損 失 の 種 類				㊤前年分までに引ききれなかった損失額	㊦本年分で差し引く損失額	㊧翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額 (㊤-㊦)
A 平成30年 (5年前)	純 損	平成30年が青色の場合	要件該当	特定非常災害発生年純損失	山林以外		/
					山 林		
		平成30年が白色の場合	要件該当	特定非常災害発生年特定純損失	山林以外		
					山 林		
	失	被災純損失 (青・白)	要件非該当	被災純損失 (所得税法)	山林以外		
					山 林		
				被災純損失 (震災特例法)	山林以外	円	
					山 林	円	
雑損失	特定雑損失 (所得税法)						
	特定雑損失 (震災特例法)				円		
B 令和元年 (4年前)	純 損	令和元年が青色の場合	要件該当	特定非常災害発生年純損失	山林以外		
					山 林		
		令和元年が白色の場合	要件該当	特定非常災害発生年特定純損失	山林以外		
					山 林		
	失	被災純損失 (青・白)	要件非該当	被災純損失 (所得税法)	山林以外		
					山 林		
				被災純損失 (震災特例法)	山林以外	円	
					山 林	円	
雑損失	特定雑損失 (所得税法)						
	特定雑損失 (震災特例法)				円		
C 令和2年 (3年前)	純 損	令和2年が青色の場合	要件非該当	被災純損失以外の損失	山林以外		
					山 林		
			要件該当	特定非常災害発生年純損失	山林以外		
					山 林		
	失	令和2年が白色の場合	要件非該当	被災事業用資産の損失	山林以外		
					山 林		
			要件該当	特定非常災害発生年特定純損失	山林以外		
					山 林		
	被災純損失 (青・白)	要件非該当	被災純損失 (所得税法)	山林以外			
				山 林			
				被災純損失 (震災特例法)	山林以外	円	
					山 林	円	
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額							
雑損失	特定雑損失以外の雑損失						
	特定雑損失 (所得税法)						
	特定雑損失 (震災特例法)				円	円	

令和 05 年分の 所得 税 及 び 復興 特別 所得 税 の 申告 書 ( 損 失 申 告 用 ) 付 表  
( 特 定 非 常 災 害 の 被 災 者 の 方 用 )

整理号

第四表付表三

○この用紙は控用です。

4 繰越損失を差し引く計算 ( 2 年前及び前年に生じた損失)

年分	損 失 の 種 類	要件非該当	要件該当	山林以外 山 林	④前年分までに引ききれなかった損失額 円	⑤本年分で差し引く損失額 円	⑥翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額 (A-B) 円	
D 令和3年 (2年前)	純 損 失	令和3年が 青色の場合	要件非該当	被災純損失 以外の損失	山林以外			
				山林				
		要件該当	特定非常災 害発生年純 損失	山林以外				
			山林					
		令和3年が 白色の場合	要件非該当	変動所得の損失		円	円	円
				被災事業用 資産の損失	山林以外			
	要件該当		特定非常災 害発生年特 定純損失	山林以外				
			山林					
	被災純損失 (青・白)	要件非該当	被災純損失 (所得税法)	山林以外				
			山林					
		要件該当	被災純損失 (震災特例法)	山林以外	円	円	円	
			山林					
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額								
雑 損 失	特定雑損失以外の雑損失							
	特定雑損失 ( 所 得 税 法 )							
	特定雑損失 ( 震 災 特 例 法 )				円	円	円	
E 令和4年 (前年)	純 損 失	令和4年が 青色の場合	要件非該当	被災純損失 以外の損失	山林以外			
				山林				
		要件該当	特定非常災 害発生年純 損失	山林以外				
			山林					
		令和4年が 白色の場合	要件非該当	変動所得の損失		円	円	円
				被災事業用 資産の損失	山林以外			
	要件該当		特定非常災 害発生年特 定純損失	山林以外				
			山林					
	被災純損失 (青・白)	要件非該当	被災純損失 (所得税法)	山林以外				
			山林					
		要件該当	被災純損失 (震災特例法)	山林以外	円	円	円	
			山林					
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額								
雑 損 失	特定雑損失以外の雑損失							
	特定雑損失 ( 所 得 税 法 )							
	特定雑損失 ( 震 災 特 例 法 )				円	円	円	
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額					⑧9	円		
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額					⑨0	円		
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額					⑨1	円		
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額					⑨2	円		

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

特定雑損失以外の雑損失の金額	⑨3 円
特定雑損失 ( 所 得 税 法 ) の金額	⑨3 円
特定雑損失 ( 震 災 特 例 法 ) の金額	⑨3 円

# 被災した住宅、家財等の損失額の計算書

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

損害年月日	. . .	損害の原因		
住宅・家財等の損失額の計算				
住宅の種類		住宅・その他 ( )		住宅・その他 ( )
住宅の区分		平屋・二階建・その他 ( )		平屋・二階建・その他 ( )
住宅の構造		木造・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート 鉄骨造・その他 ( )		木造・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート 鉄骨造・その他 ( )
住宅の取得年月		年 月		年 月
住宅の床面積		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
被害の区分		全壊・流失・埋没・倒壊・半壊 ・一部破損・床上浸水 cm・床下		全壊・流失・埋没・倒壊・半壊 ・一部破損・床上浸水 cm・床下
浸水時間		24時間以上・24時間未満		24時間以上・24時間未満
土砂(海水)の流入		有・無		有・無
住宅 の 損 失 額	(1) 取得価額等が明らかな場合 住宅の取得価額	①	円	円
	(2) (1) 以外の場合 1㎡当たりの工事費用×総床面積	②	_____千円/㎡ × _____㎡ = _____円	_____千円/㎡ × _____㎡ = _____円
	(①・②) × 0.9 × 償却率 ( _____ ) × 経過年数 ( _____ 年)	③		
	被災直前の時価相当額 ( (①・②) - ③ )	④		
	損害額 ( ④ × 被害割合 ( _____% ) )	⑤		
	保険金などで補填される金額	⑥		
	差引損失額 ( ⑤ - ⑥ )	⑦		
家 財 の 損 失 額	(1) 取得価額等が明らかな場合 家財の時価の合計額 (別紙から転記)	⑧		円
	(2) 家族構成別家財評価額 (世帯主の年齢 _____ 歳 : 夫婦・独身)	⑨		円
	(1)以外の 場合	⑩	大人 1,300,000円 × _____人 = _____円 子供 800,000円 × _____人 = _____円 計 _____円	
	被災直前の時価相当額 (⑨ + ⑩)	⑪		円
	損害額 ( (⑧・⑪) × 被害割合 ( _____% ) )	⑫		
	保険金などで補填される金額	⑬		
差引損失額 ( ⑫ - ⑬ )	⑭			
車 両 の 損 失 額	普通・軽の区分		普通・軽	普通・軽
	取得年月		年 月	年 月
	車両の取得価額	⑮	円	円
	⑮ × 0.9 × 償却率 × 経過年数 ( _____ ) ( _____ 年)	⑯		
	被災直前の時価相当額 ( ⑮ - ⑯ )	⑰		
	損害額 ( ⑰ × 被害割合 ( _____% ) )	⑱		
	保険金などで補填される金額	⑲		
差引損失額 ( ⑱ - ⑲ )	⑳			
差引損失額の合計 ( ⑦ + ⑭ + ⑳ )	㉑			

## 書 き 方

1 この計算書は、災害による被害を受けたことにより、雑損控除の適用を受けようとする方が、個々に損失額を計算することが困難な場合に、一定の算定方式により、損失額を計算するためのものです。

2 各欄の記載に当たっては、次の点に注意してください。

「損害年月日」欄： 災害の始まった日を記載してください。

「損害の原因」欄： 「〇〇地震」などと記入します。

「住宅の種類」欄： 該当するものを○で囲んでください。

「住宅の区分」、「住宅の構造」欄： 該当するものを○で囲んでください。

なお、三階建て以上又は地下階のある住宅については、「住宅の区分」欄の「その他」を○で囲み、( )内に「〇階建て」又は「地下階あり」と記載してください。

「住宅の取得年月」欄： 住宅の取得年月を記載してください。

「住宅の床面積」欄： 住宅の総床面積を記載してください。

「被害の区分」欄： 該当する事項を○で囲んでください。

なお、床上浸水の場合には、床板上の浸水の高さを記載してください。

「浸水時間」欄： 浸水した時間で該当する事項を○で囲んでください。

「土砂(海水)の流入」欄： 土砂(海水)の流入の有無(床上・床下を問いません)について、該当するものを○で囲んでください。

「住宅・家財等の損失額の計算」欄

イ 「1 住宅の損失額」欄： 被災した住宅ごとにそれぞれ記載してください。

住宅の取得時期及び取得価額が明らかな場合は(1)に記載してください。

住宅の取得時期及び取得価額が明らかでない場合は(2)により計算してください。

②欄の1㎡当たりの工事費用は、参考4を参照してください。

③欄の償却率は、参考1の構造の区分に応じた償却率を記載します。

経過年数に、6月以上の端数がある場合は1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。

④欄の計算に当たっては、参考1の耐用年数を全て経過していても、被災資産の取得価額の5%に相当する金額は残ります。

⑤欄の被害割合については、参考3を参照してください。

ロ 「2 家財の損失額」欄： 家財の個々の取得時期及び取得価額が明らかな場合は(1)に記載してください。

家財の個々の取得時期及び取得価額が明らかでない場合は(2)により計算してください。

なお、(1)による場合は、別紙「被災した家財の個別明細書」により計算し、当該別紙の「⑤時価」の「合計」欄の金額を転記してください。

⑨欄の家族構成別家財評価額は、参考5を参照してください。

⑫欄の被害割合については、参考3を参照してください。

ハ 「3 車両の損失額」欄： 被災した車両(生活に通常必要でないものを除きます。)ごとに記載してください。

なお、「普通・軽の区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。

⑯欄の償却率は、参考2の種類区分に応じた償却率を記載します。

経過年数に、6月以上の端数がある場合は1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。

⑰欄の計算に当たっては、参考3の耐用年数を全て経過していても、被災資産の取得価額の5%に相当する金額は残ります。

⑱欄の被害割合については、参考3を参照してください。

ニ 「保険金などで補填される金額」欄： 保険金や共済金、損害賠償金などの支払を受ける場合に、その支払を受ける金額がその対象となった被災した資産の区分(住宅、家財、車両の区分)ごとに判明するときはその被災した資産の区分ごとに、判明しないときは被災財産の被害額等により配分したところにより、記載してください。

参考 1：住宅の構造別耐用年数表

構 造		耐用年数	償却率
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造		70年	0.015
れんが造、石造又はブロック造		57年	0.018
金属造	骨格材の肉厚4mm超	51年	0.020
	骨格材の肉厚3mm超4mm以下	40年	0.025
	骨格材の肉厚3mm以下	28年	0.036
木造又は合成樹脂造		33年	0.031
木骨モルタル造		30年	0.034

(注1) 耐用年数は、通常の耐用年数を1.5倍したものとなっています。  
(注2) 償却率は、旧定額法で記載しています。  
(注3) 上記以外の資産の償却率については、税務署にお問い合わせください。

参考 2：車両の種類別耐用年数表

種 類	耐用年数	1.5倍した年数	償却率
普通自動車	6年	9年	0.111
軽自動車	4年	6年	0.166

参考 3：被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘要
			住宅	家財	
損壊	全壊・流失・埋没・倒壊		100	100	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合 住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合
	(倒壊に準ずるものを含む)				
	半壊		50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一部破損		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸水	床上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	<ul style="list-style-type: none"> <li>海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ書の割合を使用します。</li> <li>なお、長期浸水(24時間以上)の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。</li> <li>「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。</li> <li>「二階建以上」とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。</li> </ul>
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床上 1m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床上 50cm以上 1m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床上 50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
床下		15 (0)	—		

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

参考4：地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり）【令和5年分用】

（単位：千円）

	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
全国平均（注）	177	265	278	272
北海道	197	305	278	272
青森	188	265	278	272
岩手	193	265	278	272
宮城	177	265	302	272
秋田	183	265	312	272
山形	189	265	278	272
福島	182	265	307	272
茨城	177	265	278	272
栃木	177	265	278	272
群馬	177	265	278	272
埼玉	177	308	285	280
新潟	193	265	278	354
長野	192	265	300	272
千葉	177	309	278	274
東京都	177	327	341	321
神奈川	177	265	312	303
山梨	191	265	322	272
富山	190	265	332	272
石川	189	291	326	290
福井	187	385	368	276
岐阜	178	265	278	272
静岡	185	265	278	272
愛知	177	265	278	272
三重	186	265	278	274
滋賀	177	265	278	272
京都	180	389	278	293
大阪	177	265	278	272
兵庫	177	277	278	272
奈良	177	265	278	272
和歌山	177	265	278	272
鳥取	188	265	278	272
島根	187	265	278	272
岡山	190	291	278	272
広島	177	288	278	272
山口	185	265	278	272
徳島	195	265	278	272
香川	192	265	278	272
愛媛	184	265	278	272
高知	188	265	296	272
福岡	177	265	278	272
佐賀	177	265	278	272
長崎	181	265	278	272
熊本	184	265	278	272
大分	180	265	278	291
宮崎	179	265	278	272
鹿児島	183	265	278	272
沖縄	182	265	278	291

（注）該当する都道府県の工事費用が全国平均を下回る場合は、全国平均の工事費用を用いています。

参考5：家族構成別家財評価額

世帯主の年齢	夫婦	独身
歳	万円	万円
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

（注1）大人（年齢18歳以上）1名につき130万円を加算し、子供（年齢18歳未満）1名につき80万円を加算します。

（注2）配偶者と死別している場合は、「家族構成別家財評価額」の「夫婦」欄を使用し、大人1名分（130万円）を差し引いて計算します。





# 居住形態等に関する確認書

## Confirmation of the Type of Resident Status etc.

一  
面

(令和5年分)

氏名 Name (Last, First, Middle)	
住所又は居所 Domicile or residence	
電話番号 Telephone number	
国籍 Nationality	
在留カード番号等 Residence Card number or Alien Registration number	
<b>居住形態等 (Type of Resident Status)</b>	
1 下記事項を記入してください。(Please fill out the following items.)	
(1) 当初の入国年月日 (Date of original entry into Japan)	(Year) (Month) (Day) 年 月 日
(2) 在留資格 (Visa status in Japan)	_____
(3) 在留期間 (Permitted period of stay in Japan)	_____
2 令和5年中に出国しましたか。(Did you leave Japan anytime during 2023?)	
<input type="checkbox"/> (Yes) はい <input type="checkbox"/> (No) いいえ	
3 2の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。 (If your answer to 2 is "Yes", please fill out the following items.)	
(1) 出国の期間 (Period of absence from Japan)	月 日～ 月 日 月 日～ 月 日 月 日～ 月 日
(2) 出国の目的 (Purpose of absence from Japan)	_____
4 令和5年中の居住形態による期間区分 (Period of each type of resident status during 2023)	
(1) 非居住者期間 (Period of Non-resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
(2) 非永住者期間 (Period of Non-permanent Resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
(3) 永住者期間 (Period of Permanent Resident Taxpayer)	月 日～ 月 日
5 (1) 4 (2)の非永住者期間があるときは、その期間中に国外に源泉のある所得はありますか。 (If you were a Non-permanent Resident Taxpayer during any period of 2023, did you receive any foreign source income during that period?)	
<input type="checkbox"/> (Yes) はい <input type="checkbox"/> (No) いいえ	
(2) (1)の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。 (If your answer to (1) is "Yes", please fill out the following items.)	
① 国外に源泉のある所得の金額 (Amount of foreign source income)	円
② ①のうち国内で支払われた金額 (Amount paid in Japan out of ①)	円
③ ①のうち国外から送金された金額 (Amount remitted to Japan out of ①)	円

## 住所又は居所を有していた期間の確認表

### Confirmation Table of the Period of Resident Status

- 平成25年1月1日から令和4年12月31日までにおいて国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。

Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan within the preceding 10 years (2013~2022).

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)							年数・月数・日数 (The number of years, months and days)		
(Year)	(Month)	(Day)	~	(Year)	(Month)	(Day)	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
住所又は居所を有していた期間の合計 (Total)									
(注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.							年	月	日

- 令和5年において国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。

Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan during 2023.

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)					年数・月数・日数 (The number of years, months and days)		
(Month)	(Day)	~	(Month)	(Day)	年	月	日
月	日	~	月	日	年	月	日
月	日	~	月	日	年	月	日
月	日	~	月	日	年	月	日
住所又は居所を有していた期間の合計 (Total)							
(注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.					年	月	日

(令和5年分)

## Resident Status

The scope of taxable income is determined by your resident status. Therefore, first of all, you are requested to make clear what your resident status is.

Resident status is divided into three categories: Non-permanent Resident, Permanent Resident, Non-resident.

The following is a brief explanation of resident status.

### [1] Resident

A person who has a “JUSHO” (domicile) in Japan, or has had a “KYOSHO”(residence) in Japan for one year or more.

**NOTE : In general, you have a “JUSHO” in Japan if your base of living is in Japan, and you have a “KYOSHO” in Japan if you are staying or living in Japan regardless of your “JUSHO”.**

#### (i) Non-permanent resident

A resident who has not Japanese nationality and has had his/her “JUSHO” or “KYOSHO” in Japan for period or periods in the aggregate 5 years or less in last 10 years.

#### (ii) Permanent resident

A resident other than non-permanent resident.

### [2] Non-resident

A person other than resident.

## Taxable Income

The following table shows the scope of taxable income according to your resident status.

### SCOPE OF TAXABLE INCOME

CLASSIFICATION		INCOME OTHER THAN FOREIGN SOURCE INCOME	FOREIGN SOURCE INCOME	
			PAID IN JAPAN	PAID ABROAD
RESIDENT	PERMANENT RESIDENT	Taxable		
	NON-PERMANENT RESIDENT	Taxable	Taxable	Only the portion deemed remitted to Japan is taxable. (This means that the remainder retained abroad is not taxable.)
CLASSIFICATION		DOMESTIC SOURCE INCOME	INCOME OTHER THAN DOMESTIC SOURCE INCOME	
NON-RESIDENT		Taxable in principle	Not Taxable	

**NOTE:** Salaries, wages or other remuneration for personal services performed in Japan are treated as “domestic source income”, whether they are paid in Japan or abroad.

## “Confirmation Table of the Period of Resident Status”

- “Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan within the preceding ten years” may be checked in the manner as mentioned below.
  - To check the dates of emigration and immigration as stamped in your passport when you keep your passport covering that period.
  
- In place of stating periods during which you have maintained domicile or residence in Japan, you may attach to this confirmation table a copy of your passport.

## 「住所又は居所を有していた期間の確認表」の記載について

- 「過去 10 年以内において国内に住所又は居所を有していた期間」については、次の方法により確認することができます。
  - その期間の旅券を保管している場合には、その旅券に記録された出入国の履歴
  
- 国内に住所又は居所を有していた期間の記載に代えて、旅券の写しを添付することができます。